

焼津市

こども・若者 スマイルプラン

焼津市こども計画



令和7年3月
焼津市



は じ め に

本市では、第6次総合計画の最重要施策に、こども・子育て支援の充実を位置付け、「第2期子ども・子育て支援事業計画」のもと、こども医療費の無料化を代表とする経済的負担の軽減のほか、こども家庭センターや子育て支援センターにおける相談体制の充実、こどもたちの居場所づくりとして、ターントクルこども館の整備や児童センターとまどぴあのリニューアルなど、様々な子育て支援策を推進してまいりました。



また、増加する保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所や放課後児童クラブの整備を進めるとともに、幼稚園教諭・保育士の確保と資質向上に努め、各種補助制度や研修体制の構築など、数多くの先進的な取り組みを実施しております。

国においては、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

こうした背景を踏まえ、本市におきましては、こども・子育て支援の更なる充実に向けた施策を総合的に推進するため、「焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）」を子ども・子育て会議における審議を経て策定いたしました。

この計画におきましては、第1期子ども・子育て支援事業計画からの基本理念である「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を継承し、進捗状況や課題を整理した上で、新たにこども・若者、子育て当事者の意見を踏まえ、各々の視点を重視して、結婚・妊娠・出産から子育てまでのライフステージに応じた切れ目のないより一層の支援の充実に向けて、3つの基本方針のもと、安心して産み、育てることができる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。そして、全てのこども・若者、子育て当事者が明るい笑顔で心豊かに過ごすことのできる焼津市を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、御協力いただきました、子ども・子育て会議委員の皆様並びに、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」や「こども・若者への意見聴取」パブリックコメント等を通じて貴重な御意見を賜りました皆様など、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

焼津市長 中野 弘道

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	3
5. こども計画策定のポイント	4
6. 「こども」表記の判断基準について	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 少子化をめぐる状況	5
2. こどもと子育て家庭を取り巻く環境	8
3. こども・若者を取り巻く状況	12
4. 焼津市の子ども・子育て支援に関する調査結果	14
5. こども・若者への意見聴取	27
第3章 計画の基本的な考え方	45
1. 基本理念	45
2. 基本方針	46
3. 施策体系	47
第4章 施策の展開	49
1. 多様なニーズに応えるライフステージを通じた支援の充実	49
2. こどもや若者、子育て当事者の視点に立ったライフステージに応じた支援の充実	62
3. 安心して子育てできる環境づくり	74
第5章 施策推進のために	81
1. 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画 （第3期焼津市子ども・子育て支援事業計画）	81
2. 施策の推進体制	109
3. 数値目標（評価指標）の設定	110
資料編	111
1. 焼津市子ども・子育て会議委員名簿	111
2. 焼津市子ども・子育て会議条例	112
3. 策定経過	114
4. 用語解説	115



第1章 計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定されました。

本市では、平成24年の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、地域の実情に応じた質の高い幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「第1期焼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和2年度には子どもの貧困対策推進法に基づく、子どもの貧困対策に関する計画も包括して、「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」という。）」を令和2年3月に策定し、「育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）（以下、「本計画」という。）」を策定し、本市の切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組めます。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、こども大綱及びしずおかこども幸せプラン（静岡県こども計画）を勘案して、本市におけるこども施策を総合的に推進するための計画です。

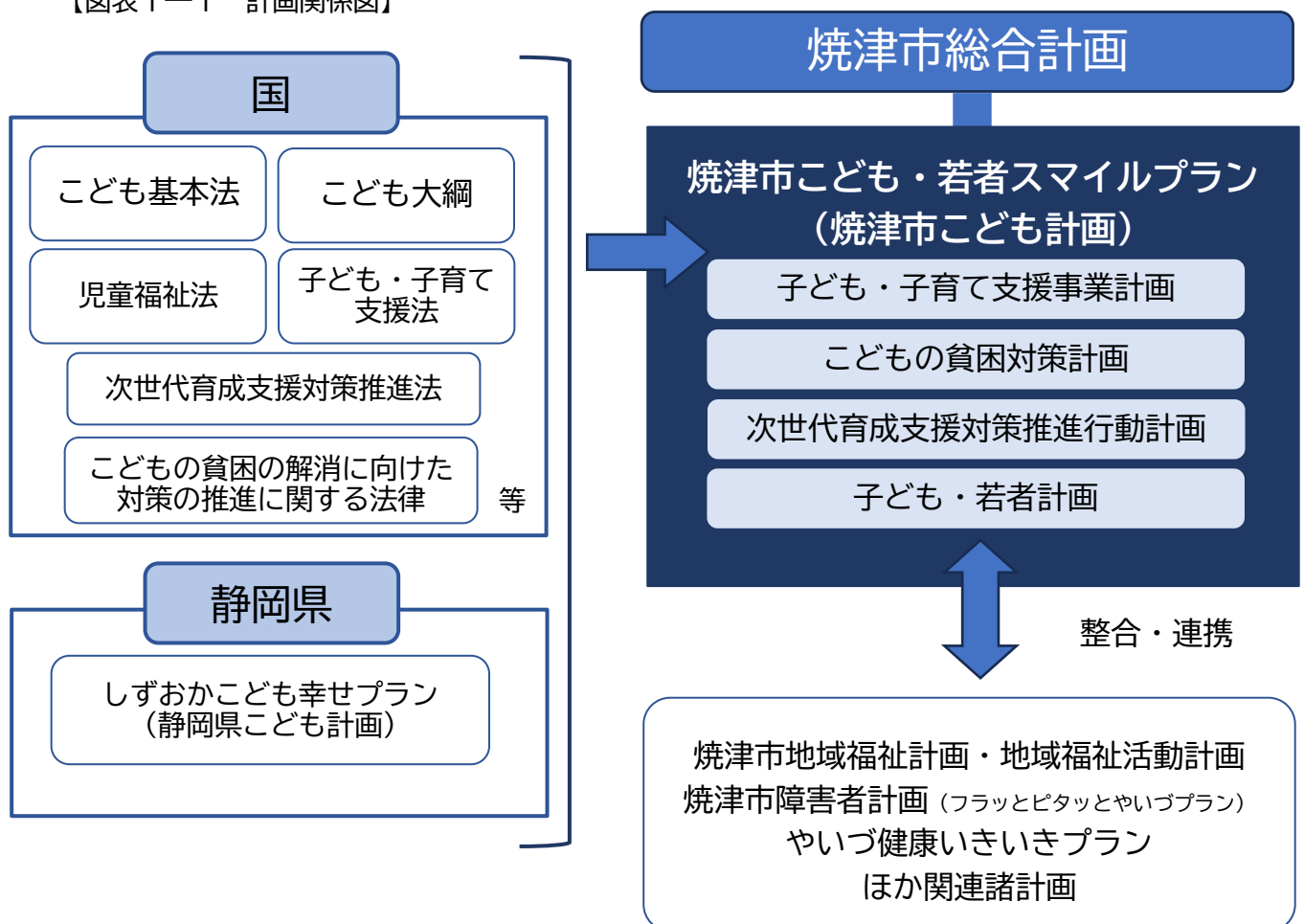
また、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を含めます。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「焼津市総合計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るものとします。

【図表1－1 計画関係図】



3. 計画の期間

こども基本法において市町村こども計画の計画期間は定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

【図表1—2 計画期間】

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第2期 子ども・子育て支援事業計画					焼津市こども・若者スマイルプラン (焼津市こども計画)				
		中間 見直し		改定			中間 見直し		改定

4. 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、こどもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の内容検討に当たっては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、こどもの保護者、経済又は労働関係団体に従事する者、若者等で構成される「焼津市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 計画策定の方法

① 前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後を引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していく必要があることから、前計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② こども・若者と子育て当事者の現状・意向の把握

教育・保育などの子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「焼津市の子ども・子育て支援に関する調査」を行いました。また、こども・若者から意見を聴取し、計画に反映するため、「焼津市のこども・若者に関する調査」や「こども・若者意見交換会」などを行いました。

意見交換会などの概要は第2章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

幅広く市民の意見を集め、計画案に対する市民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

5. こども計画策定のポイント

こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針として、以下の6本の柱を示しています。

【図表1—3 こども施策に関する基本的な方針】

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3つが示されており、市町村こども計画策定に当たっては原則、これらの重要事項を市町村の状況に応じて盛り込むことが求められます。

6. 「こども」表記の判断基準について

当計画における「こども」表記の基準については、令和4年9月15日付こども家庭庁設立準備室統括班事務連絡「「こども」表記の推奨について（依頼）」に基づき下記のとおりとします。

- （1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- （2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
 - ② 固有名詞を用いる場合
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合



第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1. 少子化をめぐる状況

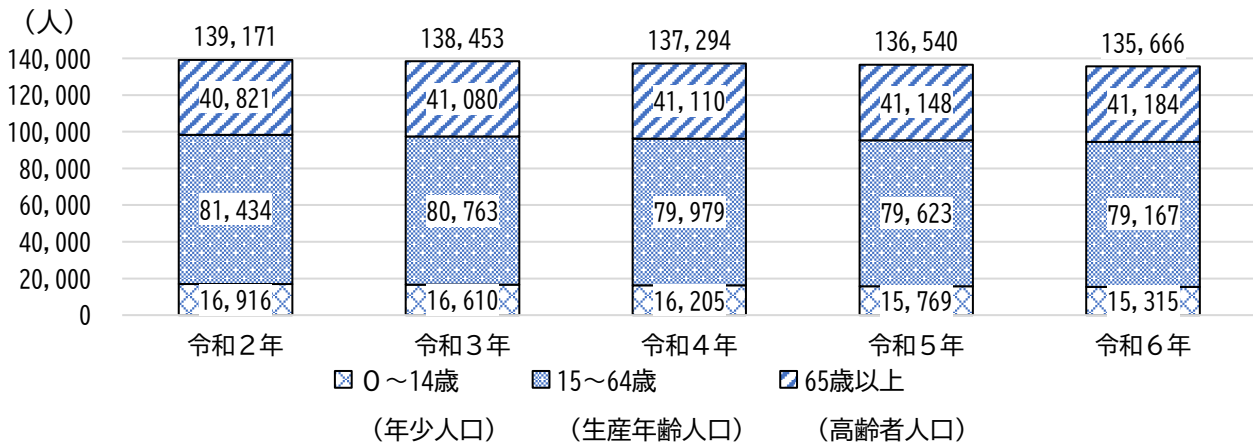
(1) 総人口の推移

令和6年4月1日時点の総人口は135,666人です。令和2年以降、全国同様に減少を続けています（図表2-1）。

年齢別に見ると、0～14歳人口は令和2年以降減少傾向にあり、令和2年から令和6年にかけて1,601人減少（減少率9.5%）しました。15～64歳人口は令和2年以降減少傾向にあり、令和2年から令和6年にかけて2,267人減少（減少率2.8%）しました。

一方、65歳以上人口は令和2年以降増加傾向にあり、令和2年から令和6年にかけて363人増加（増加率0.9%）しました。

【図表2-1 年齢3区分別人口の推移】

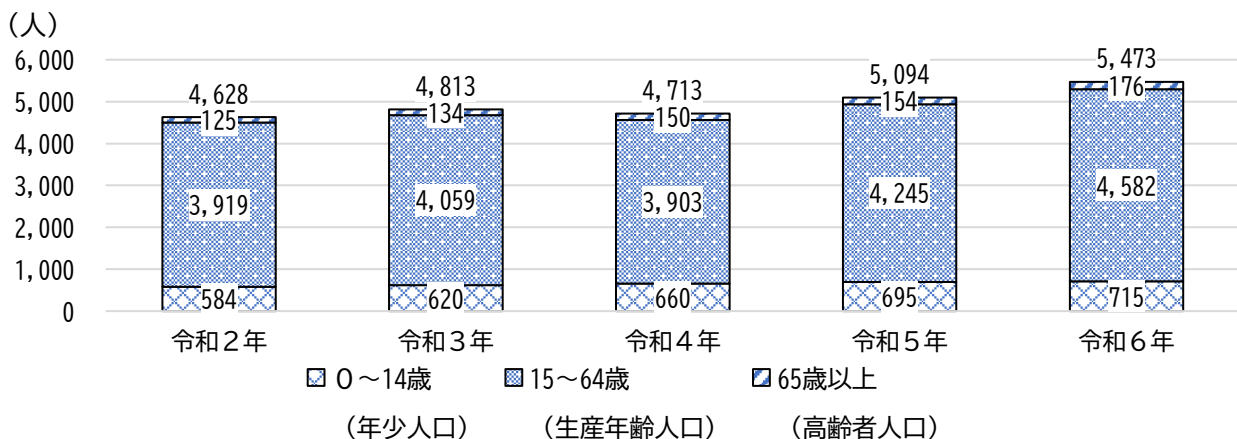


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 外国人人口の推移

令和6年4月1日時点の外国人人口は5,473人です。令和2年から令和4年にかけて増減を繰り返していましたが、令和4年から令和6年にかけて760人増加（増加率16.1%）しました（図表2-2）。

【図表2-2 外国人人口の推移】



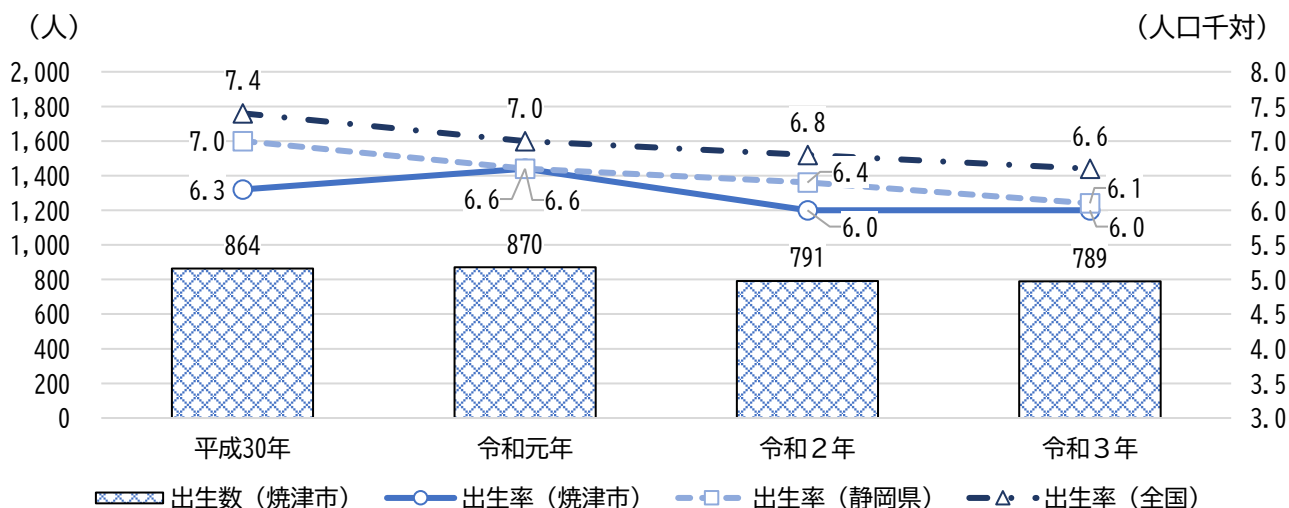
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生の動向

令和3年の出生数は789人です。平成30年から令和元年にかけて微増しましたが、令和2年以降、減少を続けています。また、令和3年の出生率は6.0であり、全国、静岡県を下回っています（図表2-3-1）。

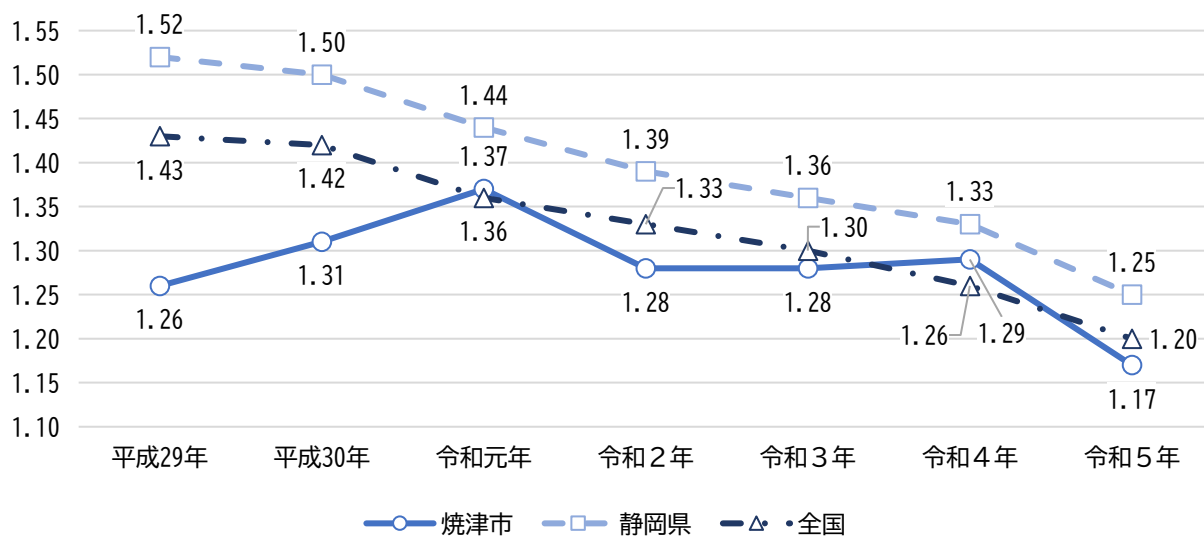
また、令和5年の合計特殊出生率は1.17です。全国、静岡県と比較すると、大きな差ではないものの、本市は静岡県や全国より低い年が多いことがわかります。しかし、近年では静岡県や全国との差が縮まりつつあります（図表2-3-2）。

【図表2-3-1 出生数・出生率の推移】



資料：静岡県人口動態統計

【図表2-3-2 合計特殊出生率の比較】



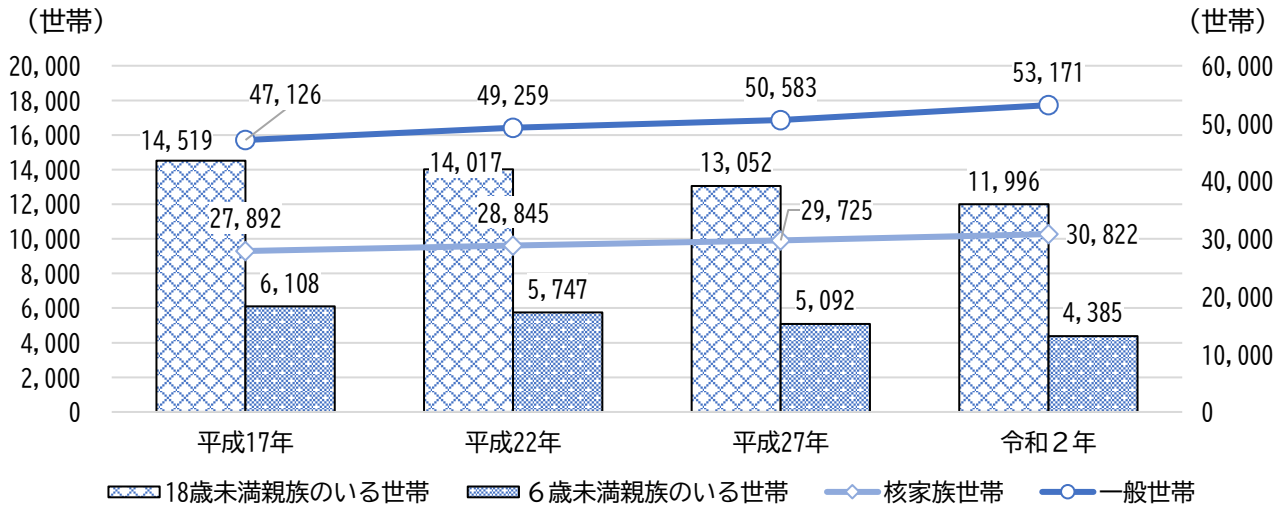
資料：焼津市「統計やいづ」、静岡県・全国「人口動態調査」

(4) 世帯数の推移

令和2年の一般世帯数は53,171世帯、核家族世帯数は30,822世帯です。また、令和2年の18歳未満親族のいる世帯は11,996世帯、6歳未満親族のいる世帯は4,385世帯であり、ともに平成17年以降で最も少なくなっています（図表2-4-1）。

令和2年の父子世帯は78世帯、母子世帯は780世帯です（図表2-4-2）。

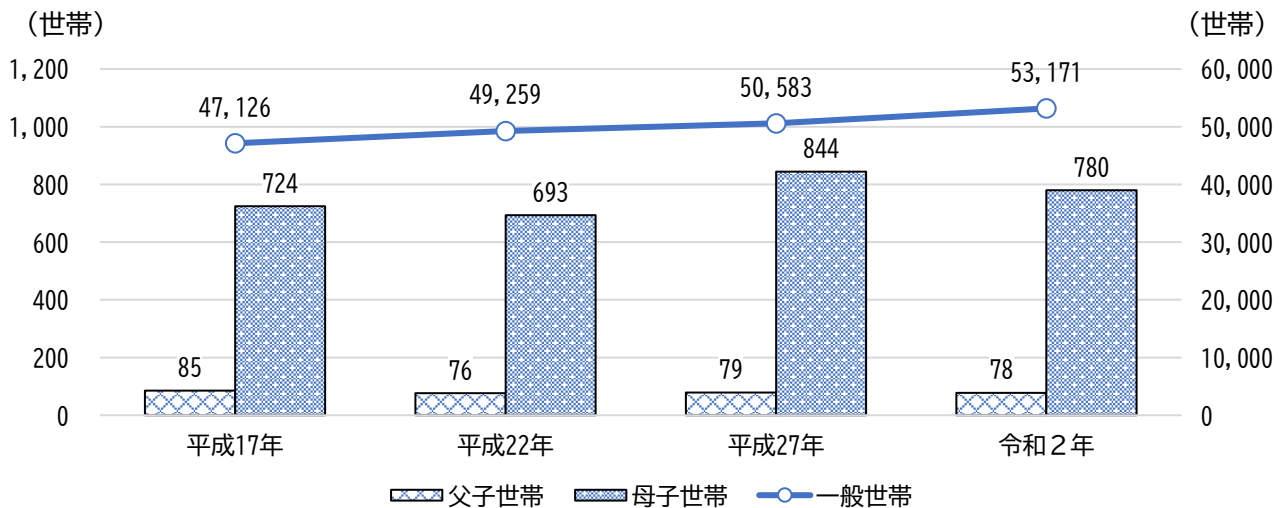
【図表2-4-1 こどものいる世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

※平成17年は合併前の旧市町の合計

【図表2-4-2 ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

※平成17年は合併前の旧市町の合計

2. こどもと子育て家庭を取り巻く環境

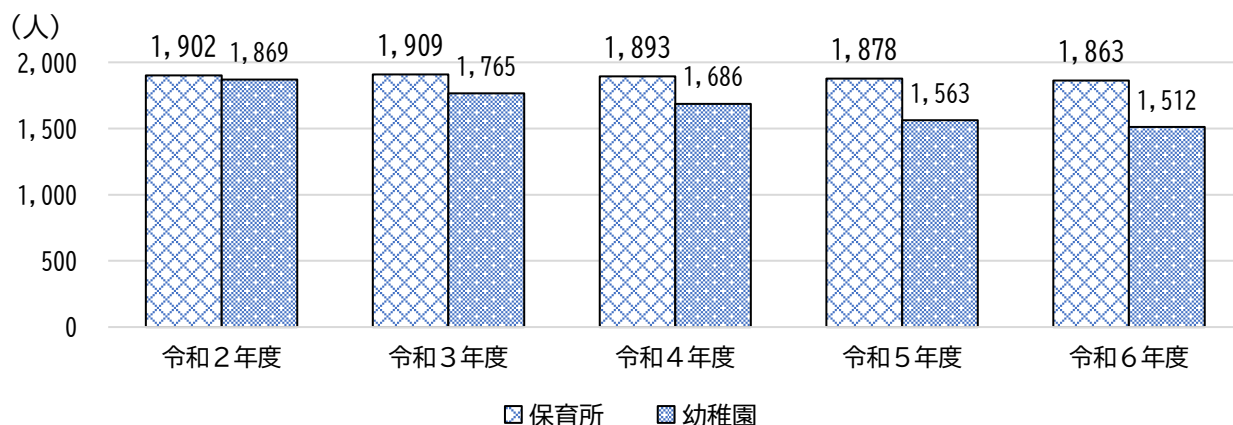
(1) 教育・保育施設の状況

令和6年度現在、本市では公立保育所が4園、私立保育所が9園、私立地域型保育施設が18園あります。令和6年5月1日時点の保育所在園児童数は1,863人です。令和2年度からはおおむね横ばいとなっています。

また、令和6年度現在、本市では公立幼稚園が6園、私立幼稚園が11園あります。

令和6年5月1日時点の幼稚園在園児童数は1,512人です。令和2年度から令和6年度にかけて減少が続いており、357人減少（減少率19.1%）しました（図表2-5）。

【図表2-5 保育所・幼稚園在園児童数の推移】



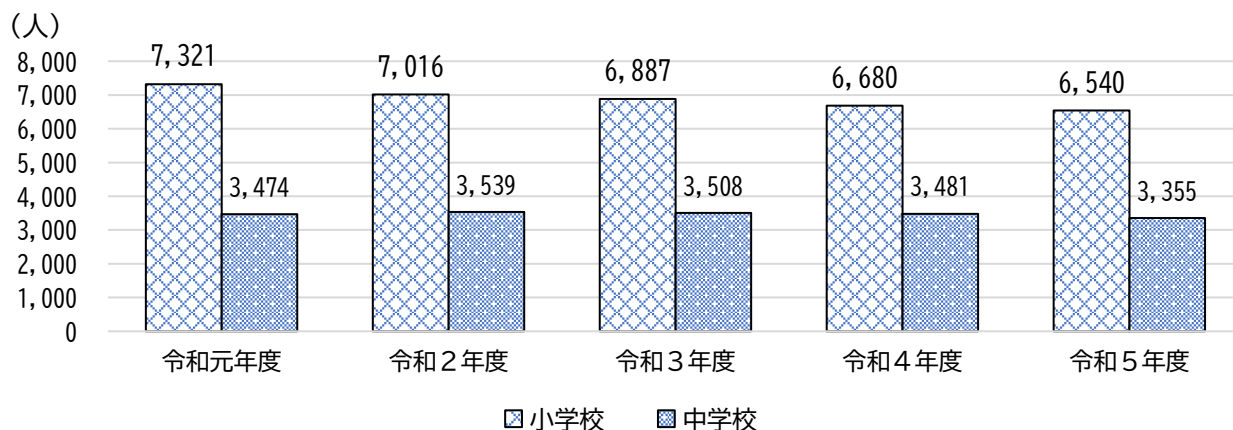
資料：保育・幼稚園課（各年度5月1日）

(2) 小学校、中学校の状況

令和5年5月1日時点の小学校児童数は6,540人です。令和元年度から令和5年度にかけて減少が続いており、781人減少（減少率10.7%）しました。

また、令和5年5月1日時点の中学校生徒数は3,355人です。平成2年度以降減少が続いており、令和元年度から令和5年度にかけて119人減少（減少率3.4%）しました（図表2-6）。

【図表2-6 小学校児童数、中学校生徒数の推移】

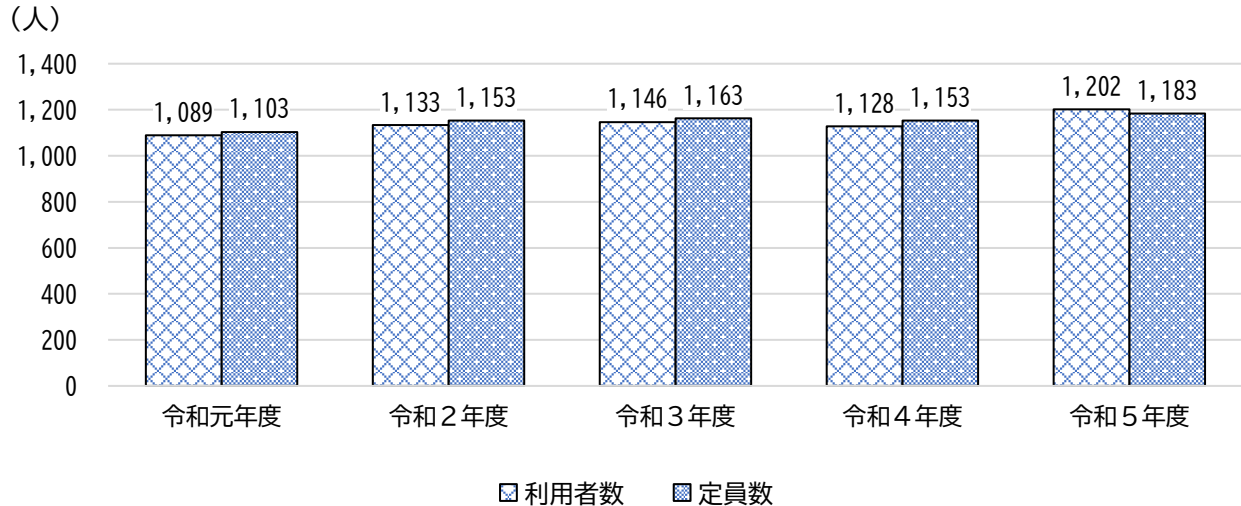


資料：統計やいづ（各年度5月1日）

(3) 放課後児童クラブの状況

令和5年度の放課後児童クラブの利用者数は1,202人です。令和元年度から令和5年度にかけて利用者数は増加傾向にあり、令和5年度では利用者数が定員数を上回っています（図表2-7）。

【図表2-7 放課後児童クラブ利用者数と定員数の推移】



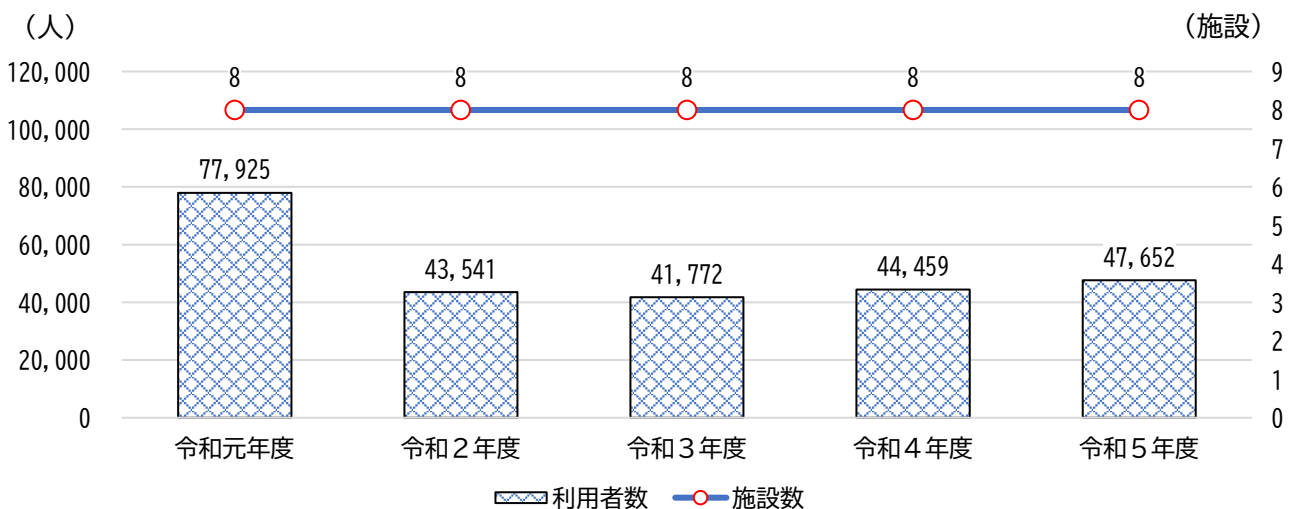
資料：担当課資料

(4) 子育て支援センターの状況

令和5年度現在、本市では子育て支援センターが8施設あります。

令和5年度の子育て支援センターの利用者数は47,652人です。令和元年度から令和2年度にかけてコロナ禍の影響により大幅に利用者が減少しました。令和2年度から令和5年度にかけて利用者数は増加傾向にあり、4,111人増加（増加率9.4%）しました（図表2-8）。

【図表2-8 子育て支援センター利用者数と施設数の推移】



資料：担当課資料

(5) 児童虐待の状況

令和5年度の児童虐待の対応件数は98件です。直近5年間で最も多くなっています。

関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まったことにより、学校や保育園などからの通告が増えていると考えられます（図表2－9）。

【図表2－9 児童虐待対応件数】

単位：件

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
虐待種別	身体的虐待	27	22	20	32	55
	心理的虐待	13	17	13	24	29
	性的虐待	2	1	0	0	1
	ネグレクト	11	14	4	2	13
	計	53	54	37	58	98
相談経路	都道府県・市町	12	20	18	9	13
	保育所・児童福祉施設	3	3	0	1	7
	学校等	22	13	8	28	41
	警察等	0	1	1	0	1
	保健所・医療機関	3	3	0	1	4
	民生委員	0	0	0	0	0
	家族	4	3	0	10	19
	親戚	4	1	4	0	0
	近隣・知人	3	1	5	2	4
	児童本人	0	0	1	1	0
	その他	2	9	0	6	9
	計	53	54	37	58	98

資料：担当課資料

(6) 小中学校の問題行動、不登校・いじめの状況

①小学生

令和5年度の問題行動の件数は235件です。令和2年度以降、増加を続けており、令和2年度から令和5年度にかけて162件増加（増加率221.9%）しました。

令和5年度の不登校児童数（年間30日以上欠席）は205人です。令和2年度以降、増加を続けており、令和2年度から令和5年度にかけて127件増加（増加率162.8%）しました。

令和5年度はいじめの報告件数は151件です。前年の225件と比べると減少していますが、令和2年度比比べると大きく増加しており、113件増加（増加率297.4%）しました（図表2-10-1）。

【図表2-10-1 問題行動、不登校、いじめの状況（小学校）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
問題行動件数	106件	73件	175件	198件	235件
不登校児童数	95人	78人	125人	162人	205人
いじめ認知件数	79件	38件	159件	225件	151件

②中学生

令和5年度の問題行動の件数は389件です。令和2年度以降、増加を続けており、令和2年度から令和5年度にかけて219件増加（増加率128.8%）しました。

令和5年度の不登校生徒数（年間30日以上欠席）は251人です。令和2年度以降、増加を続けており、令和2年度から令和5年度にかけて87件増加（増加率53.0%）しました。

令和5年度はいじめの報告件数は159件です。前年の183件と比べると減少していますが、令和2年度比比べると大きく増加しており、122件増加（増加率329.7%）しました（図表2-10-2）。

【図表2-10-2 問題行動、不登校、いじめの状況（中学校）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
問題行動件数	146件	170件	335件	342件	389件
不登校生徒数	148人	164人	193人	222人	251人
いじめ認知件数	65件	37件	224件	183件	159件

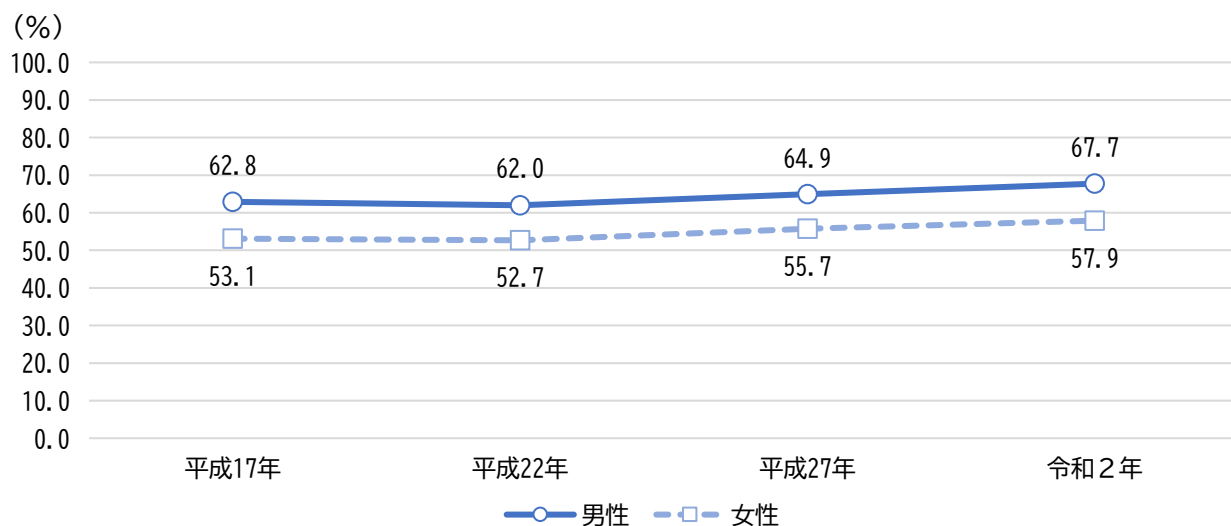
3. こども・若者を取り巻く状況

(1) 若者の配偶関係の状況

本市の若者(15～39歳)の未婚者割合の推移について、令和2年では男性が67.7%、女性が57.9%となっています。男女ともに平成22年以降未婚者割合が増加しています(図表2-11-1)。

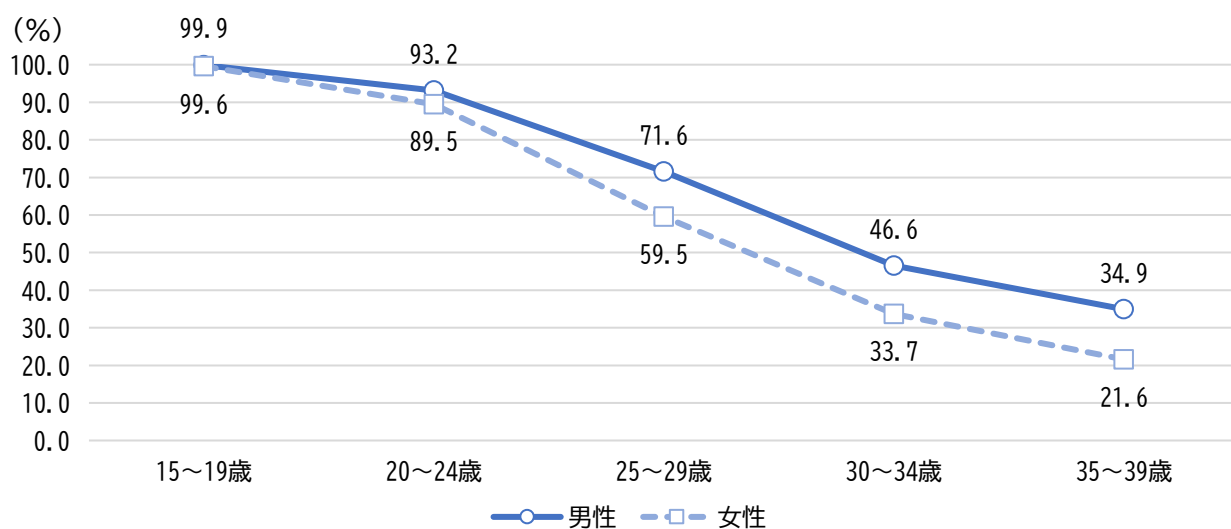
本市の令和2年の若者の未婚者割合を5歳階級別にみると、全体的に女性に比べ男性の未婚者割合が高くなっています(図表2-11-2)。

【図表2-11-1 若者の未婚者割合の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）
※平成17年は合併前の旧市町の合計

【図表2-11-2 若者の5歳階級別未婚者割合（令和2年）】



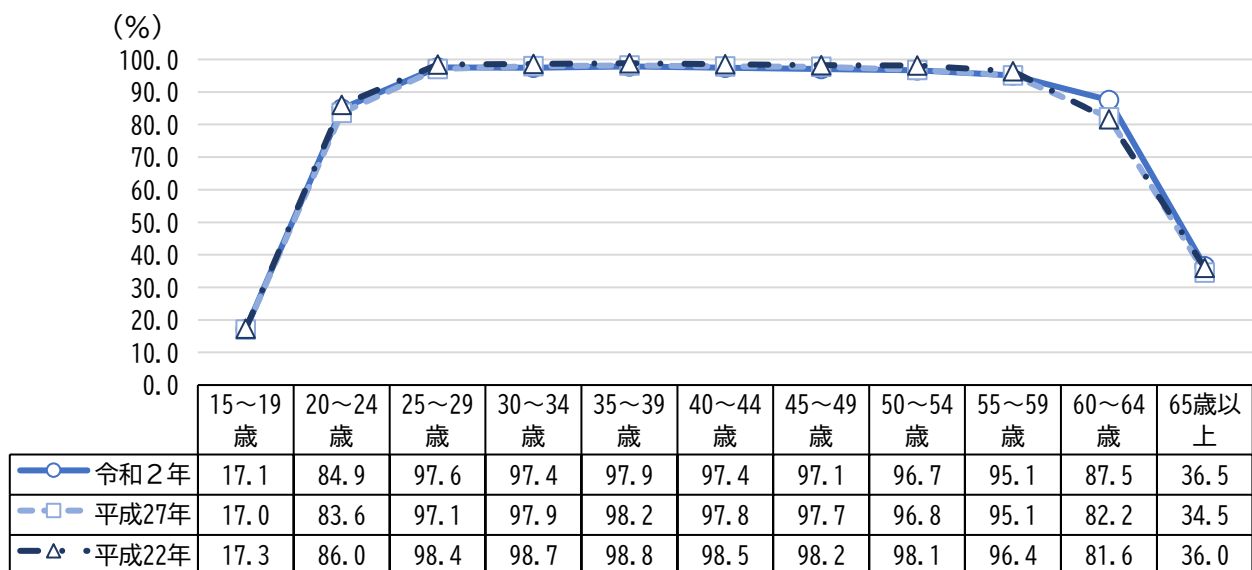
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(2) 若者の労働力率の状況

本市の男性の労働力率の経年の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて、特に60～64歳の労働力率が増加しています（図表2-12-1）。

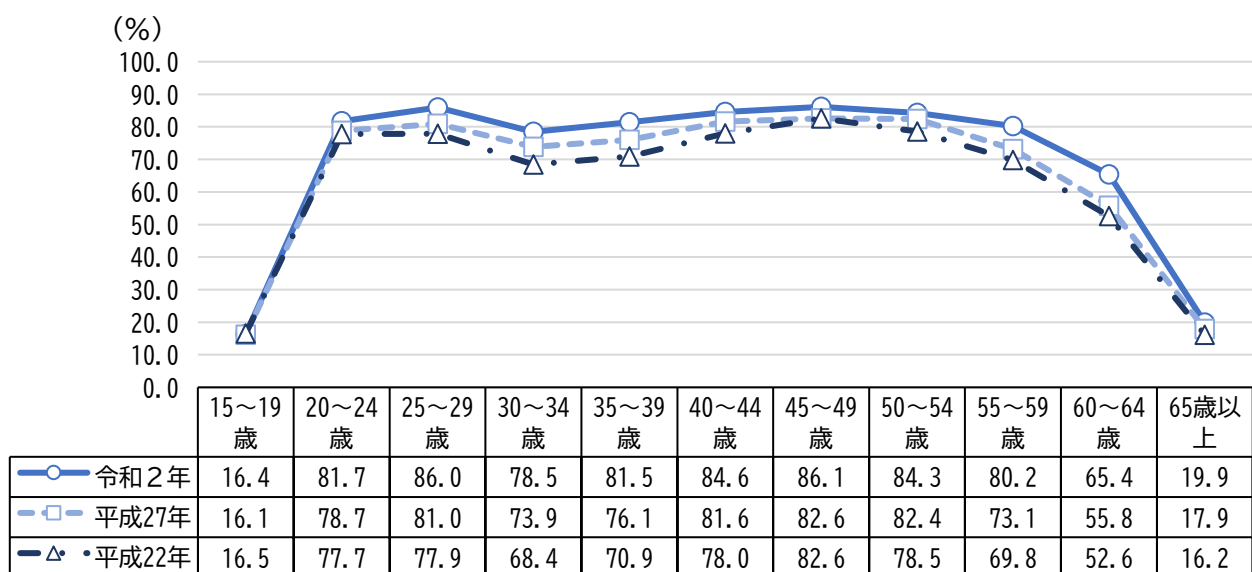
女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた30代後半頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、近年ではM字の谷が浅くなっています。年齢別に経年の推移を見ると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に30～39歳、55～64歳の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2-12-2）。

【図表2-12-1 男性の労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-12-2 女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

4. 焼津市の子ども・子育て支援に関する調査結果

(1) アンケート調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、「焼津市の子ども・子育て支援に関する調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました（図表2-13）。

【図表2-13 焼津市の子ども・子育て支援に関する調査の概要・回収結果】

① 就学前児童保護者向け調査	
調査対象者	市内在住の就学前児童から無作為抽出
調査票配布数	2,000件
調査期間	令和6年2月2日（金）～令和6年2月29日（木）
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	1,048件
回収率	52.4%
② 小学生保護者向け調査	
調査対象者	市内在住の小学生から無作為抽出
調査票配布数	1,000件
調査期間	令和6年2月2日（金）～令和6年2月29日（木）
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	529件
回収率	52.9%



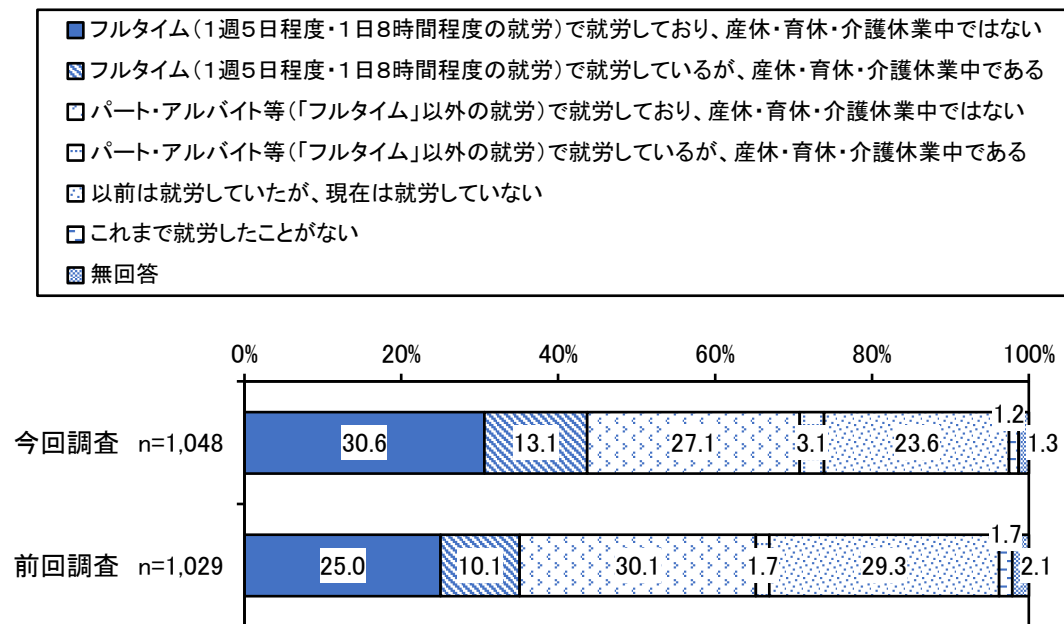
(2) 調査結果の概要

①母親の就労状況

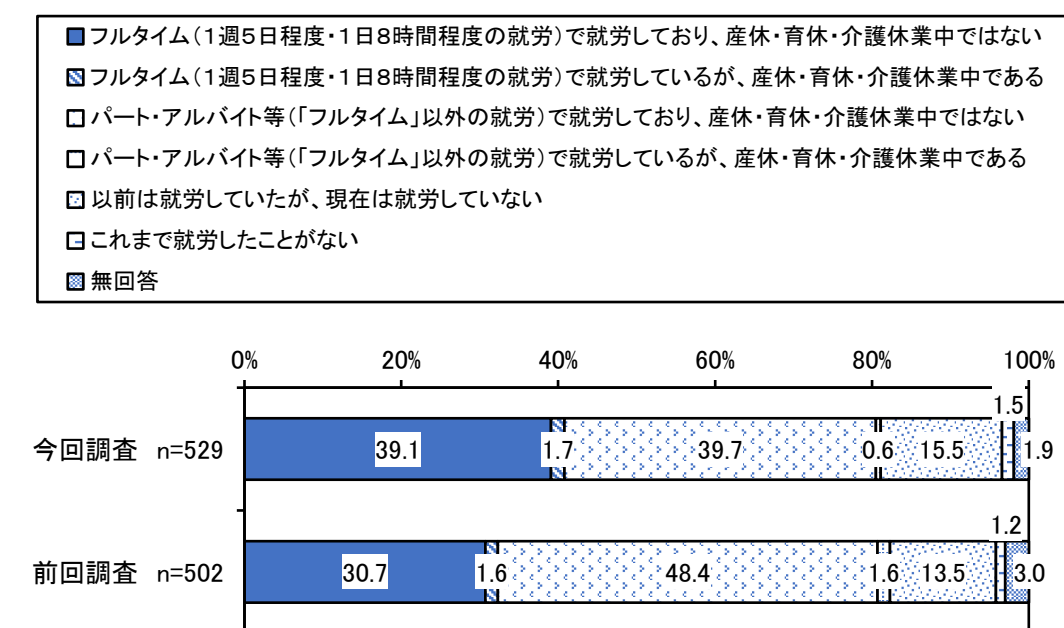
母親の就労状況をみると、就学前児童の母親が就労している割合は約7割（73.9%）で、前回調査（66.9%）から上昇しています。小学生の母親が就労している割合は約8割（81.1%）で、前回調査（82.3%）と同程度となっていますが、『フルタイム』の割合が増加しています（図表2-14）。

【図表2-14 母親の就労状況】

◆就学前



◆小学生



②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

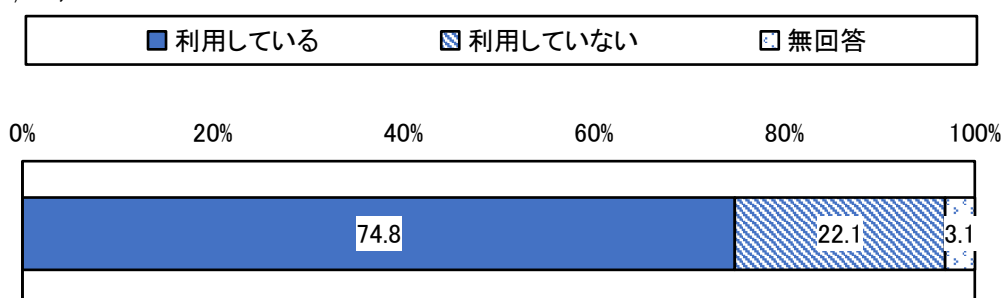
就学前児童のいる家庭における平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、今回調査では「利用している」が約7割（74.8%）となっています（図表2-15-1）。

利用している教育・保育事業について、「幼稚園」が約4割（42.0%）で最も高く、次いで「保育所（園）」が約4割（41.5%）、「幼稚園の預かり保育」が約1割（10.3%）となっています（図表2-15-2）。

【図表2-15-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】

◆就学前

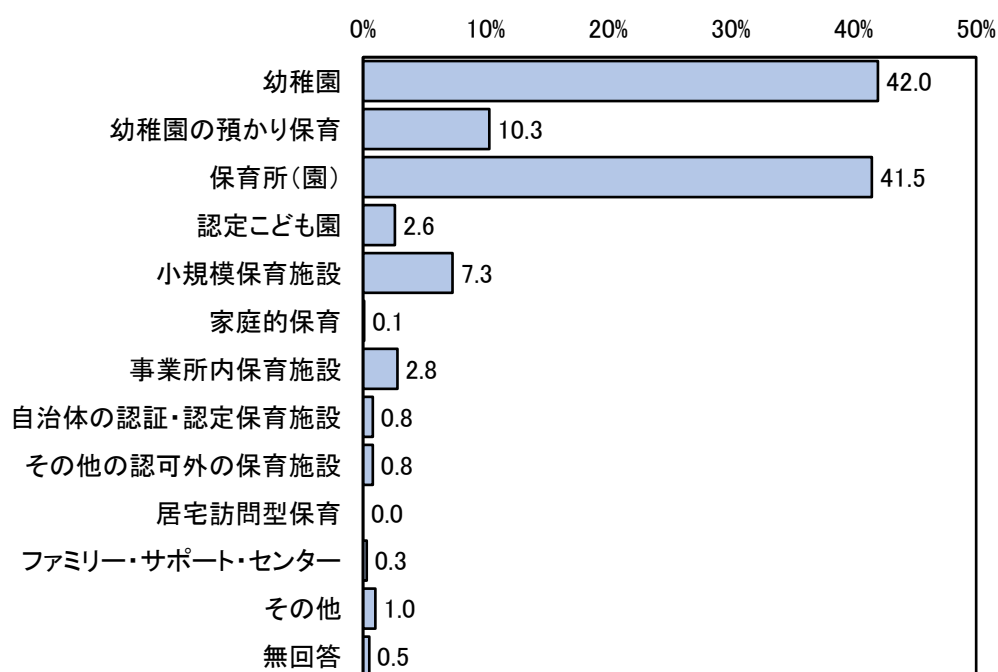
(n=1,048)



【図表2-15-2 利用している教育・保育事業】

◆就学前

(n=784)



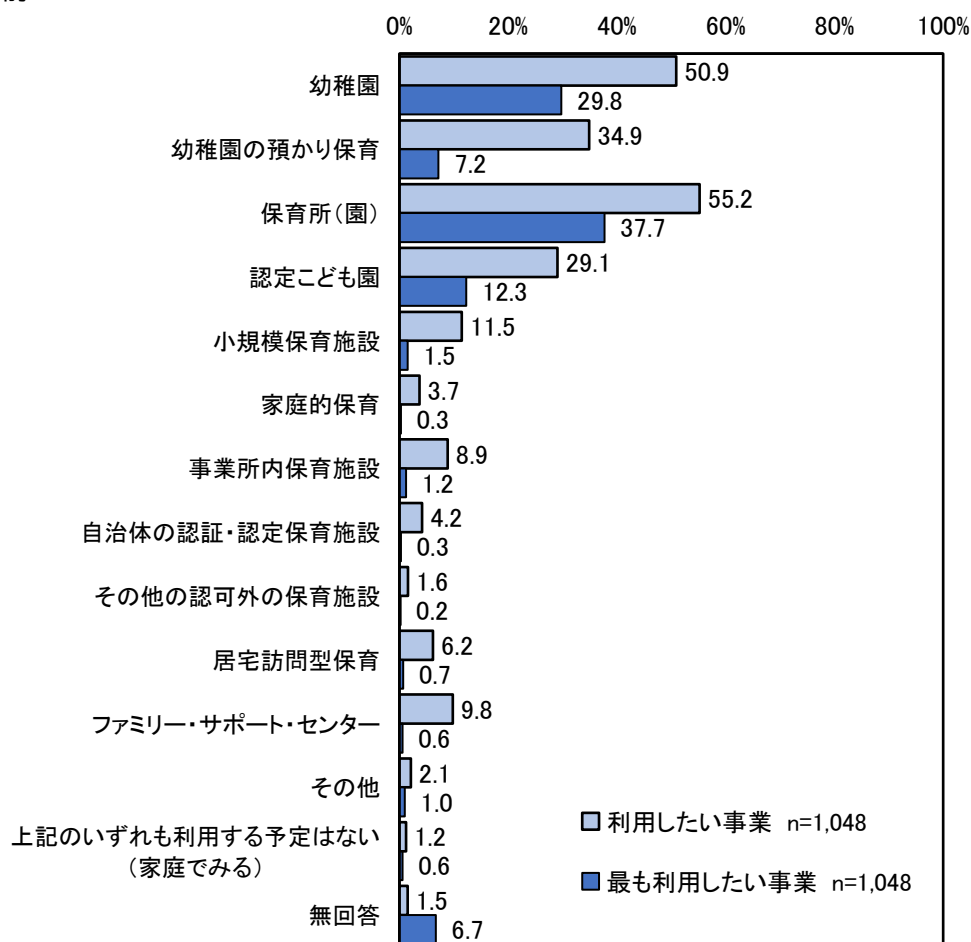
③利用したい平日の定期的な教育・保育事業

就学前児童における利用したい平日の定期的な教育・保育事業について、「保育所（園）」が約5割（55.2%）と最も高く、次いで「幼稚園」が約5割（50.9%）と続いています。

最も利用したい事業は、「保育所（園）」が約4割（37.7%）と最も高くなっています（図表2－16）。

【図表2－16 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】

◆就学前

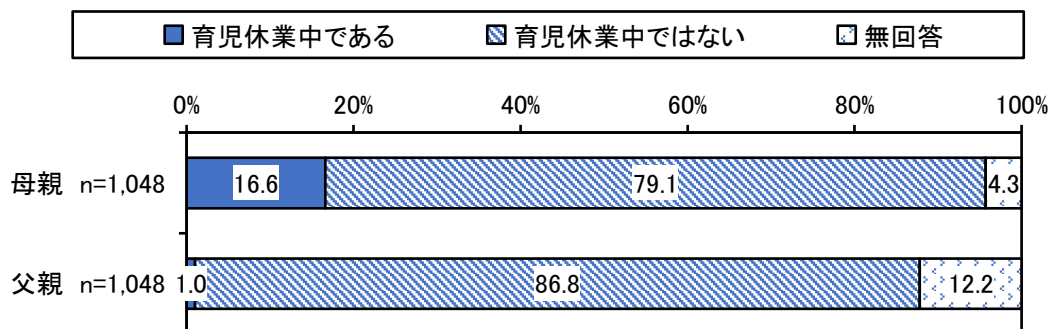


④育児休業の取得状況

現在育児休業中であると回答した割合は、母親が約2割（16.6%）であるのに対し、父親は1割未満（1.0%）となっています（図表2-17）。

【図表2-17 育児休業の取得状況】

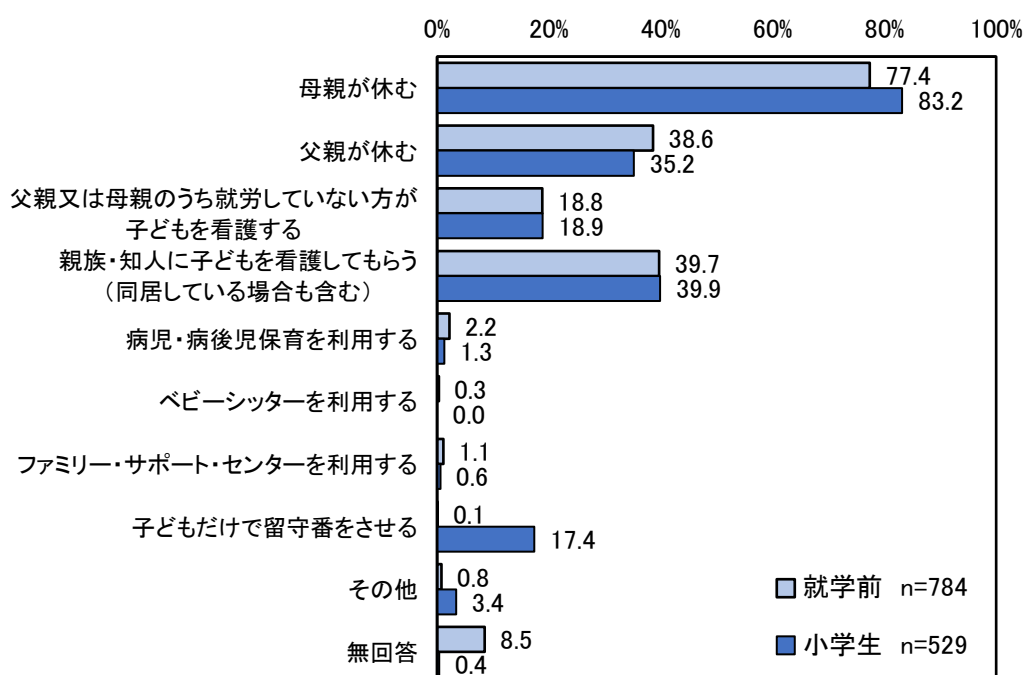
◆就学前



⑤今後、こどもが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった場合の対応

今後、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった場合の対応について、「病児・病後児保育を利用する」との回答は、就学前児童では2.2%、小学生では1.3%となっています（図表2-18）。

【図表2-18 今後、こどもが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった場合の対応】



⑥放課後児童クラブの利用状況

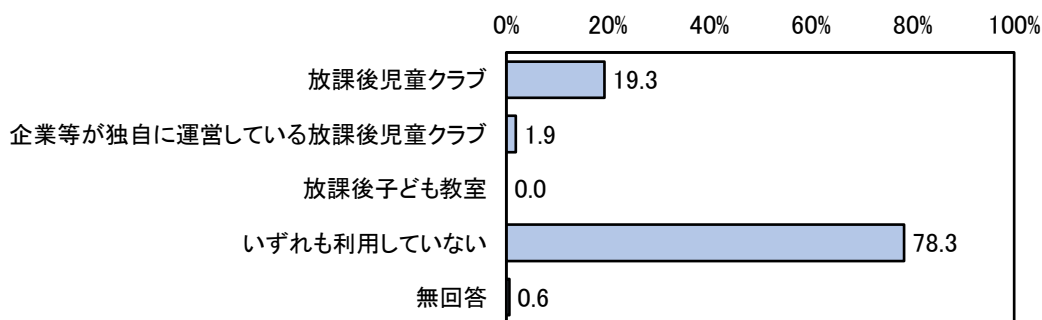
小学生の放課後児童クラブの利用について、全体では約2割（19.3%）となっています（図表2-19-1）。

放課後児童クラブ利用者の満足度は、満足（満足、やや満足）との肯定的な評価が約7割（71.6%）で、「やや不満」「不満」という否定的な評価の約1割（13.8%）を大きく上回っています（図表2-19-2）。

【図表2-19-1 放課後児童クラブ等の利用状況】

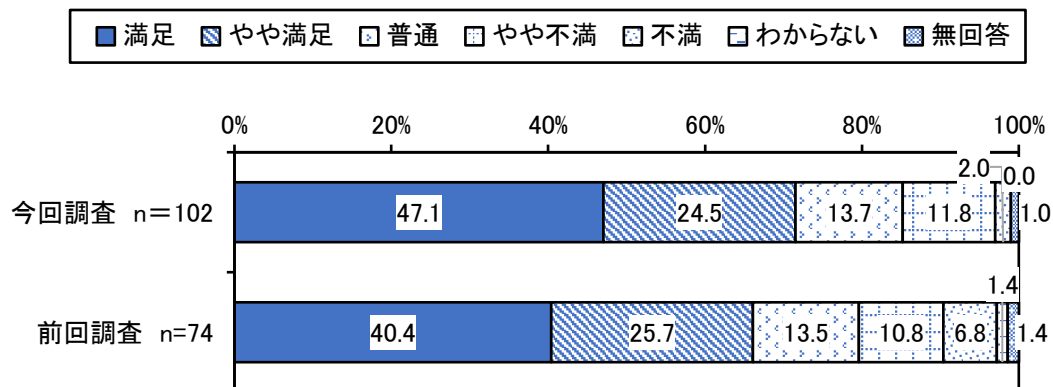
◆小学生

(n=529)



【図表2-19-2 放課後児童クラブの満足度】

◆小学生



⑦放課後児童クラブの利用希望

就学前児童における小学校就学後の放課後児童クラブの利用希望割合は、小学校低学年（１～３年生）の間は約４割（38.6%）、小学校高学年（４～６年生）の間は約２割（18.9%）となっています（図表２－20）。

【図表２－20 小学校就学後の放課後の過ごし方】

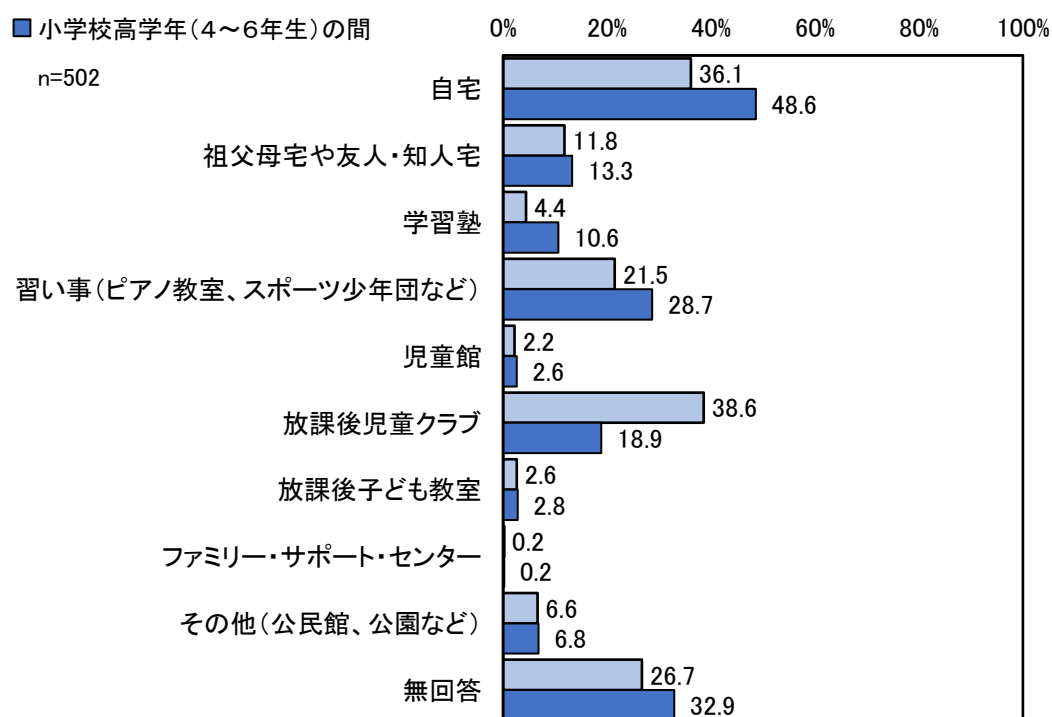
◆就学前

□ 小学校低学年（１～３年生）の間

n=502

■ 小学校高学年（４～６年生）の間

n=502



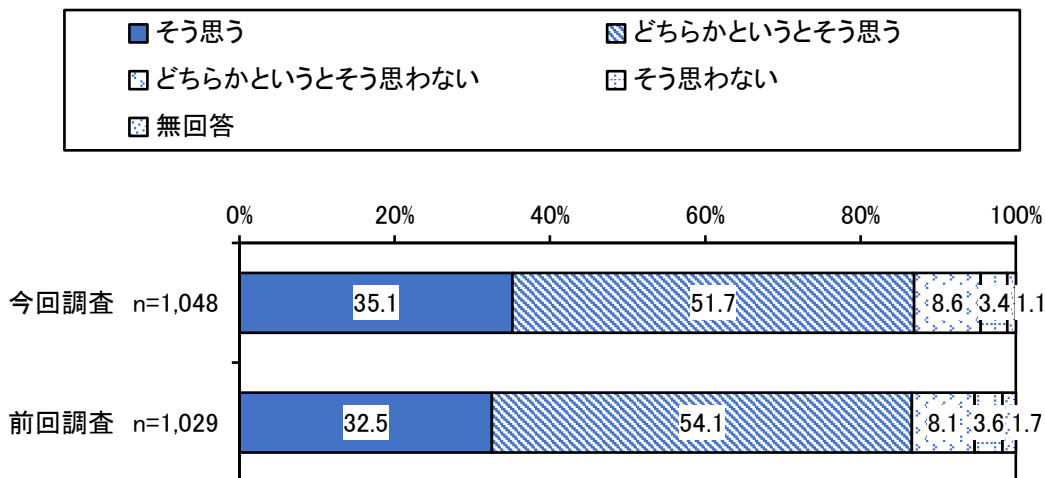
⑧焼津市の印象

焼津市は子育てしやすいまちだと「そう思う」、「どちらかというと思う」と肯定的に評価している割合は、就学前児童で約9割（86.8%）、小学生で約9割（85.6%）にのぼっており、前回調査から子育て環境や支援への満足度がやや向上した結果となっています（図表2-21-1）。

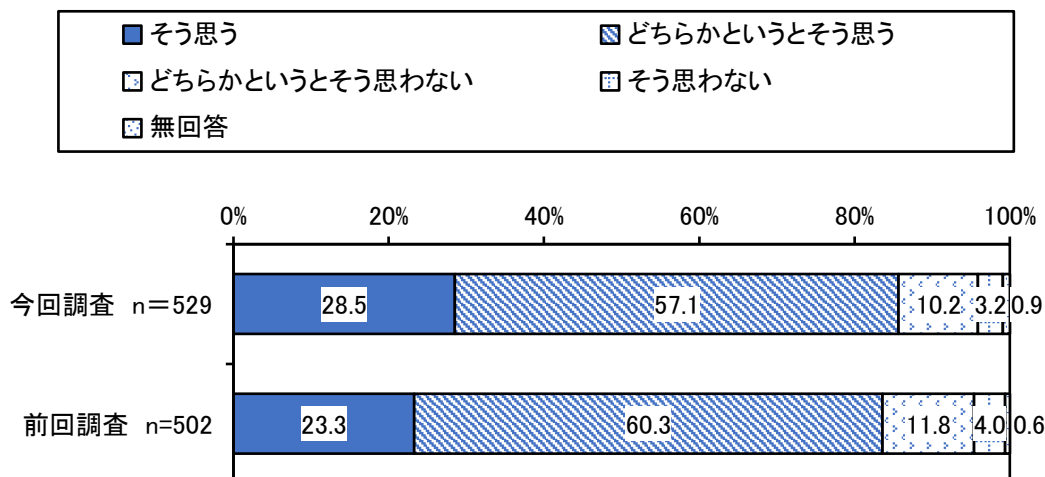
肯定的な評価の理由の中で、就学前児童、小学生ともに「公園など子どもの遊び場が充実している」が前回調査結果よりも10ポイント以上多くなっており、この施策の前回調査時からの充実が満足度向上の大きな要因と推測されます（図表2-21-2）。

【図表2-21-1 焼津市は子育てしやすいまちだと思うか】

◆就学前

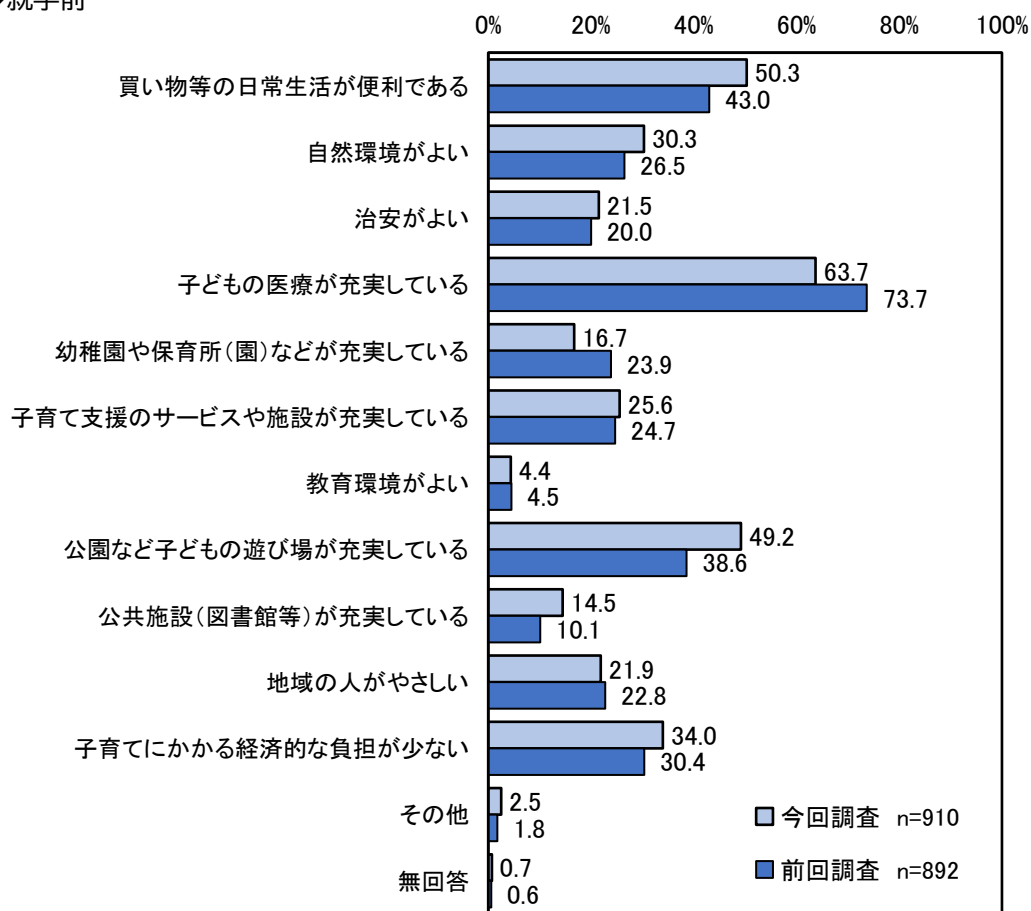


◆小学生

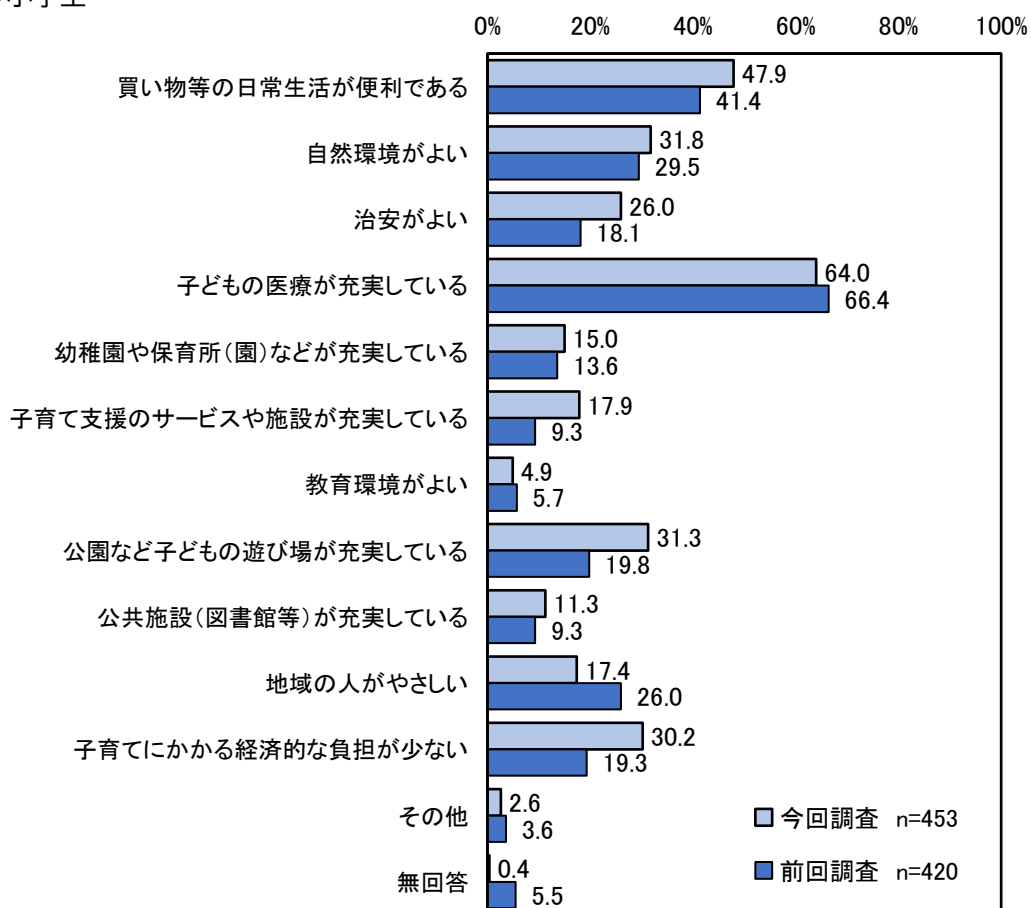


【図表2-21-2 焼津市は子育てしやすいまちだと思う理由】

◆就学前

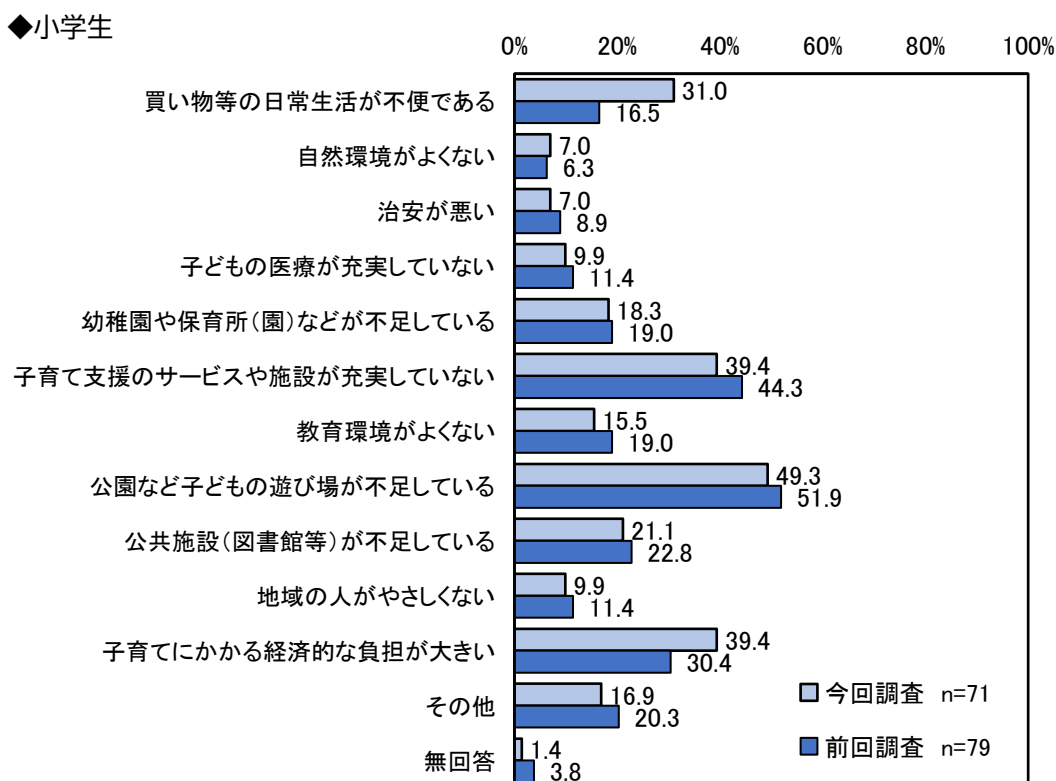
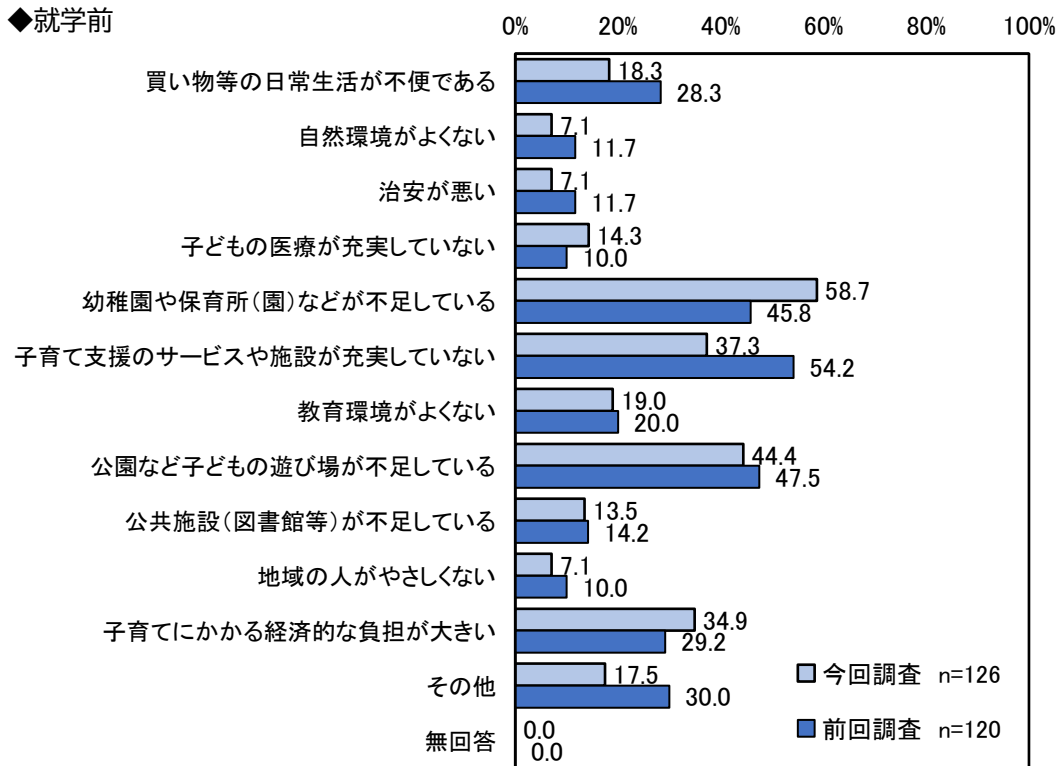


◆小学生



焼津市は子育てしやすいまちだと「どちらかというと思わない」、「そう思わない」という否定的な評価の理由については、就学前児童は「幼稚園や保育所（園）などが不足している」、小学生は「公園など子どもの遊び場が不足している」がそれぞれ最上位にあがっています（図表2-21-3）。

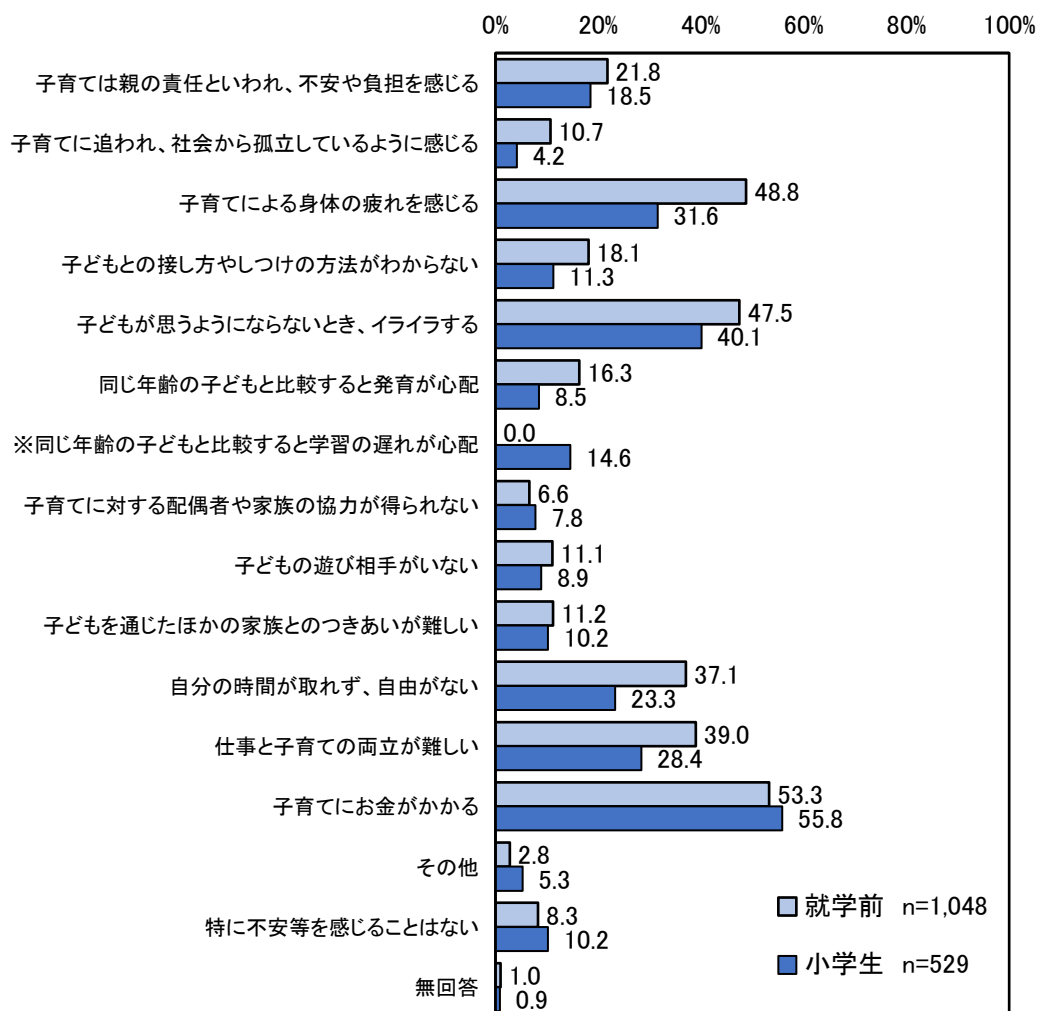
【図表2-21-3 焼津市は子育てしやすいまちと思わない理由】



⑨子育てをする上での不安等

子育てする上で感じる不安等は、就学前児童、小学生のいずれも「子育てにお金がかかる」が最上位にあがっています（図表2－22）。

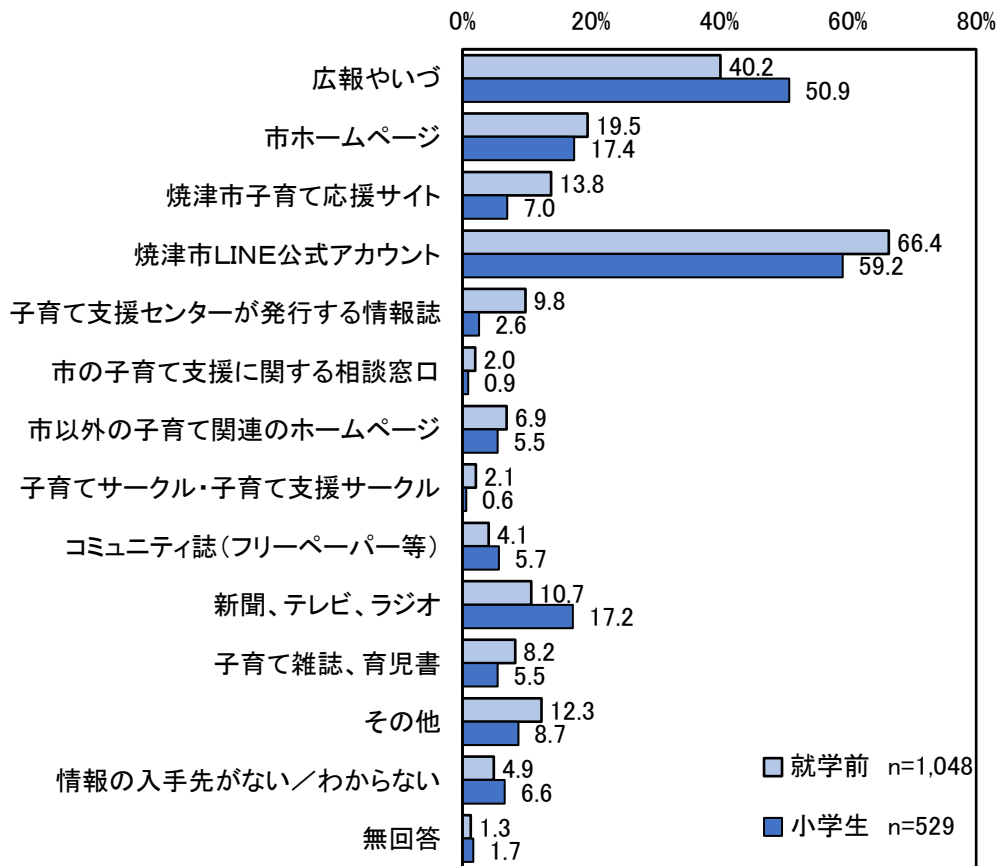
【図表2－22 子育てをする上での不安等】



⑩子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先として、就学前児童、小学生のいずれも「焼津市LINE公式アカウント」が最上位にあがっています（図表2-23）。

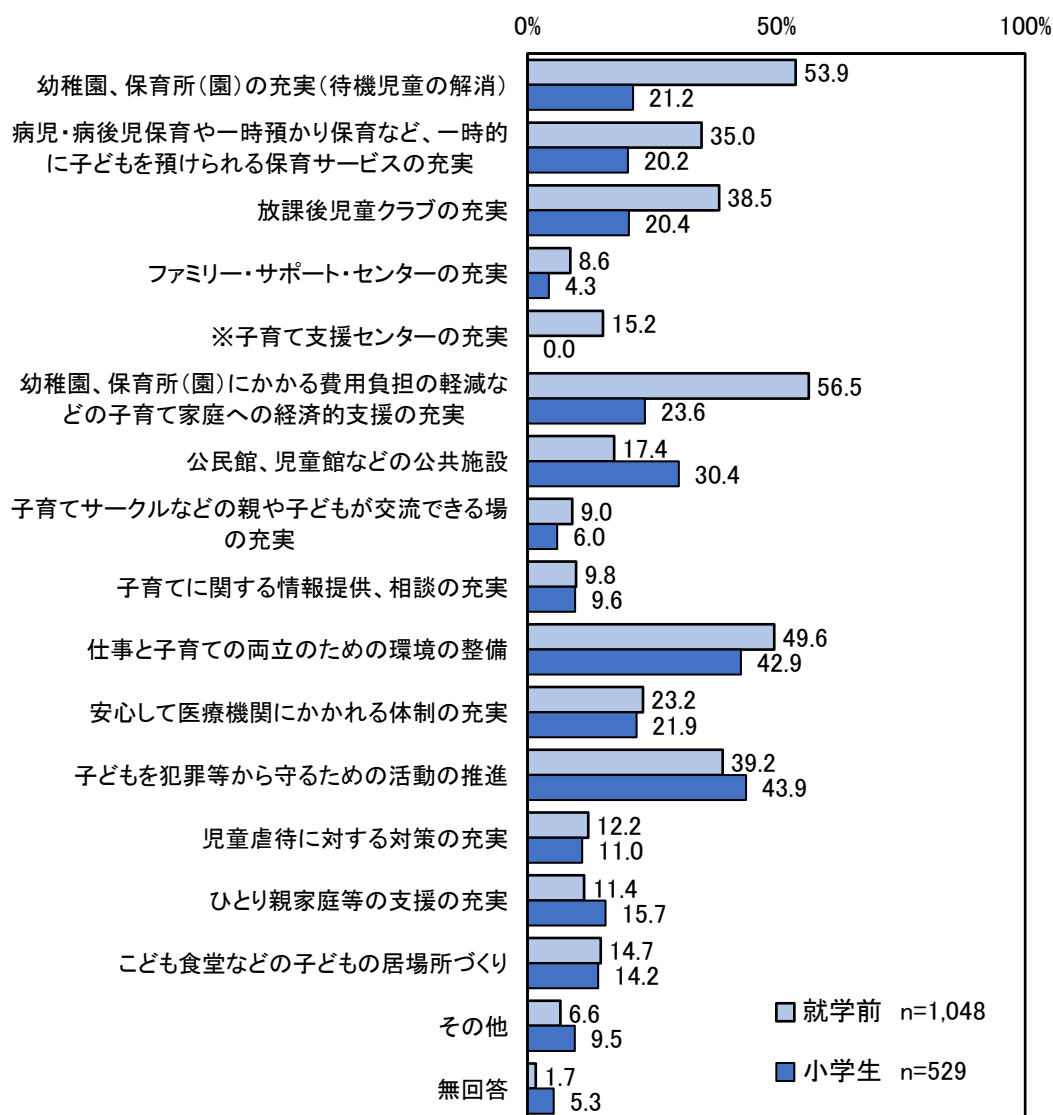
【図表2-23 子育てに関する情報の入手先】



⑪子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策

子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策は、就学前児童は「幼稚園、保育所（園）にかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」、小学生は「子どもを犯罪等から守るための活動の推進」がそれぞれ最上位にあがっています（図表2－24）。

【図表2－24 子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策】



※小学生向けでは「子育て支援センターの充実」は選択肢にない

5. こども・若者への意見聴取

(1) 概要

計画策定に当たり、若者世代の現状や意見、こども・若者に関する支援ニーズを把握し、こども施策などの検討に利用することを目的として、「こども・若者に関する調査」や「こども・若者意見交換会」などを実施しました（図表2-25）。

【図表2-25 焼津市のこども・若者に関する調査の概要・回収結果】

① 焼津市のこども・若者に関する調査	
調査対象者	市内在住の15歳～39歳の市民から無作為抽出
調査票配布数	4,000件
調査期間	令和6年2月2日（金）～令和6年2月29日（木）
調査方法	郵送による配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	1,137件
回収率	28.4%
② こども・若者意見交換会	
対象者	焼津市のこども・若者に関する調査に回答した15歳～19歳の回答者のうち、座談会への出席意向があった者
開催日	※台風の影響により開催を中止。 参加予定だった方に、意見交換会でテーマにする予定だった項目について、別途ヒアリング調査を実施。 ⇒7名が回答
参加者数	
③ 小中学生向けアンケート調査	
調査対象者	市内小学校、中学校に通う児童・生徒
調査期間	令和6年7月26日（金）～令和6年8月31日（土）
調査方法	インターネットによる回答
回収数	小学生：89件 中学生：19件
④ こども会議	
対象者	市内小学校に通う児童
開催日	令和6年7月19日（金）
場 所	大井川児童センターとまとぴあ
参加者数	小学1年生から5年生まで25名が参加
調査方法	グループワーク

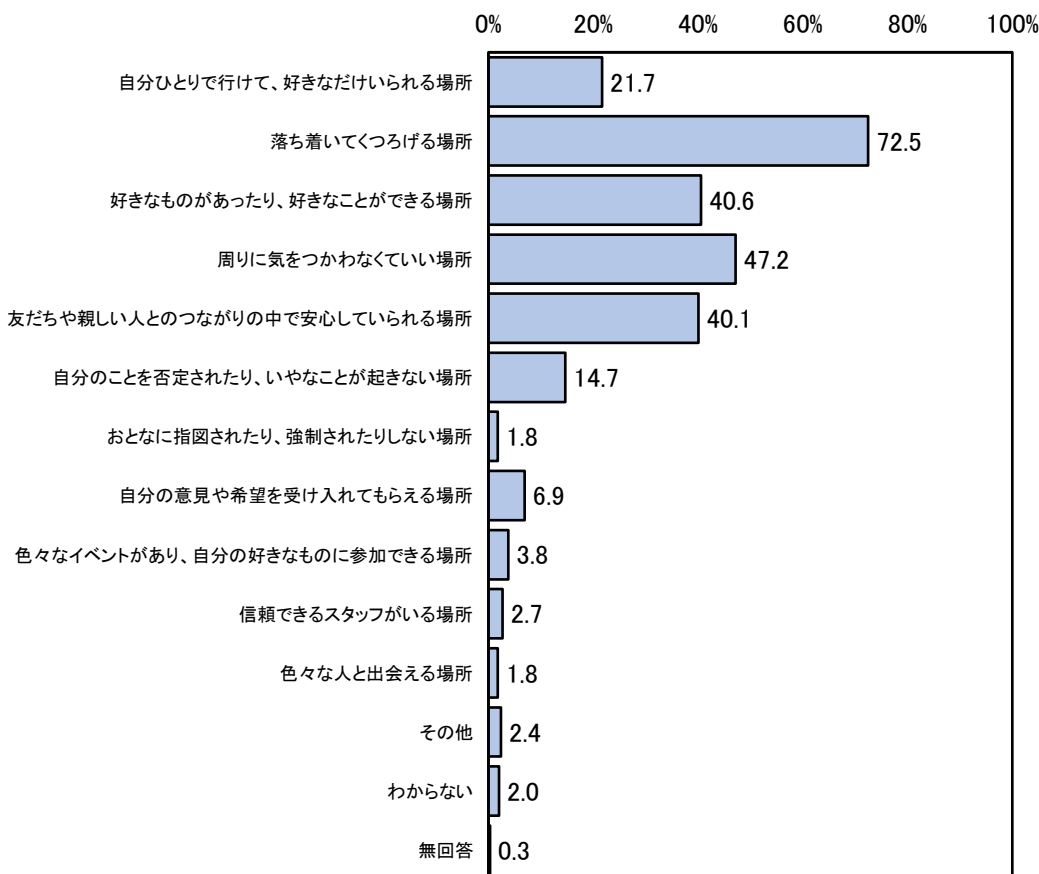
(2) こども・若者に関する調査結果の概要

①「居場所」について

「居場所」について、「落ち着いてくつろげる場所」が約7割（72.5%）と最も高くなっています（図表2-26）。

【図表2-26 「居場所」について】

(n=1,137)



◆こども・若者 学生・社会人別

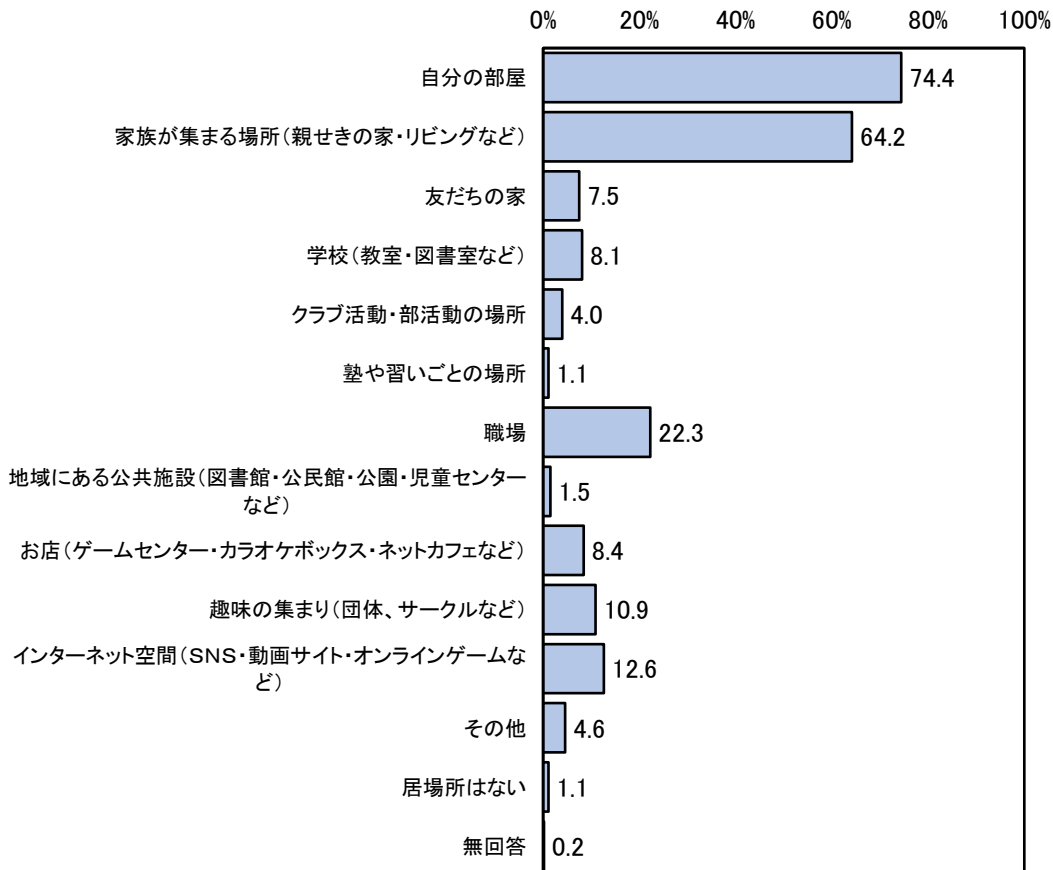
	回答者数	自分ひとりで行って、好きなだけいられる場所	落ち着いてくつろげる場所	好きなものがあったり、好きなことができる場所	周りに気をつかわなくていい場所	友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所	自分のことを否定されたり、いやなことが起きない場所	おとなに指図されたり、強制されたりしない場所
全体	1,137人	21.7%	72.5%	40.6%	47.2%	40.1%	14.7%	1.8%
学生か	学生	249人	21.7%	68.3%	46.2%	39.4%	46.6%	15.3%
社会人か	社会人	884人	21.8%	73.8%	39.1%	49.7%	38.5%	14.6%
	自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所	色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所	信頼できるスタッフがいる場所	色々な人と出会える場所	その他	わからない	無回答	
全体	6.9%	3.8%	2.7%	1.8%	2.4%	2.0%	0.3%	
学生か	学生	7.2%	5.2%	1.2%	1.6%	1.2%	2.0%	0.4%
社会人か	社会人	6.8%	3.4%	3.1%	1.8%	2.6%	2.0%	0.1%

②自分にとっての「居場所」

自分にとっての「居場所」について、「自分の部屋」が約7割（74.4%）と最上位にあがっており、学生・社会人別にみると、特に学生では「自分の部屋」が約8割（83.1%）となっています（図表2-27）。

【図表2-27 自分にとっての「居場所」】

(n=1,137)



◆こども・若者 学生・社会人別

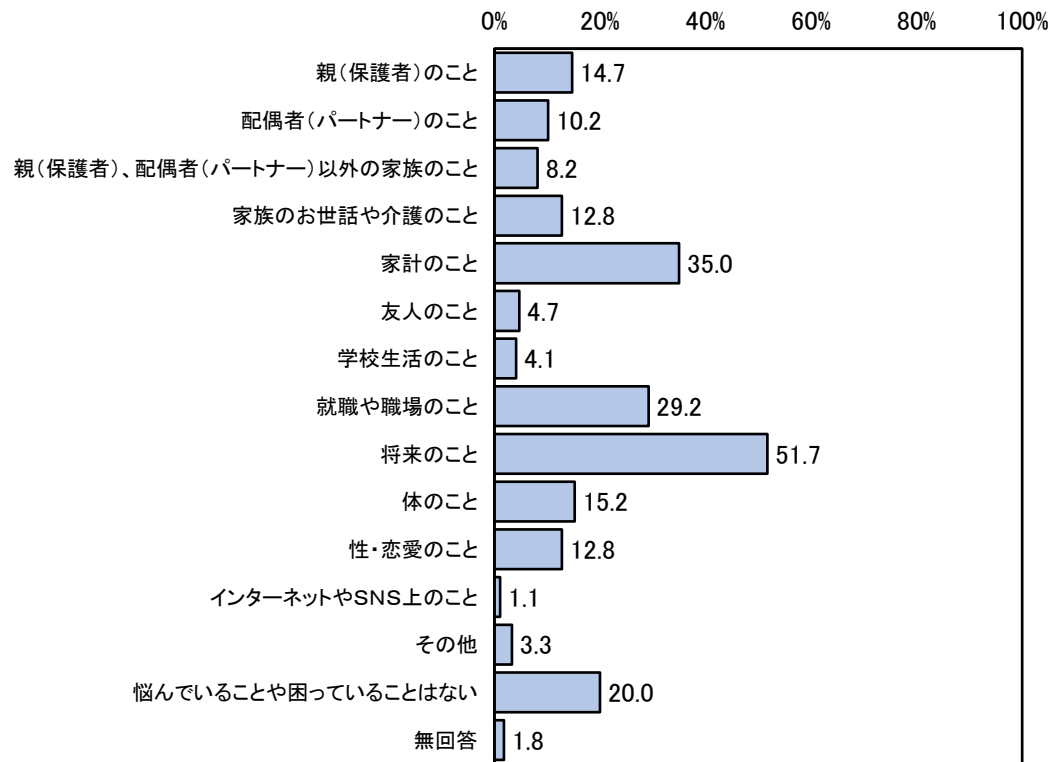
	回答者数	自分の部屋	家族が集まる場所 (親せきの家・リビングなど)	友だちの家	学校(教室・図書室など)	クラブ活動・部活動の場所	塾や習いごとの場所	職場
全体	1,137人	74.4%	64.2%	7.5%	8.1%	4.0%	1.1%	22.3%
学生か	学生	249人	83.1%	62.2%	8.0%	35.3%	14.9%	0.8%
社会人か	社会人	884人	72.1%	64.8%	7.4%	0.2%	0.7%	27.7%
	地域にある公共施設(図書館・公民館・公園・児童センターなど)	お店(ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェなど)	趣味の集まり(団体、サークルなど)	インターネット空間(SNS・動画サイト・オンラインゲームなど)	その他	居場所はない	無回答	
全体	1.5%	8.4%	10.9%	12.6%	4.6%	1.1%	0.2%	
学生か	学生	-	5.6%	8.8%	15.7%	1.6%	0.4%	-
社会人か	社会人	1.9%	9.2%	11.5%	11.8%	5.4%	1.2%	0.1%

③現在の悩みごと・困りごと

現在の悩みごと、困りごとについて、「将来のこと」が半数以上（51.7%）となっています（図表2-28）。

【図表2-28 現在の悩みごと・困りごと】

(n=1,137)



◆こども・若者 学生・社会人別

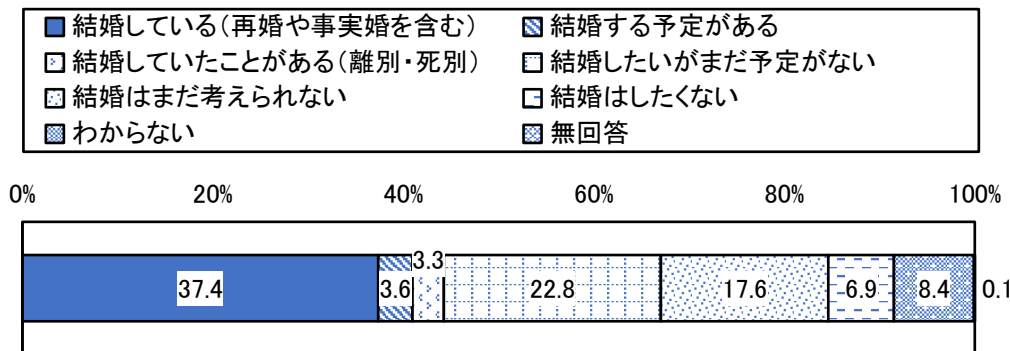
		回答者数	親（保護者）のこと	配偶者（パートナー）のこと	親（保護者）、配偶者（パートナー）以外の家族のこと	家族のお世話や介護のこと	家計のこと	友人のこと	学校生活のこと
全体		1,137人	14.7%	10.2%	8.2%	12.8%	35.0%	4.7%	4.1%
学生か	学生	249人	7.2%	0.4%	2.8%	3.6%	11.6%	10.0%	16.9%
社会人か	社会人	884人	16.9%	13.0%	9.7%	15.4%	41.6%	3.1%	0.5%
		就職や職場のこと	将来のこと	体のこと	性・恋愛のこと	インターネットやSNS上のこと	その他	悩んでいることや困っていることはない	無回答
全体		29.2%	51.7%	15.2%	12.8%	1.1%	3.3%	20.0%	1.8%
学生か	学生	18.9%	55.8%	6.8%	8.8%	0.8%	2.4%	26.5%	3.2%
社会人か	社会人	32.2%	50.8%	17.5%	14.0%	1.0%	3.4%	18.2%	1.4%

④結婚について

結婚はまだ考えられない、結婚はしたくないと回答した人に、その理由について尋ねたところ、「まだ結婚するには若いと思う」が最上位にあがっています。学生・社会人別にみると、社会人では「結婚していない方が自由で気楽」が最上位にあがっています（図表2-29-1、図表2-29-2）。

【図表2-29-1 結婚について】

(n=1,137)



【図表2-29-2 結婚はまだ考えられない、結婚したくない理由】

◆こども・若者 学生・社会人別

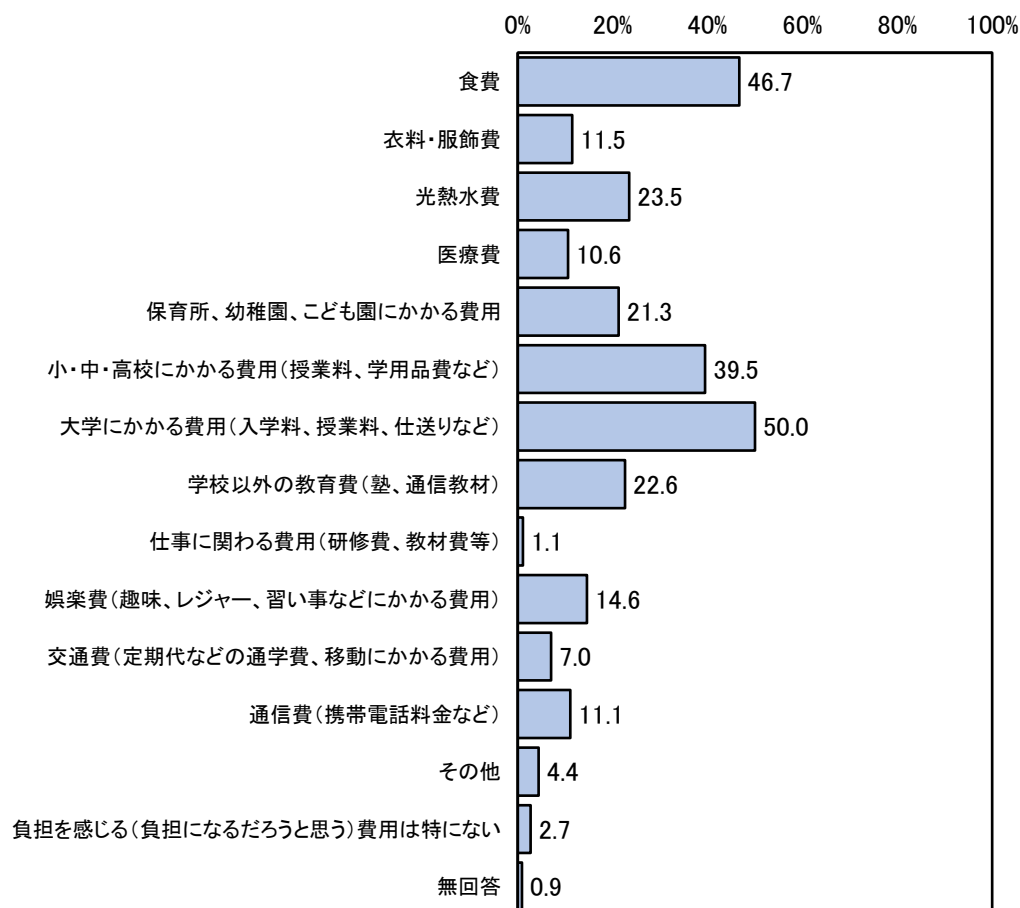
	回答者数	まだ結婚するには若いと思う	仕事や学業に専念したい	趣味や娯楽を楽しみたい	結婚していない方が自由で気楽	結婚する必要性を感じない	相手にめぐり合わない	異性とうまく付き合えない
全体	278人	32.4%	24.8%	25.5%	28.1%	23.0%	25.5%	13.3%
学生か	学生	132人	53.0%	38.6%	25.8%	15.2%	19.7%	7.6%
社会人か	社会人	146人	13.7%	12.3%	25.3%	39.7%	30.8%	18.5%
	結婚資金や、結婚後の生活の経済的な不安がある	親の介護など、家庭の事情がある	親や周囲の人が結婚に同意しない	こどもが生まれた後のことが不安	結婚に対していいイメージがない	その他	無回答	
全体	20.9%	1.8%	-	10.8%	17.3%	3.6%	0.4%	
学生か	学生	6.8%	-	-	7.6%	15.2%	3.8%	0.8%
社会人か	社会人	33.6%	3.4%	-	13.7%	19.2%	3.4%	-

⑤生活に必要な費用の中で感じる負担

こどもや若者の生活に必要な費用の中で、負担を感じるものは、「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」や「食費」が約5割と高くなっています（図表2－30）。

【図表2－30 生活に必要な費用の中で感じる負担】

(n=1,137)

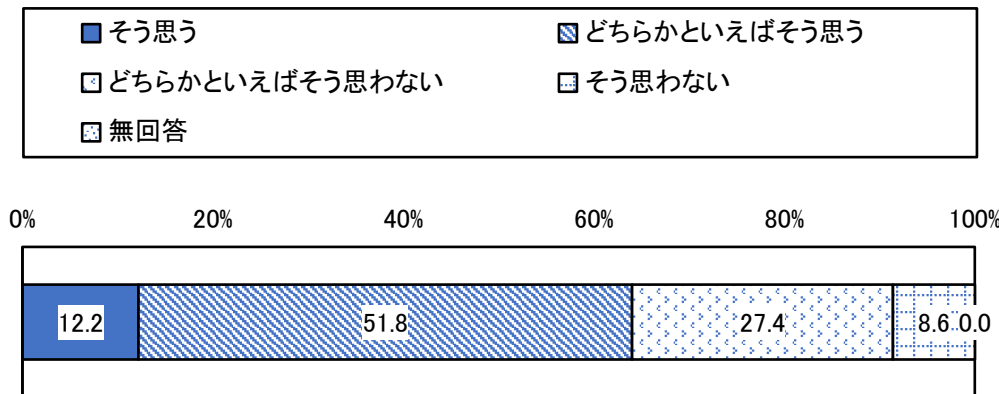


⑥焼津市が子どもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか

焼津市が子どもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』は約6割（64.0%）となっています。学生・社会人別にみると、『そう思う』について、学生では約7割（72.7%）と社会人（61.6%）と比べて高くなっています（図表2-31）。

【図表2-31 焼津市が子どもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか】

(n=1,137)



◆子ども・若者 学生・社会人別

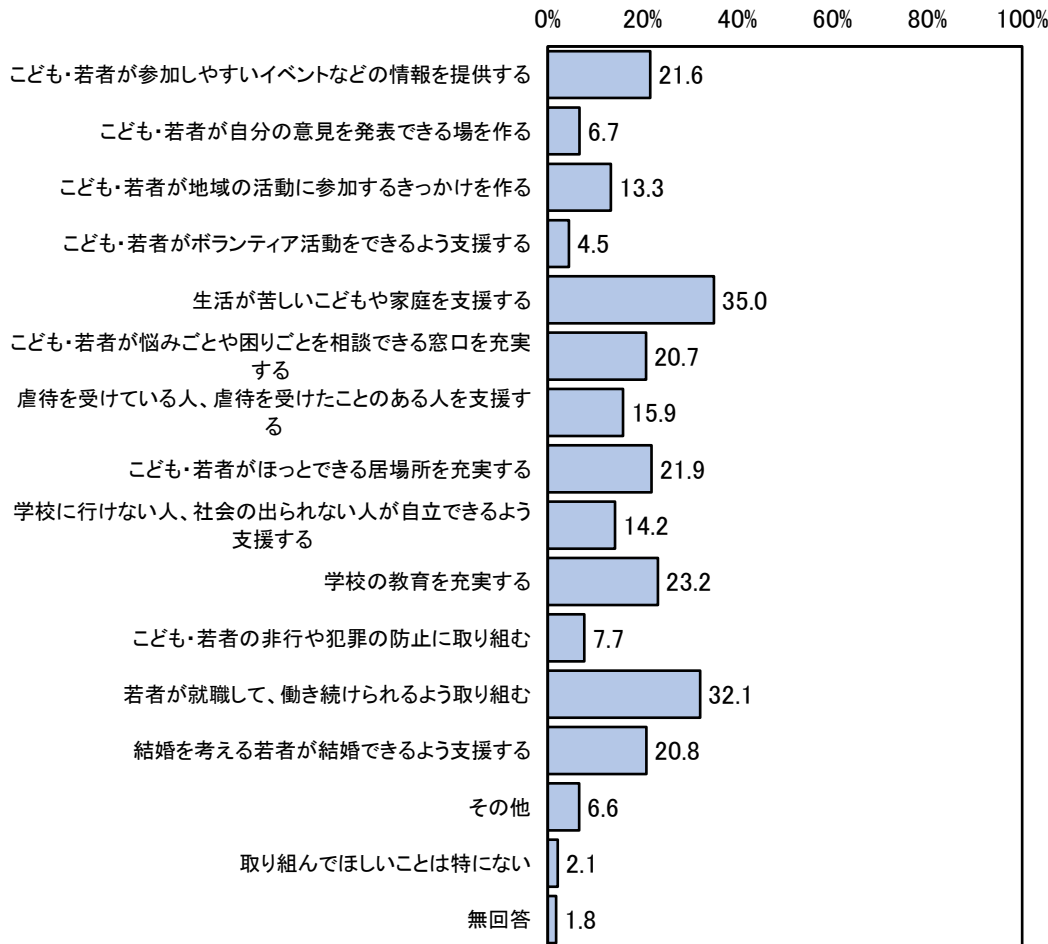
		回答者数	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	無回答
全体		1,137 人	12.2%	51.8%	27.4%	8.6%	-
学生か	学生	249 人	20.1%	52.6%	21.7%	5.6%	-
社会人か	社会人	884 人	10.0%	51.6%	29.1%	9.4%	-

⑦焼津市に取り組んでほしいこども・若者への支援

焼津市に取り組んでほしいこども・若者への支援について、「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」や「若者が就職して、働き続けられるよう取り組む」といった経済面の支援が上位にあがっています（図表2－32）。

【図表2－32 焼津市に取り組んでほしいこども・若者への支援】

(n=1,137)



◆こども・若者 学生・社会人別

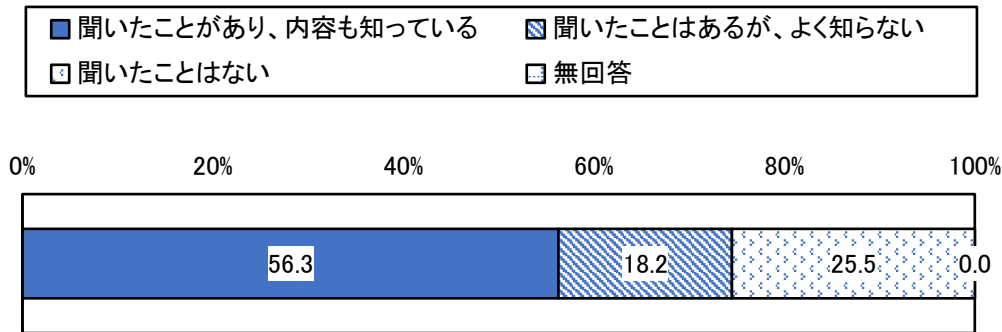
		回答者数	こども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する	こども・若者が自分の意見を発表できる場を作る	こども・若者が地域の活動に参加するきっかけを作る	こども・若者がボランティア活動をするよう支援する	生活が苦しいこどもや家庭を支援する	こども・若者が悩みごとや困りごとを相談できる窓口を充実する	虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する	こども・若者がほっとできる居場所を充実する
全体		1,137人	21.6%	6.7%	13.3%	4.5%	35.0%	20.7%	15.9%	21.9%
学生か社会人か	学生	249人	16.5%	8.8%	12.0%	8.8%	36.9%	16.9%	20.1%	25.3%
	社会人	884人	23.2%	6.1%	13.7%	3.3%	34.5%	21.6%	14.8%	21.0%
		学校に行けない人、社会の出られない人が自立できるよう支援する	学校の教育を充実する	こども・若者の非行や犯罪の防止に取り組む	若者が就職して、働き続けられるよう取り組む	結婚を考える若者が結婚できるよう支援する	その他	取り組んでほしいことは特になし	無回答	
全体		14.2%	23.2%	7.7%	32.1%	20.8%	6.6%	2.1%	1.8%	
学生か社会人か	学生	16.9%	24.5%	5.2%	29.7%	10.0%	6.8%	3.2%	1.6%	
	社会人	13.3%	22.6%	8.3%	32.9%	23.9%	6.6%	1.8%	1.8%	

⑧ヤングケアラーの認知度

「ヤングケアラー」について、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」が半数以上（56.3%）となっており、特に学生では6割以上（66.3%）となっています（図表2-33）。

【図表2-33 ヤングケアラーの認知度】

(n=1,137)



◆こども・若者 学生・社会人別

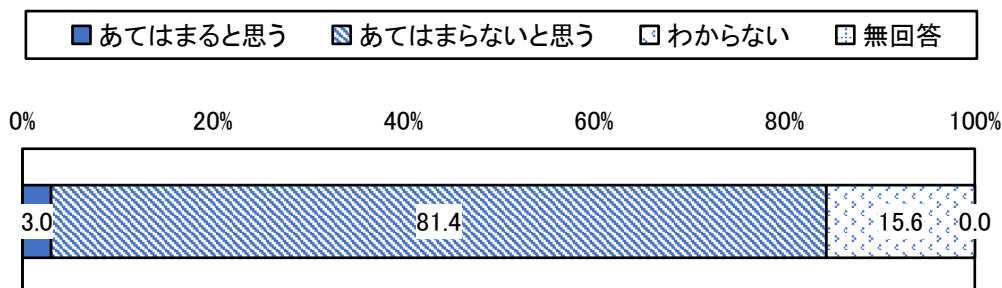
		回答者数	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
全体		1,137人	56.3%	18.2%	25.5%	-
学生か	学生	249人	66.3%	18.1%	15.7%	-
社会人か	社会人	884人	53.4%	18.3%	28.3%	-

⑨自身がヤングケアラーにあてはまると思うか

自身が「ヤングケアラー」にあてはまると思うかについて、「あてはまると思う」が3.0%となっています（図表2-34）。

【図表2-34 自身がヤングケアラーにあてはまると思うか】

(n=1,137)



(3) こども・若者意見交換会結果（調査結果）の概要

- ①普段、勉強しているところや遊びに行っているところ、仲間や友人と集まるところについて

主な回答
自宅、友人の家、学校、公園、カフェ（飲食店）、カラオケ、映画館、ゲームセンター、グランリバー、藤枝 BiVi

- ②焼津市で暮らしていて、便利だなと思うところ／不便だなと思うところについて

主な回答
【便利なところ】 鮮魚が充実している・魚が食べられること、駅が近い・交通のところが便利
【不便なところ】 大井川地区に駅がない、田舎よりなところと映画館がないこと、地震に弱いところ、（高校生が）遊べる場所ない、くつろげるところがない

- ③「不便だなと思うところ」を解消する手段について

主な回答
・駅を作る ・災害対策をもっと市民に呼びかけること ・今の立地を生かし、学生が楽しめそうな場所を作る ・そういう場所、スペースを作る

- ④焼津市への移住者を増やす、焼津市にもっと人が来てもらえるようにするには、どのようなものがあればよいか／どのようなことをすればよいかについて

主な回答
・子育てに優しい環境を作る ・さかなセンターを改修工事して、若者ウケが良い見た目にする ・魅力をSNSなどでどんどん発信していく ・駅前の商店街をもっと活発にさせる、駅周辺を活性化させる ・高校生が好きそうなものを増やす ・焼津にしかないもののスポット？的なものを作る

⑤将来「仕事をする」ことのイメージについて

主な回答
・ 大変なイメージ ・ 事務系の仕事で、あまり残業はしたくないけれど、給料とかそういったもので釣り合いが取ればいい ・ 金が稼げるかが不安 ・ 病院で働きたい ・ 初任給が良くて人間関係も恵まれて安定した暮らしが出来るといいなと思う ・ 人の役に立つような所で働きたい

⑥将来「結婚する」ことのイメージについて

主な回答
・ 責任を感じる ・ 結婚したくない。自分の時間を取られたくないから。 ・ めんどくさそう ・ 結婚したいが、どのように過ごすのかわからない ・ 結婚したいけど、男性みんなが家事を手伝って欲しい ・ 結婚したい。家族になるということ。

⑦将来「子育てをする」ことのイメージについて

主な回答
・ こどもの成長を楽しむ事ができるイメージ ・ 子供は欲しくない。責任を持ちきれなくなりそうだし、育児は大変だといろんな人が言ってるし、自分もそう思うから。 ・ 大変 ・ 子育ては大変そうだけど子供の成長が見れるから子育てはしたい。子供は欲しい。 ・ 子供は欲しい。かかるお金の量がどれくらい必要かが分からないから不安。 ・ 子育ては大変 ・ 子供が欲しい。大変そう。

⑧市（公的な機関）に実施してほしいこと、用意してほしいこと、支援してほしいことについて

主な回答
・ 採用枠を増やしてほしい ・ 希望する進路に進むために、入学金の支援等 ・ もう少し駅周辺が発展して欲しい ・ 体験できるような場所を作って欲しい

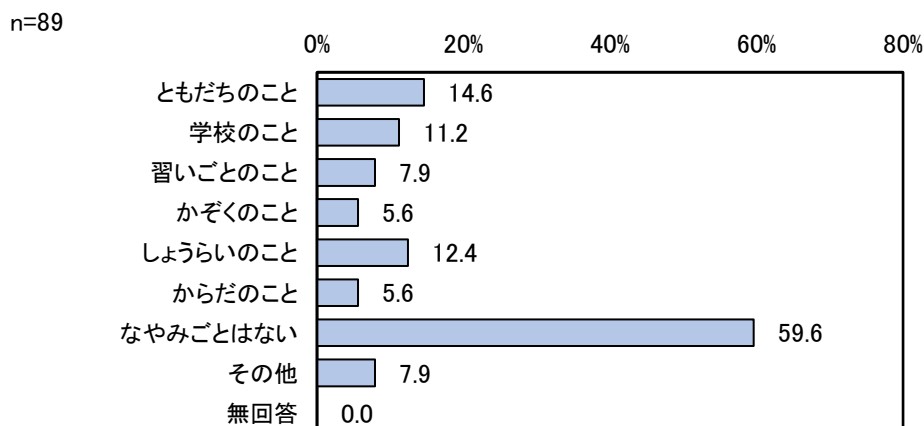
(4) 小中学生向けアンケート調査結果の概要

①悩みごと・困りごと

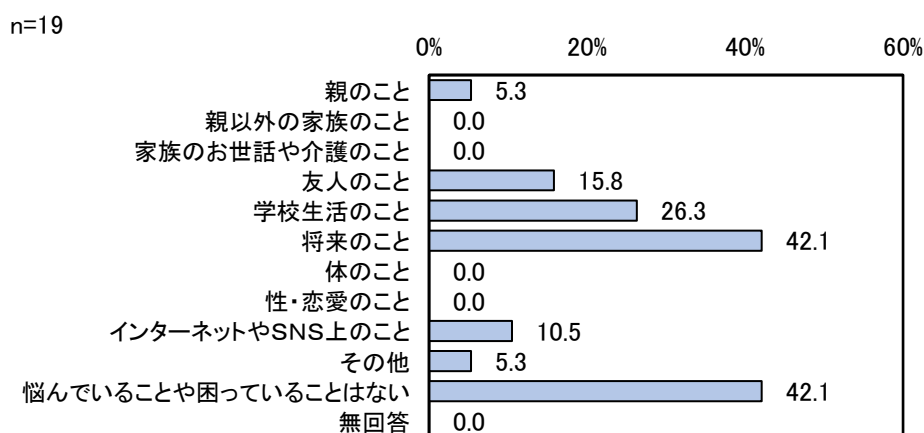
悩みごとや困りごとについて、小学生では「ともだちのこと」、「学校のこと」、「しょうらいのこと」が多く回答されています（図表2-35-1）。

中学生では、「将来のこと」が多く回答されています（図表2-35-2）。

【図表2-35-1 悩みごと・困りごと（小学生）】



【図表2-35-2 悩みごと・困りごと（中学生）】

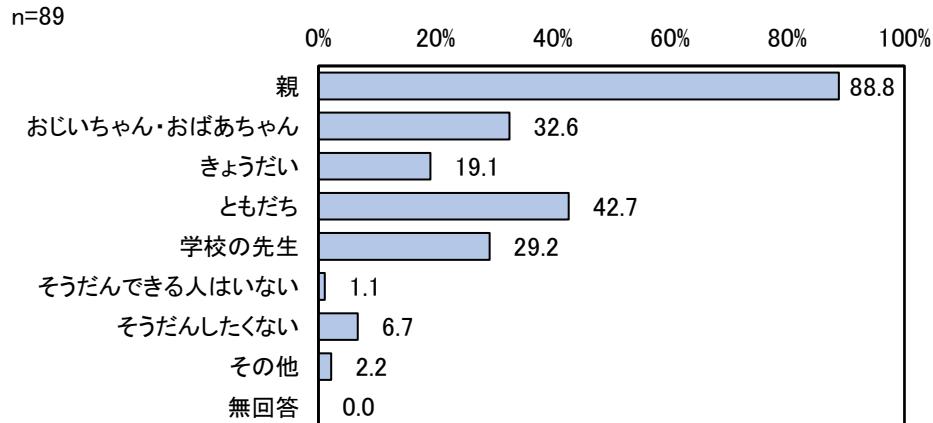


②相談できる人

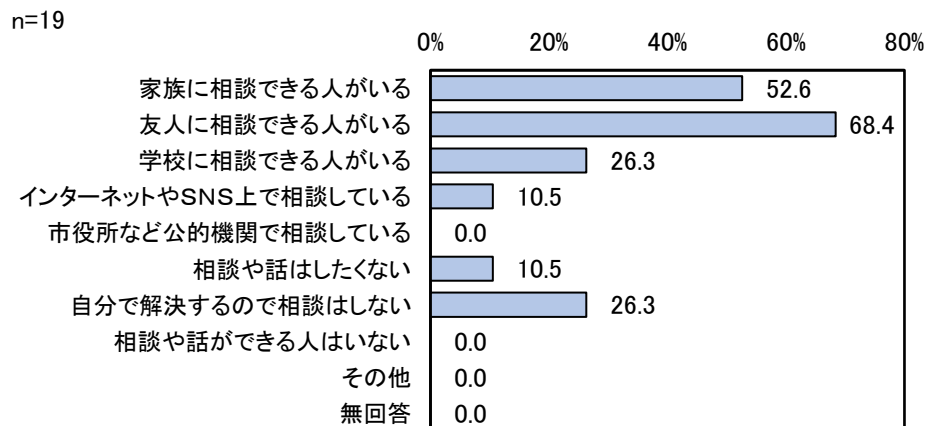
相談できる人について、小学生では「親」が最も多く回答されています（図表2-36-1）。

中学生では、「友人に相談できる人がある」が最も多く回答されています（図表2-36-2）。

【図表2-36-1 相談できる人（小学生）】



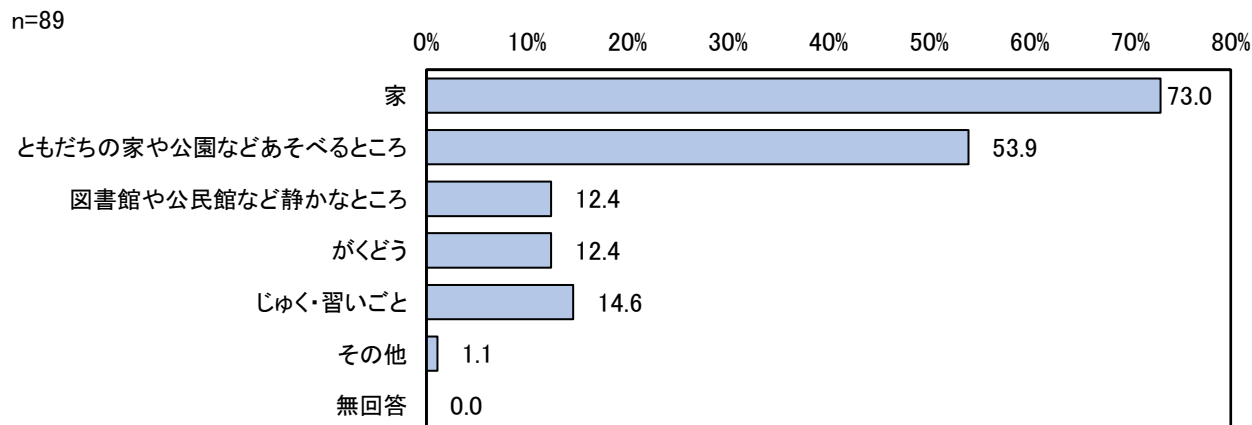
【図表2-36-2 相談できる人（中学生）】



③放課後にいたい場所

放課後にいたい場所について、小学生では「家」が最も多く回答されており、次いで「ともだちの家や公園などあそべるところ」が続いています（図表2－37）。

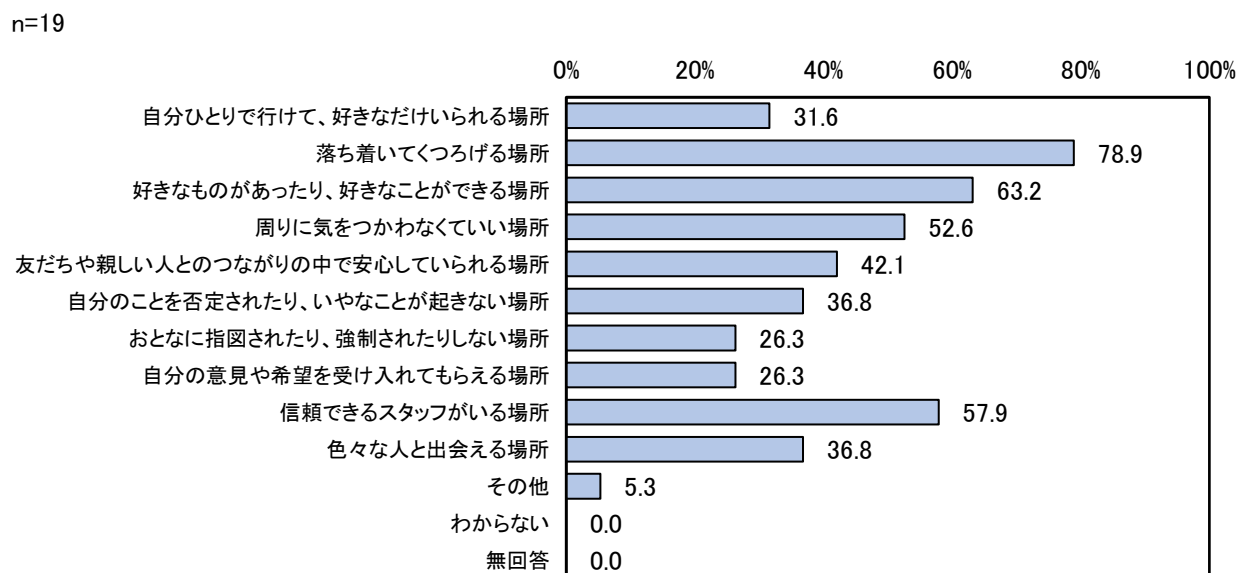
【図表2－37 放課後にいたい場所（小学生）】



④「居場所」について

「居場所」について、「落ち着いてくつろげる場所」が最も多く回答されています（図表2－38）。

【図表2－38 「居場所」について（中学生）】

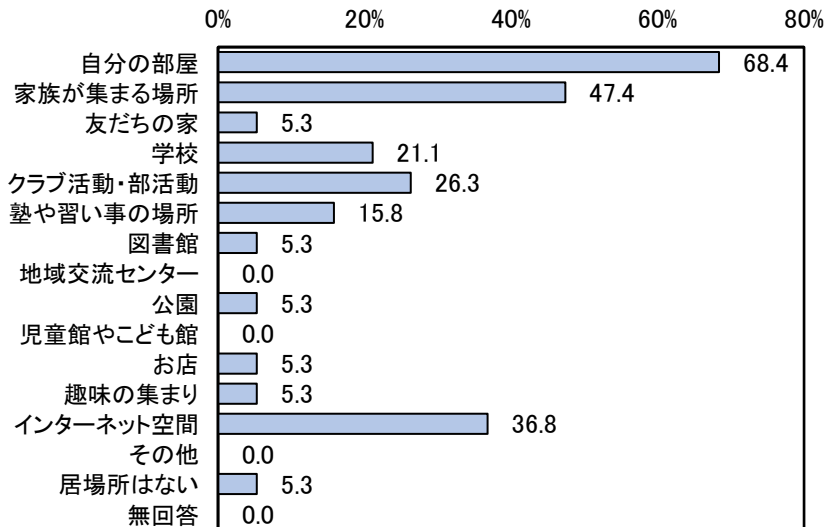


⑤自分にとっての「居場所」

自分にとっての「居場所」について、「自分の部屋」が最も多く回答されています（図表2－39）。

【図表2－39 自分にとっての「居場所」(中学生)】

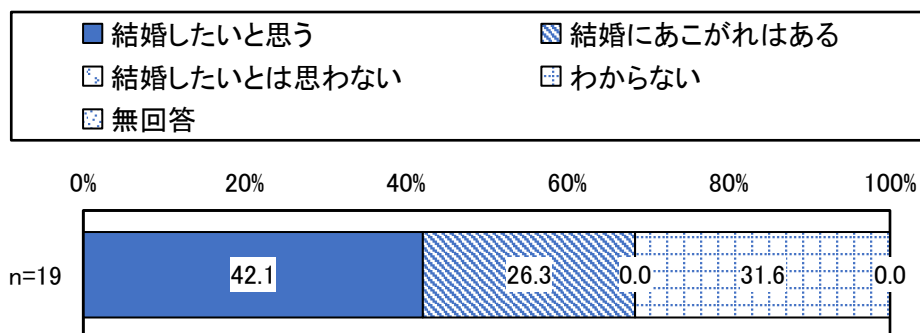
n=19



⑥結婚について

結婚について、「結婚したいと思う」が42.1%（8件）、「結婚にあこがれはある」が26.3%（5件）、「わからない」が31.6%（6件）となっています（図表2－40）。

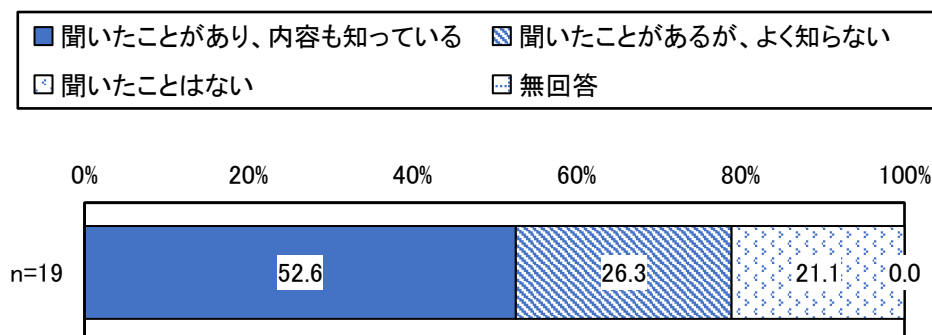
【図表2－40 結婚について(中学生)】



⑦ヤングケアラーの認知度

「ヤングケアラー」について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が52.6%（10件）、「聞いたことがあるが、よく知らない」が26.3%（5件）、「聞いたことはない」が21.1%（4件）となっています（図表2-41）。

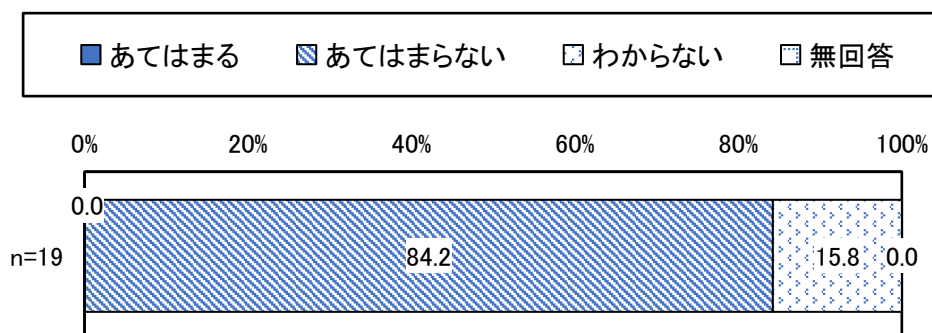
【図表2-41 ヤングケアラーの認知度（中学生）】



⑧自身がヤングケアラーにあてはまると思うか

自身が「ヤングケアラー」にあてはまると思うかについて、「あてはまらない」が84.2%（16件）、「わからない」が15.8%（3件）となっています（図表2-42）。

【図表2-42 自身がヤングケアラーにあてはまると思うか（中学生）】



(5) こども会議における意見について

①困ったときに誰に相談する？

	主な意見
グループ1	・仲の良い友達、先生には相談しない。(相談すると大ごとになるから) ※低学年の子ほど1番に相談する相手は親で2番目は先生。高学年になると友達が1番。
グループ2	・友達、先生、親友、自分で解決、生き物、植物、頭の中にいるもう一人の自分に相談する。 ※問題の大小によって相談する相手が違う→大きな問題は親か先生。小さな問題は友達か自分ひとりで悩む。
共通する意見	本当に大きな問題は言えない／相談できない

②相談できる場所はどこ？相談しやすい人はだれ？

	主な意見
共通する意見	・人に聞かれないところ、外や部屋、学校、自宅、手紙で、おばあちゃんの家 ※家では、テレビを見ながらだったりゲームをしながらご飯を食べているので、話は聞いてくれない。

③その他の意見

	主な意見
共通する意見	・宿題の量が多くて困る。(習い事もあるので) ・公園に遊具、アスレチックが欲しい。

(6) その他

子ども・子育て会議における若者からの意見について	内容
①「こどもを産む」ということに対する支援について	・身近な場所で相談に乗ってもらえる支援を行って欲しい。
②結婚について	・自分の生まれ育った焼津で結婚をしたいという希望がある。 ・結婚後の環境変化に対しての不安や、結婚に対する責任を感じるという意見がある。 ・結婚相手と2人で相談ができる取組や施策があると良い。
③就職後について	・慣れない環境や仕事・就職に対する不安について気軽に相談ができる環境が欲しい。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市ではこれまで、第1期・第2期子ども・子育て支援事業計画において「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念の下で、未来を担うこどもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会を実現するため、総合的かつ計画的な子育て支援施策に取り組んできました。

こども・若者や子育て世帯をめぐる社会情勢の変化に伴い、国においては次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」を制定するとともに、「こども大綱」を閣議決定し、国全体で「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、第3期子ども・子育て支援事業計画を包含する形で本計画を策定するに当たり、引き続き「こどもの最善の利益」の実現を第一に考え、こどもや子育て当事者が必要としている包括的な支援を行います。また、本市に住むこどもたち一人一人が幸せな状態で育っていくことができるよう、未来を担う全てのこどもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会の実現を目標とするため、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を基本理念として継承します。

◆基本理念

育てよう！明るい笑顔のやいづっ子

～全てのこども・若者の笑顔があふれ輝けるまち～



2. 基本方針

基本理念の実現のため、また、こどもや若者、子育て当事者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげるためには、地域社会全体でこども・若者を自立した個人として尊重し、それぞれの立場や視点に立って切れ目のない支援の充実と安心して子育て出来る環境づくりに取り組むことが求められています。

このため、本計画においては以下の基本方針を定め、こども施策、子育て支援施策を展開します。

(1) 多様なニーズに応える ライフステージを通じた支援の充実



こども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続き、また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、成人期になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こどもや若者、子育て当事者が持つ多様なニーズに切れ目なく対応し、ライフステージを通して支援するための取組を推進します。

(2) こどもや若者、子育て当事者の 視点に立ったライフステージに応じた支援の充実



こどもや若者、子育て当事者に対する支援を推進するに当たり、それぞれのライフステージに特有の課題について、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って解決していくことが重要です。

こどもたちの心身の成長や、若者の将来の生活、子育て当事者を支援するため、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、それぞれのライフステージに応じた施策を展開します。

(3) 安心して子育てできる環境づくり

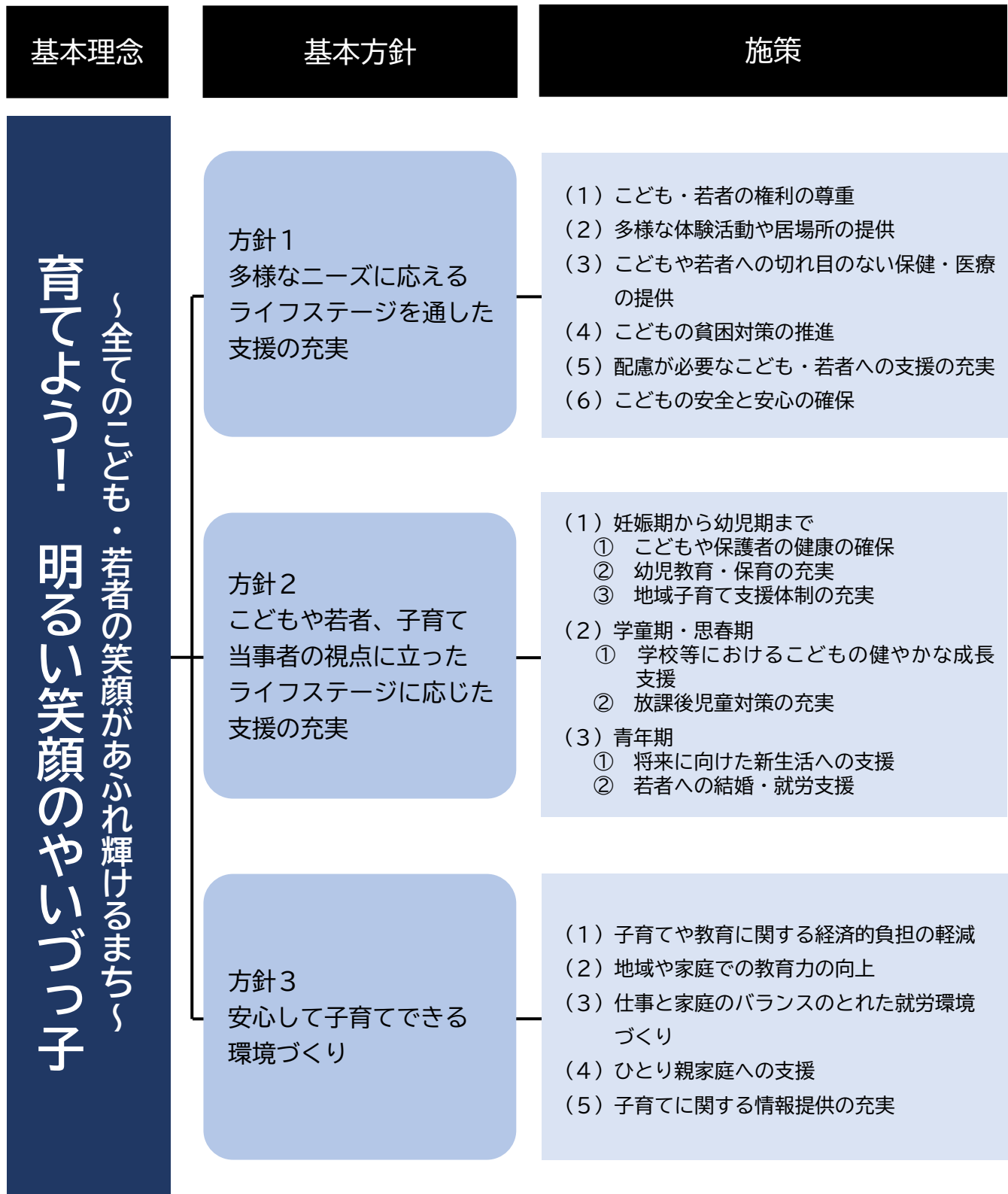


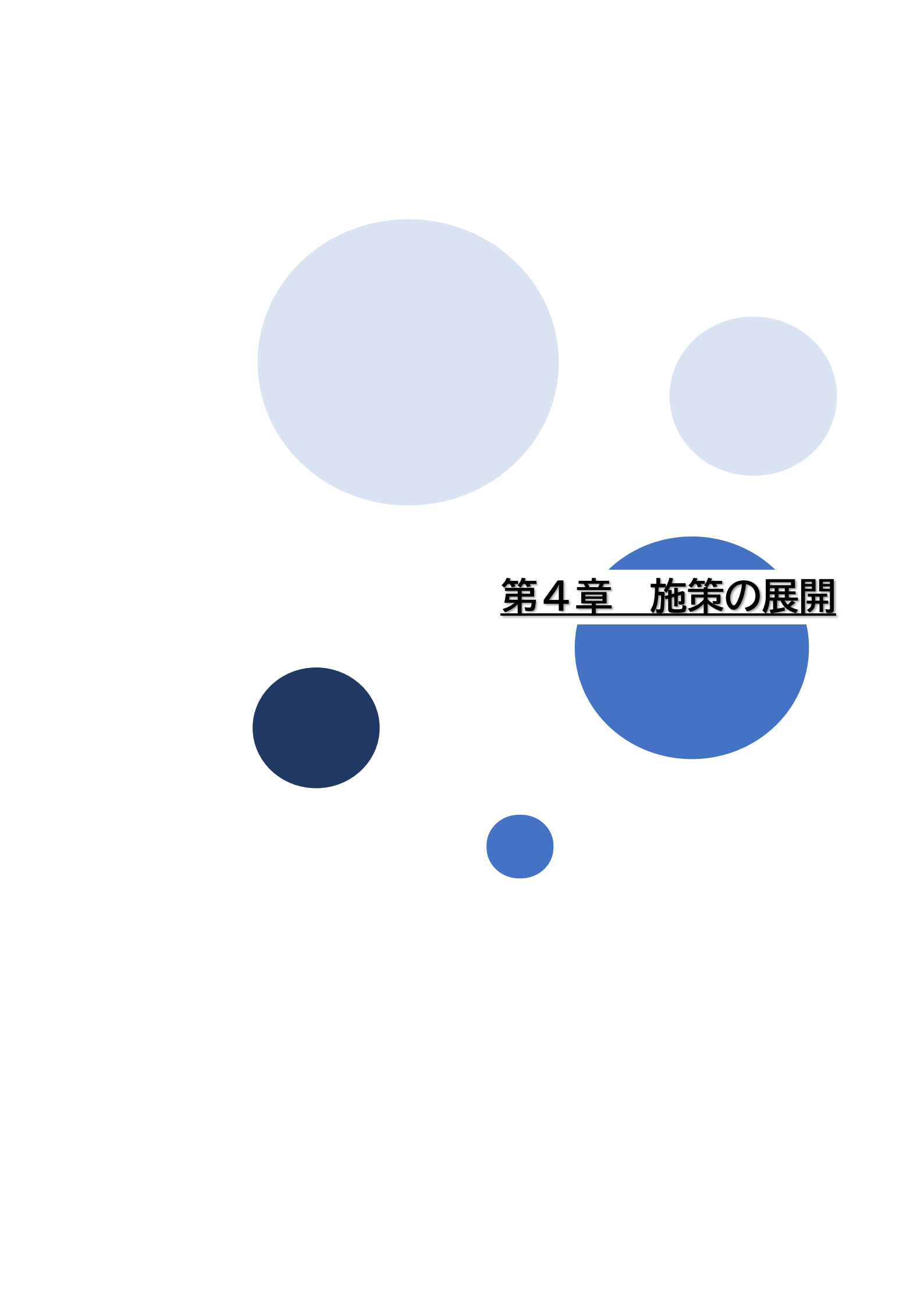
子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためには重要です。

子育て当事者が抱く子育てに関する様々な不安を解消し、こどもと向き合いながら、安心して子育てをすることができる環境づくりに取り組みます。

3. 施策体系

【図表3-1：施策体系】





第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1. 多様なニーズに応えるライフステージを通じた支援の充実

(1) こども・若者の権利の尊重

【現状と課題】

令和5年4月に施行されたこども基本法の基本理念には、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会を確保することや、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮されることが定められています。また、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

【施策の方向性】

こどもの権利について、人権教育などを通してこどもが自らの権利について学ぶとともに、こども・若者が権利の主体であることを周知し、社会全体で共有するための取組を推進します。

こども・若者が自らの意見を表明し、その声が反映される仕組みを整えます。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
1	★こども・若者の権利の普及啓発・情報発信。こどもの権利に関する学習機会の確保・学習支援・人権教育	こども・若者の権利の普及啓発や情報発信をします。 こどもの権利に関する学習機会の確保・学習支援・人権教育を実施します。	子育て支援課 こども相談課 子ども支援課 保育・幼稚園課
2	母子保健事業を通じた虐待の発生予防と早期発見	全ての児童が健全に育成されるよう、こども家庭センター（母子保健型）により、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげます。また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待の予防や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援を図ります。	健康づくり課
3	★人権教育の手引き書等を活用した人権教育	各学校の教育計画に人権教育を位置付け、静岡県教育委員会が発行している「人権教育の手引き書」等を活用し、児童生徒に対して人権教育を実施します。	子ども支援課
4	★教職員の人権教育研修	各学校で、校内研修や職員会議等において、教職員に対して人権教育を実施します。	子ども支援課
5	★こども・若者の意見の反映	こども施策を策定、実施、評価するに当たり、対象となるこども・若者の意見を反映させるために意見を聴く取組を実施します。	全庁

(2) 多様な体験活動や居場所の提供

【現状と課題】

核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化など、こどもが体験できる活動や地域での交流活動の機会が減少しています。また、こどもたちが気軽に立ち寄れて安心して過ごすことができる活動機会、交流機会と居場所づくりの充実が求められています。

「こども・若者意見交換会」においては、市に対して「体験できるような場所を作って欲しい」との要望があり、「小中学生向けアンケート調査」では、居場所について「落ち着いてくつろげる場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が上位となっています。また、「ニーズ調査」では、「焼津市は子育てしやすいまちだと思う理由」の問いに「公園などこどもの遊び場が充実している」と評価しています。

【施策の方向性】

こどもたちが多様な体験や活動を行い、その自主性や創造性を伸ばし、自己肯定感を育むことができるように、こどもたちへ体験や活動の機会を提供します。また、安心して、落ち着いて過ごすことができるなど多様な居場所の充実を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
6	幼稚園、保育所(園)での食育推進事業	園内及び近隣農地における栽培・収穫体験、収穫物を用いたクッキング活動、絵本・紙芝居を活用した食に対する知識向上指導等を実施します。	保育・幼稚園課
7	世代間交流事業	高齢者福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを幼稚園・保育所(園)に招待し、季節的行事や伝承遊びを通して、世代間の交流を図ります。	保育・幼稚園課
8	異年齢児交流等事業	卒園したこどもや地域のこどもとともに、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、こどもの社会性を養います。	保育・幼稚園課
9	地域との交流事業	地域交流センターの行事や地域の祭りに参加し、地域住民との交流を深めます。	保育・幼稚園課
10	保育体験	幼稚園・保育所(園)において、中学生や高校生が園児とふれあうための保育体験の機会を提供します。	保育・幼稚園課
11	★子どもの文化芸術体験会	こどもたちが文化芸術に触れることで情操を育み創造性を高められるよう、また次代を担う人材を育成することを目的として、文化連盟加盟団体が講師となり、実技披露や指導を実施します。	文化振興課
12	伝統文化子ども教室	郷土の歴史文化を知り、直接体感することによって、豊かな郷土愛を育みます。	文化振興課
13	海の子・山の子交流教室	それぞれの郷土の愛着心や相互理解を深めることを目的として、川根本町と焼津市の小学生を対象とした交流体験事業を実施します。	スマイルライフ推進課
14	子ども体験活動教室	心豊かなこどもを育てることを目的とし、地域交流センターで、多彩な体験活動を実施します。	スマイルライフ推進課
15	やいづ少年の船	乗船体験を通して友情と協調性を養うとともに、水産都市焼津への興味と理解を深めることを目的とし、市内中学生を対象に、2泊3日の海上体験研修を実施します。	スマイルライフ推進課

No.	事業名	取組内容	担当課
16	ブックスタート事業	未来を担うこどもたちの豊かな心づくりを推進するため、乳児と保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験とともに心ふれあうひとときを持つきっかけをつくります。	図書課
17	子ども読書推進	幼少年期に本と出会い、本の楽しさを知ってもらうため、様々な方法により機会を創出します。 幼児、低学年児童を対象とした絵本や紙芝居の読み聞かせ、小学生以上の児童を対象とした昔話のストーリーテリング及び空想力や想像力を養うため映画の上映を行います。	図書課
18	こどもまつり、こどものつどい	親子や家族で豊かな情操を育てる人形劇などの催し物を楽しむとともに、読書への興味を育むために実施します。	図書課
19	科学絵本講座	小学生向けに、遊びを通して科学に興味を持ってもらい、あわせて科学の本に親しむ機会とするため、講座を開催します。	図書課
20	読書推進	本と親しみ、読書習慣を身に付けるよう成長段階にあった本の紹介、また、「調べ学習」等への援助・助言を行います。	図書課
21	スポーツクラブ事業	市民がスポーツで汗を流し、楽しい時間を過ごすことを目的とします。軽スポーツやレクリエーションスポーツを中心に、同好の仲間や家族で気軽にスポーツを楽しみます。	スポーツ課
22	スポーツ教室	運動の日常化により、健康増進・体力向上、明るい仲間づくりを目指します。総合体育館、焼津体育館、大井川体育館において、幼児、親子、女性、リズム、高齢者、健康増進、成人男性、よちよち、リズムフィットネスを行います。	スポーツ課
23	スポーツ施設開放	社会体育活動として午後7時から9時まで開放します。	スポーツ課
24	スポーツ少年団	スポーツによる青少年健全育成を目的とし、市内37団体が組織的に活動を行います。	スポーツ課
25	市民トリム大会	運動を通してバランスのとれた体力づくりと健康増進を目指し、ウォーキング大会を行います。	スポーツ課
26	環境基本計画推進事業	夏休み親子水生生物教室を実施します。	環境課
27	親子料理教室	健康づくり食生活推進協議会の会員が市内の地域交流センターを会場に開催します。	健康づくり課
28	★まちかどリポーター研修・育成事業	市民リポーターである「焼津まちかどリポーター」の研修、育成を実施し、市民及び市外向けに市の魅力を発信します。	シティセールス課
29	地域学校協働活動	コミュニティ・スクールの取組を進め、幅広い地域住民や団体によるこどもたちの学びや成長を支える活動の推進を図ります。	学校教育課
30	ゲストティーチャー等外部人材の活用	地域の様々な知識や技能を持った方々を学校に招き、児童・生徒の学びを広げます。	学校教育課
31	子ども会健全育成事業	青少年の健全な育成を図るため、子ども会及び児童文化の発展のための事業を実施している焼津市子ども会連合会・校区子ども会に対して、補助金の交付等の活動支援を行います。	家庭支援課

No.	事業名	取組内容	担当課
32	放課後子ども教室	地域の様々な方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	家庭支援課
33	青少年ボランティア人材バンク	青少年のボランティア活動の推進と定着を図るため、市内に在住・通学している中学生・高校生を対象としたボランティア人材バンクを運営します。	スマイルライフ推進課
34	児童センター事業	大井川児童センターとまとびあにおいて、こどもの健全な遊び場を提供するとともに、各種体験講座を通じて、こどもの健全育成、健康増進を図ります。	子育て支援課
35	ターントクルこども館事業	こども図書館とおもちゃ美術館をメインとしたターントクルこども館を運営します。集い、遊び、学べる複合施設として、こどもを中心として保護者や幅広い世代の人々、子育て支援団体などが交流する、子育ての支援拠点を目指します。	子育て支援課
36	チビッコ広場維持管理事業	チビッコ広場の管理を地元自治会に委託し、地域児童の遊び場等に利用し、児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課
37	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。また、児童、保護者とのコミュニケーションに努めるとともに、通知や掲示を活用した地域住民への情報提供を促進します。	家庭支援課
38	★こどもまんなか公園づくり事業	こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出を目的に、公園整備を進めます。	都市整備課
39	ディスカバリーパーク焼津	天文科学館と温水プール（水夢館）を核とする複合施設であり、「宇宙」・「海」・「自然」の3つのテーマを通して、「不思議・好奇心・発見」に出会うきっかけづくりをします。	ディスカバリーパーク焼津



(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【現状と課題】

地域社会のつながりの希薄化により、地域社会において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊婦や子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備が求められています。本市では、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的かつ切れ目なく相談支援を行う「こども家庭センター」を令和5年8月に設置しています。

「ニーズ調査」では、「焼津市は子育てしやすいまちだと思う理由」の問いに「こどもの医療が充実している」との回答が多く、高い評価を得ています。

【施策の方向性】

不安を抱える妊婦や子育て家庭の身近な相談先となるよう、こども家庭センターの相談支援体制の充実と、こども家庭センターを中心とした関係機関との連携強化を図ります。

こども・若者が健やかに成長し、児童福祉の増進が図られるよう、充実した医療費助成制度などの継続した支援を行います。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
40	母子健康手帳交付	妊娠の届出をした者に対し母子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を記録し、こどもの成長の参考にします。	健康づくり課
41	妊婦健康診査(初回～14回目・超音波4回・血液検査・GBS検査)	妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要時に適切な指導を行い、母性の健康の保持増進を図るため、健診費用を助成します。	健康づくり課
42	産婦健康支援事業	妊娠中から産後への切れ目のない支援(主にうつ予防)を行うため、産婦健康診査及び産後ケア事業を実施します。健診費用及び事業利用費用を助成します。	健康づくり課
43	乳児家庭全戸訪問 妊産婦乳幼児家庭訪問	妊産婦・乳幼児家庭を訪問し、健康状態に応じた保健指導を行い、母親には育児についての不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、必要なサービスに結び付け、育児を応援します。	健康づくり課
44	こどもの年齢に合わせた健康診査事業	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。	健康づくり課
45	予防接種事業	BCG、不活化ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、三種混合、二種混合、四種混合、五種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎の予防接種を実施します。	健康づくり課
46	予防接種(任意接種)への助成	ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザのワクチンを接種した場合に費用の一部を助成します。	健康づくり課
47	歯科保健対策事業	生涯を通じた歯科保健対策「むし歯0運動」と一生自分の歯で食べることを目標に「8020運動」を推進し、歯の健康を通して全身の健康づくりを図ります。	健康づくり課

No.	事業名	取組内容	担当課
48	健(検)診事業	自己の健康状態を把握し、自ら健康管理に努めるため、乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・骨粗しょう症等の各種健(検)診を実施します。	健康づくり課
49	初期救急医療対策事業	医師会に委託し、休日及び夜間の救急医療を行います。	健康づくり課
50	第2次救急医療対策事業	志太榛原地域の公立病院により、第2次救急医療を実施します。	健康づくり課
51	志太榛原救急医療センター運営事業	救急医療に対応するため、志太榛原管内の市町により、志太榛原救急医療センターを運営します。	健康づくり課
52	休日等歯科救急医療	市内歯科医院の在宅輪番制により休日の救急医療を行います。	健康づくり課
53	未熟児養育医療給付事業	指定養育医療機関で入院養育が必要な未熟児の治療に要する医療費を助成します。	子育て支援課
54	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
55	子ども医療費助成制度	0歳から18歳までの通院及び入院に伴う医療費を助成します。(保険診療外、第三者行為によるものは除く)	子育て支援課
56	「広報やいづ」による情報提供	毎月「健康」の欄に翌月の行事日程等を掲載します。	健康づくり課



(4) こどもの貧困対策の推進

【現状と課題】

国では、令和元年に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、現在から将来にわたり、全てのこどもたちが夢や希望を持てる社会を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的に、重点施策として「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」を掲げており、様々な支援を重層的に実施することが求められています。

【施策の方向性】

こどもの貧困は、その要因が複雑化、複合化していることが多いため、関係機関が相互に連携して、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」に取り組み、こどもがその生まれ育った環境に左右されることがないように貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが夢や希望を持てる社会を目指します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
57	認可保育所(園)・小規模保育事業所等の保育料の助成 (0～2歳児クラス)	世帯年収や上の子の年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無料とします。	保育・幼稚園課
58	幼児教育・保育の無償化 (3歳児クラス～小学校入学まで)	令和元年10月導入の幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定」について、県との連携・協力のもと、公正・適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案し、円滑な給付方法を検討・実施します。	保育・幼稚園課
59	認可外保育施設利用者への保育料の助成	認可外保育施設を利用する市内在住の世帯を対象として、保育料を助成します。	保育・幼稚園課
60	もぐ・ぱくサポートV3	市内の幼稚園・保育所(園)に通う、世帯年収360万円未満相当の世帯のこどもと第3子以降のこどもの副食費(おかず・おやつ等)を無料とします。	保育・幼稚園課
61	就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行います。市では援助の認定基準の一つとして採用している「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」の係数を全国的にも高いものとし、認定される対象者が多くなるようにしています。 また、障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事業にかんがみ、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて教育費の援助を行います。	教育総務課
62	★放課後児童クラブ多子世帯の利用料助成事業	多子世帯の経済的負担軽減を図るため施策の拡充に取り組みます。	家庭支援課
63	放課後児童クラブひとり親家庭利用料助成事業	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の2分の1(上限5,000円)を助成します。	家庭支援課

No.	事業名	取組内容	担当課
64	母子・父子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の保護者が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成します。	子育て支援課
65	児童手当	18 歳までのこどもを養育する保護者に手当を支給します。	子育て支援課
66	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	子育て支援課
67	母子父子寡婦福祉資金(県事業)	県事業として行われているひとり親家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行います。	子育て支援課
54 再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
55 再掲	子ども医療費助成制度	0 歳から 18 歳までの通院及び入院に伴う医療費を助成します。(保険診療外、第三者行為によるものは除く)	子育て支援課
68	電話等による育児相談	こどもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談等を行います。	健康づくり課
69	こども家庭相談	子育ての不安や悩みなど、こどもに関する全般的な相談を行います。児童虐待やヤングケアラーなどにおいては、関係機関との連携を図り、早期発見や支援体制を強化するとともに、児童虐待やヤングケアラーについての理解を深めるための周知・啓発を行います。	こども相談課
70	自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランをもとに適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課
71	★児童・生徒家庭支援	不登校など多様な課題を抱える児童生徒とその家庭への相談や支援を行います。	子ども支援課 家庭支援課

(5) 配慮が必要なこども・若者への支援の充実

【現状と課題】

近年、発達に課題を抱えたこども・若者や不登校児童生徒、いじめ認知件数、児童虐待数などは増加傾向にあり、こども・若者が抱える問題は複雑化しています。また、外国につながるこどものいる家庭、潜在化しやすいヤングケアラー、ひきこもりなどへの対応も含め、総合的な支援が求められています。

本市においては、こども家庭センターを設置するとともに、教育委員会事務局内に福祉的支援を行う学校福祉部を設置し、児童福祉と教育が両輪となって一体的な支援を行っています。

「焼津市のこども・若者に関する調査」では、15歳～39歳の若者のうち3.0%が、自身がヤングケアラーに「あてはまると思う」と回答しています。

【施策の方向性】

様々な課題を抱えるこども・若者の早期発見や支援のため、児童福祉、教育、保健等の関係機関が相互に連携し、困りごとマルっとサポート事業の活用などにより、それぞれの専門的知識を持った職員による個々の状況に応じた適切な支援の充実を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
72	★困りごとマルっとサポート事業	既存の制度での対応が困難な事例や、制度の狭間となるケース等に対応できるよう、市全体の支援機関や地域の関係者などが、支援ニーズに応じた、つながり続ける支援を行います。	地域福祉課
73	育児支援親子教室（さくらんぼ教室／たんぼ教室／おひさま教室）	健診・相談において、多動傾向や言語・理解等が気になるこどもを対象に、遊ぶ体験を通して発達を促すための教室を開催します。	健康づくり課
74	こども発達相談	ことば、性格や行動、集団生活、その他こどもの発達に関する相談に対して、個別面談や発達検査等を実施します。	こども相談課
75	幼児巡回相談	幼児巡回相談員が、市内在住者の在籍する幼稚園・保育所（園）に年2回（前期・後期）巡回相談を行うことにより、発達において支援が必要な主に3～5歳児を行動観察し、園職員と支援方法を検討します。	こども相談課
76	どんぐり教室	身体の不器用さ等発達のアンバランスさがあるこどもを対象に、粗大運動遊びを通して、達成感や自信を持てるよう支援する教室を開催します。（5歳児）	こども相談課
77	幼児ことばの教室	保育園児、幼稚園児で言葉に対して心配のあるこども（発音、吃音等）に対しての訓練、指導を行います。焼津南小、小川小、大井川南小において「幼児ことばの教室」を開設しています。	保育・幼稚園課
78	★学齢通級指導教室	小学生を対象にことばの教室と学びの教室を焼津南小、小川小、大井川南小、焼津西小に開設しています。また、中学生を対象に発達通級指導教室を大井川中、焼津中に開設しています。	子ども支援課
79	保護者向け講座（ペアレントプログラム等）	こどもにとって一番身近な存在である保護者に対し発達についての理解を深め、こどもとの適切な関わりや対応を学ぶ教室を開催します。	こども相談課

No.	事業名	取組内容	担当課
80	発達支援ネットワーク代表者会議・実務者会議	発達障害児等の早期発見及び早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない支援体制を構築するため、情報交換や施策を検討するための会議を年3回実施します。	こども相談課
81	発達支援講演会	幼稚園・保育所(園)、学校等の職員に対し、発達障害や支援方法の理解を深めるための講演会等を行い、発達に課題のあるこどもたちが、園や学校等で生活しやすくなるよう支援します。	こども相談課
82	学校への移行支援	幼稚園・保育所(園)等でのこどもの育ちや支援の情報等を、学校に円滑につなぐ仕組みづくりを行います。「あしすとファイル」や「就学支援シート」の情報をもとに、保護者、幼稚園・保育所(園)等から学校への相談や移行支援を行い、就学後には、主に通常学級への就学児について学校訪問等を行い、移行支援を行います。	こども相談課
83	親子教室・並行通園事業	発達の気になる未就学児に対する小集団での日常生活訓練や保護者に対するアドバイス等を行います。	障害福祉課
84	学齢巡回相談	発達障害など支援を必要とするこどもの様子確認や発達検査を実施し、学校や保護者とともに支援内容や方法を一緒に考えていきます。	子ども支援課
68 再掲	電話等による育児相談	こどもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談等を行います。	健康づくり課
85	こどもの年齢に合わせた相談事業	6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、心理相談等を実施します。	健康づくり課
86	特別支援教育連絡協議会	各学校の担当教員を対象に、特別支援教育の在り方や各校における取組等について連絡・協議し、焼津市の特別支援教育を推進します。	子ども支援課
87	障害福祉サービス(居宅介護・短期入所)	障害者(児)に対して居宅介護、短期入所の支援を行います。	障害福祉課
88	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)	未就学の障害のあるこどもに対する日常生活における基本的動作の指導及び就学中の障害のあるこどもに対する放課後や長期休暇における生活能力向上のための訓練等を提供します。	障害福祉課
89	自立支援医療(育成医療)	身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対し、その自立支援医療費(育成医療)を支給します。	障害福祉課
90	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に対し、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
91	重度心身障害者(児)医療費助成	重度心身障害者(児)に対し、医療費を助成します。	障害福祉課
92	特別児童扶養手当(県事業)	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
93	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具の給付を行います。	健康づくり課

No.	事業名	取組内容	担当課
94	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成	身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得や教育上の発達を支援するため、補聴器購入費を助成します。	障害福祉課
95	補装具、日常生活用具給付	障害児の自立した日常生活・社会生活に寄与するため、補装具(車いす、補聴器、義肢等)、日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、紙おむつ等)を給付します。	障害福祉課
69 再掲	こども家庭相談	子育ての不安や悩みなど、こどもに関する全般的な相談を行います。児童虐待やヤングケアラーなどにおいては、関係機関との連携を図り、早期発見や支援体制を強化するとともに、児童虐待やヤングケアラーについての理解を深めるための周知・啓発を行います。	こども相談課
96	要保護児童対策地域協議会代表者会議・虐待児小委員会	関係機関の代表者が連携し、総合的な要保護児童支援体制の構築を図ります。また、小委員会において特に重篤事案の情報共有及び支援方針を協議します。	こども相談課
97	養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等、必要な支援を行います。子育て等に対して不安や課題を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭宅を訪問し、家事・子育て等の支援を行います。	こども相談課
98	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が、疾病や疲労等、身体上、精神上等の理由により家庭におけるこどもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等や里親にて緊急・一時的に養育・保護を行います。	こども相談課
99	個別ケース検討会議の開催	虐待防止のために、関係機関と連携を図ります。	こども相談課
100	児童相談所との連携	児童相談所との連携を図ります。	こども相談課
101	教育支援センター(チャレンジ教室)	不登校児童・生徒の学校外の学びの場として市内に3カ所開設しています。自ら考え行動することを通じて社会的自立を目指します。	子ども支援課
102	スクールカウンセラー(SC)活用事業	市内全中学校区に配置された県のSCが、相談活動にあたります。県配置のSCだけでは対応しきれない児童・生徒の精神的ケアを、市のカウンセラーが行います。	子ども支援課
103	要保護児童対策地域協議会学齢児部会	被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登校児童・生徒への具体的支援策を協議します。関係機関(児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、教育支援センター指導員、巡回相談員等)からなる小委員会を年6回開催します。教職員を対象とした講演会、研修会を年1回実施します。	子ども支援課
104	焼津市親の会	不登校児童・生徒の保護者のための交流会を実施します。	子ども支援課
105	就学相談	就学支援対象児の保護者との面談や、就学支援個票の提出があった幼稚園・保育所(園)との連絡調整を行います。	子ども支援課 保育・幼稚園課
106	就学支援委員会	障害のある幼児・児童・生徒の適正な就学に向けて、支援を行います。	子ども支援課

No.	事業名	取組内容	担当課
107	青少年教育相談センター教育相談	幼児から 20 歳代までの青少年の教育相談に応じます。	子ども支援課
108	心の教室相談員の配置	市内全小・中学校に心の教室相談員を配置しています。校内教育支援センターとして、教室に入りにくい児童・生徒の支援を行っており、不登校未然防止にも、大きな役割を果たしています。	子ども支援課
109	★スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため社会福祉等の専門的な知識・技術を備えたSSWを県と市で配置し、関係機関と連携して支援します。	子ども支援課
110	外国人児童生徒教育支援事業	市内小中学校に通う日本語の習得や教科学習の理解が未習熟な児童生徒のために、外国人児童生徒支援員による日本語指導や学習指導を行います。また、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行います。	学校教育課
111	外国人のこどもが円滑に教育・保育施設やサービスを利用できるための支援	制度や手続きについて、窓口で説明をする際、必要に応じて、通訳士が同席します。	保育・幼稚園課
112	外国人市民が日本語を学ぶ機会の充実	多くの外国人市民が、生活習慣と日本語を学ぶことができる機会を充実します。	協働推進課
113	外国人市民の相談体制・支援体制の充実	外国人市民のための相談窓口の設置など、相談体制・支援体制を充実します。	協働推進課
114	やさしい日本語や多言語での情報発信	外国語版広報や市ホームページ等にて、やさしい日本語や多言語で情報発信を行います。	協働推進課
115	不妊治療費助成事業（こうのとり事業）	不妊治療（特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。	健康づくり課
116	不育症治療費助成（コアラ・ママ助成）	妊娠しても流産、死産や新生児死亡等を繰り返してしまう「不育症」の検査及び治療費を助成します。	健康づくり課
53 再掲	未熟児養育医療給付事業	指定養育医療機関で入院養育が必要な未熟児の治療に要する医療費を助成します。	子育て支援課
61 再掲	就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行います。市では援助の認定基準の一つとして採用している「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」の係数を全国的にも高いものとし、認定される対象者が多くなるようにしています。また、障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事業にかんがみ、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて教育費の援助を行います。	教育総務課
70 再掲	自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランをもとに適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課

No.	事業名	取組内容	担当課
54 再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
67 再掲	母子父子寡婦福祉資金（県事業）	県事業として行われているひとり親家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行います。	子育て支援課

（６）こどもの安全と安心の確保

【現状と課題】

こどもが巻き込まれる事件や事故が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりに行政と関係機関が連携し、交通安全対策や防犯対策を総合的に進めていくことが必要です。

「ニーズ調査」では、子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策として、「こどもを犯罪等から守るための活動の推進」が多く回答されていることから、防犯対策の強化が求められます。

【施策の方向性】

通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実、ルールやマナーの周知啓発、事故や犯罪等に関する情報提供など、交通安全と防犯対策を推進し、こどもの安全と安心の確保を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
117	交通安全教室（各学校）	交通安全協会交通安全指導員を中心に、年齢に応じた交通安全教室を開催します。	くらし安全課 子ども支援課
118	交通安全街頭指導	交通安全指導員や交通安全協会交通安全指導員を中心に、登下校時の街頭立哨・街頭指導を実施します。	くらし安全課
119	通学路合同点検	学校、警察、道路管理者等と連携し、通学路等の点検・改善を図ります。	道路課 子ども支援課 保育・幼稚園課 くらし安全課
120	防犯活動の推進	防犯協会と連携し、地域安全推進員による青色防犯パトロールや登下校時の見守りをを行います。	くらし安全課
121	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子ども見守り隊による登下校の見守りを支援し、必要な用具等を用意します。	子ども支援課
122	職員向け防犯講座	幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどの職員向けに防犯講座を実施します。	家庭支援課 保育・幼稚園課
123	施設点検と安全対策	所管する施設の点検と安全対策に取り組みます。	子育て支援課 家庭支援課 保育・幼稚園課

2. こどもや若者、子育て当事者の視点に立ったライフステージに応じた支援の充実

(1) 妊娠期から幼児期まで

① こどもや保護者の健康の確保

【現状と課題】

こどもが生まれ健やかに成長していくためには、こどもの健康のみならず保護者の健康が重要であり、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠・出産・産じょく期は、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

「ニーズ調査」では、焼津市が子育てしやすいまちだと思える理由として、「こどもの医療が充実している」が多く回答されています。

【施策の方向性】

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない継続的な母子の健康管理と保健事業の実施を通じ、こどもや保護者の心身の健康の確保・増進を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
41 再掲	妊婦健康診査(初回～14回目・超音波4回・血液検査・GBS検査)	妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要時に適切な指導を行い、母性の健康の保持増進を図るため、健診費用を助成します。	健康づくり課
42 再掲	産婦健康支援事業	妊娠中から産後への切れ目のない支援(主にうつ予防)を行うため、産婦健康診査及び産後ケア事業を実施します。健診費用及び事業利用費用を助成します。	健康づくり課
43 再掲	乳児家庭全戸訪問 妊産婦乳幼児家庭訪問	妊産婦・乳幼児家庭を訪問し、健康状態に応じた保健指導を行い、母親には育児についての不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、必要なサービスに結び付け、育児を応援します。	健康づくり課
44 再掲	こどもの年齢に合わせた健康診査事業	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。	健康づくり課
73 再掲	育児支援親子教室 (さくらんぼ教室／たんぽぽ教室／おひさま教室)	健診・相談において、多動傾向や言語・理解等が気になるこどもを対象に、遊ぶ体験を通して発達を促すための教室を開催します。	健康づくり課
124	子育て教室	離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催します。	健康づくり課
125	子育て支援講座 (子育て支援センター)	市内8か所の子育て支援センターで、子育てに役立つ講座や催しを随時開催します。	子育て支援課
126	双子・三つ子の会 (子育てサポートルーム)	多胎児を妊娠中の方や未就学の多胎児を子育て中の方が、育児の情報交換や仲間づくりができる交流の場を提供します。	子育て支援課
127	栄養相談・指導	栄養相談を毎週1回実施します。 また、6か月児相談、1歳6か月児健診、2歳歯みがき教室、3歳児健診会場でも実施します。	健康づくり課

No.	事業名	取組内容	担当課
128	各健診・相談の未健診児対策事業	受診通知の発送、電話による受診勧奨、家庭訪問等により、育児不安等の相談を行います。	健康づくり課
68 再掲	電話等による育児相談	こどもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談等を行います。	健康づくり課
85 再掲	こどもの年齢に合わせた相談事業	6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、心理相談等を実施します。	健康づくり課
129	健康相談	母子を対象とした健康相談室や栄養相談、一般向けの健康づくり相談や栄養相談を実施します。	健康づくり課
130	1歳6か月児フッ素塗布	歯の質を強化し、むし歯を予防するため、フッ素塗布を行います。	健康づくり課
131	2歳児歯みがき教室	歯科衛生士による口腔チェック、歯みがき指導、保健師による生活指導、身体測定等を行います。	健康づくり課
45 再掲	予防接種事業	BCG、不活化ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、三種混合、二種混合、四種混合、五種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎の予防接種を実施します。	健康づくり課
132	ウォーキング推進員活動の支援	市民の健康づくり、体力づくりのために、ウォーキング推進員の研修会、連絡会を開催します。ウォーキング推進員による元気隊ウォーキングを開催します。	健康づくり課
133	SIDS「乳幼児突然死症候群」予防啓発	母子健康手帳交付時に周知、ポスターの掲示を行います。	健康づくり課
134	女性相談	女性専門の相談室を設置し、女性の相談員が、女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行います。	協働推進課 こども相談課
135	子育て支援センター／こども家庭センター(母子保健型)	妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みを相談できる窓口を設置し、妊娠・出産から子育てまで、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課 健康づくり課
136	子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援	子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人(子育てコンシェルジュ)を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課

② 幼児教育・保育の充実

【現状と課題】

人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人一人の発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。

本市の保育所（園）在園児数は、少子化が進む中であってもほぼ横ばいである一方、幼稚園在園児数は減少傾向にあります。「ニーズ調査」では、子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策として「幼稚園、保育所（園）の充実（待機児童の解消）」が半数以上回答されており、幼児教育・保育の充実に対するニーズが高いことがうかがえることから、将来的な児童数の減少が見込まれる中で、適切な受け入れ体制の確保が必要です。

また、幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための取組を推進するとともに、保幼小の連携を推進することが重要です。

【施策の方向性】

保護者の多様なニーズに対応できるよう幼児教育・保育の充実及び幼稚園教諭、保育士の確保や育成、働きやすい環境づくりなどによる幼児教育・保育の質の維持・向上を図ります。また、幼稚園・保育所（園）と小学校がそれぞれの教育・保育の目的や取組を互いに理解し、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続ができるように取り組みます。

本市の公立・私立、保育所・幼稚園などの枠を超えた、全ての幼稚園教諭や保育士が参加する「オールやいづ☆ねっこプロジェクト」を推進します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
137	公立・私立の幼稚園及び保育所による共同研修の実施	公立・私立幼稚園及び保育所（園）などが共同で研修を進める体制を整え、焼津市に育つこどもたちに、平等に質の高い幼児期の教育・保育を提供します。（オールやいづ☆ねっこプロジェクト）	保育・幼稚園課
138	指導主事の配置	専門的な知見や豊富な実践経験を有する指導主事による域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。	保育・幼稚園課
139	教育・保育施設及び地域型保育事業の連携	教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携を図るために連絡会を開催し、情報提供及び共有することで協力体制を構築します。	保育・幼稚園課
140	幼稚園・保育所（園）と小学校との連携	幼稚園・保育所（園）は幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校教育への円滑な接続を図ります。幼保小合同研修会や連絡会等により、目指すこどもの姿や教育内容の相互理解を深め、「乳幼児期に育てたい力」を踏まえた幼児期の教育・保育の実践を図ります。	保育・幼稚園課 学校教育課
141	公開保育	幼稚園・保育所（園）において、積極的に教育・保育を公開し、保育者同士や小中学校の教員が参観することを通して、保育者の資質向上を図るとともに、保幼小中校間の連携を深めます。	保育・幼稚園課
142	市教委学校訪問（保育・幼稚園課訪問）	幼稚園、学校教育体制の確立と振興、充実を図るための指導及び助言を行います。	学校教育課 保育・幼稚園課

No.	事業名	取組内容	担当課
143	初任者研修会(県事業)	新規採用教員の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課
144	10年研修会(県事業) (中堅教諭等資質向上研修)	教職10年経験者の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課
145	保育士確保対策の強化	焼津市で保育士や幼稚園教諭として働き始めた方に、奨学金の返還や家賃を補助します。 また、保育士や幼稚園教諭の資格を持ち、市内の園で働きたい方のための人材バンク「焼津市保育者人材バンク」を運営し、保育人材の確保を支援します。	保育・幼稚園課
146	私立幼稚園教職員研修等補助事業	焼津市私立幼稚園協会主催の教職員研修や親子と教員のふれあいを目的としたチャイルド・チャレンジ大会に要する費用を補助します。	保育・幼稚園課
81 再掲	発達支援講演会	幼稚園・保育所(園)、学校等の職員に対し、発達障害や支援方法の理解を深めるための講演会等を行い、発達に課題のあるこどもたちが、園や学校等で生活しやすくなるよう支援します。	こども相談課
82 再掲	学校への移行支援	幼稚園・保育所(園)等でのこどもの育ちや支援の情報等を、学校に円滑につなぐ仕組みづくりを行います。「あしすとファイル」や「就学支援シート」の情報をもとに、保護者、幼稚園・保育所(園)等から学校への相談や移行支援を行い、就学後には、主に通常学級への就学児について学校訪問等を行い、移行支援を行います。	こども相談課



③ 地域子育て支援体制の充実

【現状と課題】

核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感が増えています。「ニーズ調査」では、子育てをする上での不安を感じている人は全体の9割程度と非常に多くなっており、子育て家庭が不安や悩みを抱えたまま地域で孤立してしまわないよう、子育てを地域で支える体制の強化が必要です。

【施策の方向性】

各種子育て支援サービスの充実に加え、地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
147	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	子育て支援課
136 再掲	子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援	子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人(子育てコンシェルジュ)を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課
125 再掲	子育て支援講座 (子育て支援センター)	市内8か所の子育て支援センターで、子育てに役立つ講座や催しを随時開催します。	子育て支援課
126 再掲	双子・三つ子の会 (子育てサポートルーム)	多胎児を妊娠中の方や未就学の多胎児を子育て中の方が、育児の情報交換や仲間づくりができる交流の場を提供します。	子育て支援課
148	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	育児の援助を受けたい人で行いたい人が登録し、相互援助の形で、保護者が保育所の送迎ができないときに保護者の代わりに送迎する等の援助活動を行います。	子育て支援課
149	子育て応援隊派遣事業	妊娠中や2歳までのこどもがいる家庭で、家族等の手助けが無い場合に、「子育て応援隊」が家庭を訪問し、育児と家事のお手伝いをします。	子育て支援課
150	延長(時間外)保育事業	多様な就労状況等に対応するため、通常の保育時間(保育短時間・保育標準時間)を超えての保育を行います。	保育・幼稚園課
151	教育・保育事業	就学前のこどもを、年齢や保護者の就労状況に応じた教育・保育施設において保育します。	保育・幼稚園課
152	一時預かり事業	幼稚園においては、主として在園児を対象とした預かり保育を行い、保育所(園)においては保護者の急病、育児疲れ等に対応するため在園児以外のこどもを対象とした一時預かりを行います。	保育・幼稚園課
153	病児・病後児保育事業	病氣中又は病氣の回復期にあり、家庭での保育が困難なこどもを、保育所等において一時的に保育します。	保育・幼稚園課

No.	事業名	取組内容	担当課
154	家庭的保育事業	家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等において乳幼児の保育を行います。	保育・幼稚園課
7 再掲	世代間交流事業	高齢者福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを幼稚園・保育所(園)に招待し、季節的行事や伝承遊びを通して、世代間の交流を図ります。	保育・幼稚園課
8 再掲	異年齢児交流等事業	卒園したこどもや地域の子どもとともに、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、こどもの社会性を養います。	保育・幼稚園課
9 再掲	地域との交流事業	地域交流センターの行事や地域の祭りに参加し、地域住民との交流を深めます。	保育・幼稚園課
10 再掲	保育体験	幼稚園・保育所(園)において、中学生や高校生が園児とふれあうための保育体験の機会を提供します。	保育・幼稚園課
155	子育てグループの活動支援	就園前のこどもと保護者を対象に、子育てについて学び、お互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援します。	スマイルライフ推進課
156	家庭教育ネットワークの派遣	子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図ります。 また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭の教育力向上に向けた支援を行います。	スマイルライフ推進課
157	やいちゃん子育てA Iチャットボットの活用	子育て関連のイベントや活動等の情報を、やいちゃん子育てA Iチャットボットで定期的に配信します。	子育て支援課 シティセールス課
158	子育て応援サイト「とまとびあ」や市ホームページによる情報提供	子育て応援サイトや市の公式ホームページに、子育てに関する情報を掲載します。	子育て支援課
159	「焼津市子育てガイドブック」の発行	親子で楽しめる公園や各種手当・助成事業等の様々な子育て情報を目的別に掲載した総合案内冊子を作成、配付します。	子育て支援課
160	保育所園庭開放	家庭で子育てしている保護者とこどものために保育所の園庭を開放します。	保育・幼稚園課
161	幼稚園園庭開放	未就園児親子に幼稚園を体験してもらい、就園前に保護者同士・こども同士のふれあいの場を提供します。	保育・幼稚園課
162	親子ふれあいホールの活用	地域交流センターに設置された、親子が自由に利用・交流することのできる親子ふれあいホールの活用を推進します。	スマイルライフ推進課
163	しずおか子育て優待カード事業(県との協働事業)	子育て家庭を地域全体で応援することを目的に、協賛店舗(施設)でカードを提示すると様々な応援サービスを受けることができます。	子育て支援課

(2) 学童期・思春期

① 学校等におけるこどもの健やかな成長支援

【現状と課題】

学童期は、こどもにとって、こころと身体が大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は心身の成長、変化に伴い、他者とのかかわりや社会とのかかわりの中で、自分らしさを築く時期です。

学童期や思春期の多くの時間を過ごす学校は、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごせる環境の中で、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。

本市の小中学生のいじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあり、学校内外の様々な関係機関との連携を図りながら、こどもたちが安心してのびのびと学校生活を過ごしていけるように取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向性】

いじめの早期発見、組織的な早期対応、関係機関のさらなる連携強化を図ります。また、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、ニーズに応じた寄り添った支援を行います。

教職員の質の向上、支援を必要とするこどもをサポートするための相談・支援体制の強化、教育プログラムの充実を通じて、学校等においてこどもたちが健やかに成長できるよう支援します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
164	小学校低学年学校生活安定事業	小学校1年生のこどもが円滑に集団生活へ適応できるよう、低学年サポーターを全クラスに配置し、支援します。	学校教育課
165	ステップアップ教室	小学校3年生の希望者を対象に、放課後の空き教室を利用して、算数の学習支援を行います。	学校教育課
166	サマーステップアップ教室	小学校6年生と中学校1年生を対象に、地域交流センター等を会場として夏休みの宿題や自主学習の学習支援を行います。	学校教育課
167	支援員等の配置	小・中学校に市が支援員等を配置し、学習活動が円滑にできるように支援を行います。 通常学級には全児童生徒の学校生活安定に向け、学校生活のサポートやきめの細かい学習支援を行う個人支援サポーターを、特別支援学級には児童生徒の安全・安心をサポートする特別支援学級サポーターを配置します。	学校教育課
168	静岡式 35 人学級編制 (県事業)	中学校1年生から3年生までを対象に、35 人学級編制を実施します。	学校教育課
169	小学校 A L T (英語指導助手) の派遣	12 人の小学校 A L T が市内小学校 13 校を巡回し英語活動の補助指導を行います。	学校教育課
170	中学校 A L T (英語指導助手) の派遣	中学校 A L T が市内中学校 9 校を巡回し、英語活動の補助指導を行います。	学校教育課
171	小中学校での食に関する指導、食育の推進	本市に配置された栄養教諭と連携し、朝食摂取の重要性栄養バランスを意識した食事等、児童生徒の実態に合わせた指導を行います。	学校教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
172	学校公開(各学校)	各学校において、授業や行事を保護者や地域の方に公開します。学校の教育活動を理解いただくとともに、地域の方からの意見を参考にして、今後の教育活動に生かします。	学校教育課
173	学校保健委員会(各学校)	各学校において、薬学講座、薬物禁止教育、食育講座等を児童・生徒の実態に合わせて実施します。テーマ等は各学校で決定します。	学校教育課
174	防犯教室(各学校)	各学校において、警察や民間企業に協力を依頼し実施します。	子ども支援課
175	安全教育(各学校)	交通安全、災害安全、生活安全を授業や学級活動等で指導します。	学校教育課
176	薬学講座(各学校)	市内全小・中学校において、各校の担当薬剤師や焼津警察署等専門的な立場の方を招いて講座を開催します。	学校教育課
177	性教育(各学校)	保健体育の授業、学級活動等で学年の実態に合った指導を行います。	学校教育課
178	禁煙教育(各学校)	保健指導の一環として、たばこの害について学習します。	学校教育課
179	生徒指導(各学校)	児童・生徒の自己実現を図っていくために日常の中で、支援、援助活動を行います。	子ども支援課
102 再掲	スクールカウンセラー(S C)活用事業	市内全中学校区に配置された県のS Cが、相談活動にあたります。県配置のS Cだけでは対応しきれない児童・生徒の精神的ケアを、市のカウンセラーが行います。	子ども支援課
107 再掲	青少年教育相談センター教育相談	幼児から 20 歳代までの青少年の教育相談に応じます。	子ども支援課
108 再掲	心の教室相談員の配置	市内全小・中学校に心の教室相談員を配置しています。校内教育支援センターとして、教室に入りにくい児童・生徒の支援を行っており、不登校未然防止にも、大きな役割を果たしています。	子ども支援課
109 再掲	★スクールソーシャルワーカー(S S W)活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため社会福祉等の専門的な知識・技術を備えたS S Wを県で3名、市で3名配置し、関係機関と連携して支援します。	子ども支援課
101 再掲	教育支援センター(チャレンジ教室)	不登校児童・生徒の学校外の学びの場として市内に3カ所開設しています。自ら考え行動することを通じて社会的自立を目指します。	子ども支援課
180	青少年教育相談センター補導活動	市内 10 地区の補導員が、補導活動や遊技場巡視、有害図書・ビデオ等健全育成化指導を実施します。	子ども支援課
181	生徒指導対策委員会／学校いじめ問題対策委員会	校長、学年主任、生徒指導主事(主任)、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる生徒指導全般にわたる委員会、不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止や対応、児童・生徒の健全な育成に向けての協議を行います。	子ども支援課
182	★ネットパトロール	インターネット上に潜む危険から子どもたちを守るため、子どもたちの書き込み等について現状把握を行うとともにインターネット上のいじめを早期発見し、対策に役立てます。	子ども支援課

No.	事業名	取組内容	担当課
183	焼津市教育研究会生徒指導主事・主任研修会	問題行動、不登校、いじめ等への対応や問題行動等を予防するための具体的な手だてを協議します。	子ども支援課
103 再掲	要保護児童対策地域協議会学齢児部会	被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登校児童・生徒への具体的支援策を協議します。関係機関(児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、教育支援センター指導員、巡回相談員等)からなる小委員会を年6回開催します。教職員を対象とした講演会、研修会を年1回実施します。	子ども支援課
142 再掲	市教委学校訪問(保育・幼稚園課訪問)	幼稚園、学校教育体制の確立と振興、充実を図るための指導及び助言を行います。	学校教育課 保育・幼稚園課
184	教師力強化事業	経験年数の少ない若手講師や、教職経験2、3年目の教員の授業力向上を図ります。	学校教育課
185	研究指定校	学習指導法の改善についての研究や発表等を通して、本市の教育力の向上を目指します。	学校教育課
186	研修主任研修会	校内研修を推進し、教職員の指導力向上のために、研修主任の役割について学びます。	学校教育課
143 再掲	初任者研修会(県事業)	新規採用教員の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課
144 再掲	10年研修会(県事業)(中堅教諭等資質向上研修)	教職10年経験者の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課



② 放課後児童対策の充実

【現状と課題】

核家族化や女性の就業率の上昇により、働く保護者が安心してこどもを預けることができる放課後児童クラブへのニーズが高まっています。また、集団や年齢の異なるこども同士で遊ぶ機会が減少していることから、こどもの健全育成の場としても、放課後児童クラブの役割が期待されています。

本市の放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、「ニーズ調査」では、小学校就学後、低学年（１～３年生）の間、こどもを放課後に過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ」が最も多く回答されています。

【施策の方向性】

放課後児童クラブの環境整備や体制強化に取り組むとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進等を通じた、放課後児童対策の推進を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
32 再掲	放課後子ども教室	地域の様々な方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	家庭支援課
37 再掲	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。 また、児童、保護者とのコミュニケーションに努めるとともに、通知や掲示を活用した地域住民への情報提供を促進します。	家庭支援課
62 再掲	★放課後児童クラブ 多子世帯の利用料助成事業	多子世帯の経済的負担軽減を図るため施策の拡充に取り組みます。	家庭支援課
63 再掲	放課後児童クラブ ひとり親家庭利用料助成事業	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の2分の1(上限5,000円)を助成します。	家庭支援課
187	放課後児童クラブ支援員の研修等の支援	放課後児童クラブ支援員の資質の向上を図るため、市内学童保育指導員会が実施している研修会等の支援をします。	家庭支援課
88 再掲	障害児通所支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)	未就学の障害のあるこどもに対する日常生活における基本的動作の指導及び就学中の障害のあるこどもに対する放課後や長期休暇における生活能力向上のための訓練等を提供します。	障害福祉課
122 再掲	職員向け防犯講座	幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどの職員向けに防犯講座を実施します。	家庭支援課 保育・幼稚園課

(3) 青年期

① 将来に向けた新生活への支援

【現状と課題】

学童期・思春期を経た青年期は、大学等への進学や就職に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期であり、様々なライフイベントが重なる時期ともいえます。若い世代が自らの主体的な選択により、就学、就労、結婚ができるよう、自立意識を高揚させていくことが必要です。

こども・若者への意見聴取では、現在の悩みごと・困りごととして、「将来のこと」が最も多く回答されており、次いで「家計のこと」となっています。また、生活に必要な費用の中で負担を感じるものとしては「食費」が半数近く回答されているほか、焼津市に取り組んでほしいこども・若者への支援としては、主に経済的な面での支援が求められていることがうかがえます。

【施策の方向性】

若者が将来の新生活を円滑に送ることができるようにするため、経済的支援や情報提供の充実等、各種支援の充実を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
188	出会い・結婚サポート事業	静岡県と県内市町が運営する「ふじのくに出会いサポートセンター」による結婚相談支援やマッチングサイトによる出会いの場の創出など、結婚に向けた支援を行います。	誘致戦略課
189	結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助します。	誘致戦略課
190	★出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するために、伴走型相談支援(0～2歳)と経済的支援を行います。	健康づくり課
191	★子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業	市外から転入する子育て世帯又は若者夫婦世帯が、令和6年4月1日以降に新築住宅(土地を含む。)を取得する場合に、費用の一部を補助します。	誘致戦略課
192	★地方就職学生支援事業	都内に本部がある大学の東京圏のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される東京圏外の企業活動(選考面接)に参加するための交通費の一部等を補助します。	誘致戦略課
70 再掲	自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランをもとに適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課
145 再掲	保育士確保対策の強化	焼津市で保育士や幼稚園教諭として働き始めた方に、奨学金の返還や家賃を補助します。 また、保育士や幼稚園教諭の資格を持ち、市内の園で働きたい方のための人材バンク「焼津市保育者人材バンク」を運営し、保育人材の確保を支援します。	保育・幼稚園課

② 若者への結婚・就労支援

【現状と課題】

本市の若者世代（15～39歳）の婚姻状況について、国勢調査より令和2年の未婚者割合は男性では67.7%、女性では57.9%と、男女ともに半数を超えています。

こども・若者への意見聴取では、結婚について「結婚したいがまだ予定がない」と回答した人が2割程度となっています。また、「結婚はまだ考えられない」、「結婚したくない」と回答した人の理由は「相手にめぐり合わない」や「結婚資金や、結婚後の生活の経済的な不安がある」が多く回答されています。

国勢調査より、令和2年の本市の20～39歳の労働力率について、男性では9割程度、女性では8割程度と男女ともに高くなっています。こども・若者への意見聴取では、焼津市に取り組んでほしいこども・若者への支援として、「若者が就職して、働き続けられるよう取り組む」が多く回答されています。また、子ども・子育て会議においては、若者委員から「就職や結婚について気軽に相談できる場所が欲しい」との意見が出ています。

結婚や就労を望む若者が希望を叶えることができるよう、経済的支援も含めた多様なサポートを推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

結婚を望む若者への出会いの場の提供や、結婚に対する不安の軽減を図るための情報提供など、希望に応じた支援を進めます。

若者が希望するキャリアを選択することができるよう、就労によるキャリア形成とライフイベントを両立できる環境づくりへの取組を支援します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
188 再掲	出会い・結婚サポート事業	静岡県と県内市町が運営する「ふじのくに出会いサポートセンター」による結婚相談支援やマッチングサイトによる出会いの場の創出など、結婚に向けた支援を行います。	誘致戦略課
189 再掲	結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助します。	誘致戦略課
192 再掲	★地方就職学生支援事業	都内に本部がある大学の東京圏のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される東京圏外の企業活動(選考面接)に参加するための交通費の一部等を補助します。	誘致戦略課
193	パートタイム就職面接会の開催	静岡労働局と焼津市の雇用対策協定に基づき就職面接会を開催します。	商工観光課
194	スキルアップ事業	就業に役立つパソコン技能講習教室を開催します。	商工観光課
195	情報提供事業	サンライフ焼津において、就職情報コーナーを設置するとともに、内職情報の提供を行います。	商工観光課

3. 安心して子育てできる環境づくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

「ニーズ調査」では、子育てする上で感じる不安等として、「子育てにお金がかかる」が最も多く回答されています。また、子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策として、特に就学前児童の保護者では「幼稚園、保育所（園）にかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」が最も多く回答されており、経済的な支援に対するニーズが高いことがうかがえます。

子育てや保育にかかわる様々な経済的負担を軽減するための支援が求められています。

【施策の方向性】

子育て当事者が経済的な不安を抱かずに、安心して子育てできるよう、各種手当や助成の支給を通じ、出生、子育て、幼児教育・保育、教育に係る経済的負担の軽減策を推進します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
53 再掲	未熟児養育医療給付事業	指定養育医療機関で入院養育が必要な未熟児の治療に要する医療費を助成します。	子育て支援課
54 再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
55 再掲	子ども医療費助成制度	0歳から18歳までの通院及び入院に伴う医療費を助成します。（保険診療外、第三者行為によるものは除く）	子育て支援課
46 再掲	予防接種（任意接種）への助成	ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザのワクチンを接種した場合に費用の一部を助成します。	健康づくり課
190 再掲	★出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するために、伴走型相談支援（0～2歳）と経済的支援を行います。	健康づくり課
57 再掲	認可保育所（園）・小規模保育事業所等の保育料の助成（0～2歳児クラス）	世帯年収や上の子の年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無料とします。	保育・幼稚園課
58 再掲	幼児教育・保育の無償化（3歳児クラス～小学校入学まで）	令和元年10月導入の幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定」について、県との連携・協力のもと、公正・適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案し、円滑な給付方法を検討・実施します。	保育・幼稚園課
59 再掲	認可外保育施設利用者への保育料の助成	認可外保育施設を利用する市内在住の世帯を対象として、保育料を助成します。	保育・幼稚園課
60 再掲	もぐ・ぱくサポートV3	市内の幼稚園・保育所（園）に通う、世帯年収360万円未満相当の世帯のこどもと第3子以降のこどもの副食費（おかず・おやつ等）を無料とします。	保育・幼稚園課

No.	事業名	取組内容	担当課
61 再掲	就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行います。市では援助の認定基準の一つとして採用している「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」の係数を全国的にも高いものとし、認定される対象者が多くなるようにしています。 また、障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事業にかんがみ、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて教育費の援助を行います。	教育総務課
62 再掲	★放課後児童クラブ多子世帯の利用料助成事業	多子世帯の経済的負担軽減を図るため施策の拡充に取り組みます。	家庭支援課
63 再掲	放課後児童クラブひとり親家庭利用料助成事業	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の2分の1(上限5,000円)を助成します。	家庭支援課
65 再掲	児童手当	18歳までのこどもを養育する保護者に手当を支給します。	子育て支援課
66 再掲	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	子育て支援課
67 再掲	母子父子寡婦福祉資金(県事業)	県事業として行われているひとり親家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行います。	子育て支援課
149 再掲	子育て応援隊派遣事業	妊娠中や2歳までのこどもがいる家庭で、家族等の手助けが無い場合に、「子育て応援隊」が家庭を訪問し、育児と家事のお手伝いをします。	子育て支援課



(2) 地域や家庭での教育力の向上

【現状と課題】

こどもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていくため、家庭における教育はこどもの人間形成の基礎を培う上で、非常に重要な役割を果たしています。

また、地域における日々の生活や、地域のイベントや行事、祭り等の参加を通じ、こどもたちは地域の文化や地域の人々とのつながりを肌で感じることができ、社会性を伸ばすことができます。そのため、こどもたちの健やかな成長においては、家庭における教育と同様に地域における教育も重要です。

学校教育だけでは解決できない多様な課題に対し、家庭や地域と連携した対応ができるように取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向性】

こどもとその保護者の子育てを支え、全てのこどもが健やかに成長することができるよう、子育てに関する講座や体験学習、教育プログラム等の地域における子育てや、自立心や自尊心などを育む家庭教育への支援の充実を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
196	家庭教育学級	小学生以下のこどもの保護者を対象に、子育てについてお互いに学習する勉強会を開催します。 また、学級の統廃合や新規開設も促しながら、参加しやすい学級を開設します。	スマイルライフ推進課
155 再掲	子育てグループの活動支援	就園前のこどもと保護者を対象に、子育てについて学び、お互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援します。	スマイルライフ推進課
156 再掲	家庭教育ネットワークの派遣	子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図ります。 また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭の教育力向上に向けた支援を行います。	スマイルライフ推進課
9 再掲	地域との交流事業	地域交流センターの行事や地域の祭りに参加し、地域住民との交流を深めます。	保育・幼稚園課
147 再掲	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	子育て支援課
125 再掲	子育て支援講座 (子育て支援センター)	市内8か所の子育て支援センターで、子育てに役立つ講座や催しを随時開催します。	子育て支援課
197	P T A教育講演会 (各学校)	子育てや教育等に関して、保護者への啓発を図るために各学校で必要に応じ実施します。	学校教育課
104 再掲	焼津市親の会	不登校児童・生徒の保護者のための交流会を実施します。	子ども支援課

(3) 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

【現状と課題】

結婚・出産後もこどもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進するワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

本市では子育て世代（20代～30代）の女性の労働力率が上昇を続けていることに加え、こどものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は、平成17年以降で最も高くなっており、「ニーズ調査」結果より、フルタイムで働く母親が5年前の前回調査と比べて増加しています。

「ニーズ調査」結果では、育児休業の取得状況について、母親は2割程度であるのに対し、父親は1割未満と大きな差があります。男性がより積極的に家事や育児へと参画し、夫婦が相互に協力しながら子育てができる「共育て」を推進していくことが求められています。

【施策の方向性】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、子育てしやすい就労環境の促進や、仕事と子育ての両立の推進を図り、夫婦が相互に協力しながら子育てができるよう、周知・啓発等の働きかけを推進します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
198	育児休業、介護休業等の制度の周知と利用促進	育児休業、介護休業等の制度について、市民や企業等に周知を図り、制度の活用について働きかけます。	商工観光課
199	働き方改革に関する制度の周知と啓発	長時間労働の抑制や休暇取得の促進等について市民や企業等に周知を図るとともに、講座等への参加を促します。	商工観光課
200	男性の家事・育児・介護への意識づくり	家庭における男性の家事・育児・介護への参加を促すため、様々な機会をとらえて情報提供や啓発に努めます。	協働推進課
201	男女共同参画アドバイザー派遣	地域・企業・団体等が行う男女共同参画推進等の研修に対し、アドバイザーを派遣します。	協働推進課
202	先進的な企業・団体紹介による啓発	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業・団体（男女共同参画社会づくり宣言事業所等）を情報紙（「Aしおかぜ」等）やSNS等に掲載し、紹介します。	協働推進課
203	男女共同参画に関する講演会・講座などの学習機会の充実	男女共同参画についての理解や関心を高めるため、講座・講演会等を開催します。	協働推進課
193 再掲	パートタイム就職面接会の開催	静岡労働局と焼津市の雇用対策協定に基づき就職面接会を開催します。	商工観光課
194 再掲	スキルアップ事業	就業に役立つパソコン技能講習教室を開催します。	商工観光課
195 再掲	情報提供事業	サンライフ焼津において、就職情報コーナーを設置するとともに、内職情報の提供を行います。	商工観光課

(4) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

国民生活基礎調査によると、令和3年のこどもの貧困率は11.5%となっており、平成30年の14.0%から2.5ポイント改善しましたが、大人が一人の世帯の貧困率は44.5%となっており、大人が二人以上の世帯の貧困率の8.6%と比較して、非常に高くなっています。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般に様々な困難を抱えていることが考えられます。ひとり親家庭が安定した生活を送り、こどもたちが健全に育つ環境を整えることが求められます。

ひとり親家庭の状況に応じた、適切な支援につなげていくことが必要です。

【施策の方向性】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応した、子育て支援、相談支援、就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
54 再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
63 再掲	放課後児童クラブ ひとり親家庭利用料助成事業	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の2分の1(上限5,000円)を助成します。	家庭支援課
64 再掲	母子・父子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の保護者が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成します。	子育て支援課
66 再掲	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	子育て支援課
67 再掲	母子父子寡婦福祉資金(県事業)	県事業として行われているひとり親家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行います。	子育て支援課
43 再掲	乳児家庭全戸訪問 妊産婦乳幼児家庭訪問	妊産婦・乳幼児家庭を訪問し、健康状態に応じた保健指導を行い、母親には育児についての不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、必要なサービスに結び付け、育児を応援します。	健康づくり課
70 再掲	自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランをもとに適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課
68 再掲	電話等による育児相談	こどもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談等を行います。	健康づくり課

(5) 子育てに関する情報提供の充実

【現状と課題】

地域コミュニティの希薄化が進む中、出産や子育てに不安や悩みを抱く若者や保護者は少なくないと考えられ、必要な情報を適時に入手できることが重要です。

「ニーズ調査」では、子育てに関する情報の入手先として、「焼津市LINE公式アカウント」が最も多く回答されており、次いで「広報やいづ」となっています。

また、「ニーズ調査」における就学前児童の保護者にあつては、「市ホームページ」や「焼津市子育て応援サイト」が比較的多く回答されており、インターネットやSNSを用いた情報収集が進んでいることがうかがえます。

子育てにおける情報格差は、必要な支援に関する情報を知ることができない、相談したいのに相談窓口が分からない等、様々な問題につながり、子育て家庭の孤立化にもつながります。

切れ目のない支援を継続するために、積極的な情報発信やきめ細かな相談体制の確立が求められます。

【施策の方向性】

様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、妊産婦、子育て家庭、こどもが気軽に相談できる身近な窓口として、多様で利用しやすい相談体制の充実を図ります。

【施策の展開】

※太字は焼津市が独自又は拡充して行う事業 ★は新規掲載事業

No.	事業名	取組内容	担当課
157 再掲	やいちゃん子育てA I チャットボットの活用	子育て関連のイベントや活動等の情報を、やいちゃん子育てA I チャットボットで定期的に配信します。	子育て支援課 シティセールス課
158 再掲	子育て応援サイト「と まとぴあ」や市ホーム ページによる情報提供	子育て応援サイトや市の公式ホームページに、子育てに関する情報を掲載します。	子育て支援課
159 再掲	「焼津市子育てガイ ドブック」の発行	親子で楽しめる公園や各種手当・助成事業等の様々な子育て情報を目的別に掲載した総合案内冊子を作成、配付します。	子育て支援課
135 再掲	子育て支援センター ／こども家庭センター (母子保健型)	妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みを相談できる窓口を設置し、妊娠・出産から子育てまで、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課 健康づくり課
147 再掲	地域子育て支援拠点 事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	子育て支援課
136 再掲	子育てコンシェルジュ 等による多様かつ 総合的な子育て支援	子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人(子育てコンシェルジュ)を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課
155 再掲	子育てグループの活動 支援	就園前のこどもと保護者を対象に、子育てについて学び、お互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援します。	スマイルライフ推進課

No.	事業名	取組内容	担当課
85 再掲	こどもの年齢に合わせた相談事業	6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、心理相談等を実施します。	健康づくり課
129 再掲	健康相談	母子を対象とした健康相談室や栄養相談、一般向けの健康づくり相談や栄養相談を実施します。	健康づくり課
69 再掲	こども家庭相談	子育ての不安や悩みなど、こどもに関する全般的な相談を行います。児童虐待やヤングケアラーなどにおいては、関係機関との連携を図り、早期発見や支援体制を強化するとともに、児童虐待やヤングケアラーについての理解を深めるための周知・啓発を行います。	こども相談課
74 再掲	こども発達相談	ことば、性格や行動、集団生活、その他こどもの発達に関する相談に対して、個別面談や発達検査等を実施します。	こども相談課
75 再掲	幼児巡回相談	幼児巡回相談員が、市内在住者の在籍する幼稚園・保育所(園)に年2回(前期・後期)巡回相談を行うことにより、発達において支援が必要な主に3～5歳児を行動観察し、園職員と支援方法を検討します。	こども相談課





第5章 施策推進のために

第5章 施策推進のために

1. 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画 (第3期焼津市子ども・子育て支援事業計画)

(1) 教育・保育に関する施設・事業

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施した「ニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

確保方策に関する施設、事業は以下のとおりです。

【図表5－1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学前までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。 地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

【図表５－２ 地域子ども・子育て支援事業】

事業名	内容
(１) 時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業
(２) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業
(３) 子育て短期支援事業	保護者の方の疾病、出産等の理由により、こどもの養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設等において一定期間、こどもを預かる事業
(４) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
(５) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業
(６) 病児・病後児保育事業	病気の回復期又は回復期に至らないが入院治療を必要としない小学校３年生までのこどもを、看護師等が一時的に保育する事業
(７) ファミリー・サポート・センター事業	地域において、子育ての援助を受けたい人と、その援助を行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う相互援助活動を実施する事業
(８) 利用者支援事業 (子育てコンシェルジュの配置等)	子育て家庭や妊産婦が、様々な関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等、切れ目のない相談・支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業
(９) 妊婦健康診査事業	妊婦やお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認・把握し、保健指導や医学的検査を実施するための事業
(１０) 乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、必要な支援につなげるための事業
(１１) 養育支援訪問事業	様々な要因で養育支援が特に必要となっている家庭を訪問して、養育に関する相談・助言等を実施することにより、養育上の諸問題の解決、軽減を図るための事業
(１２) 子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦のいる家庭、またヤングケアラー等のいる家庭に、訪問支援員を派遣して不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児支援等する事業

事業名	内容
(13) 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、個々の児童に応じた包括的な支援を実施する事業
(14) 親子関係形成支援事業	こどもとの関り方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者や児童に、講義やグループワークなどを通じて、こどもの発達状況等に応じた情報提供、相談・助言などの必要な支援を実施する事業
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	3歳以上就学前のこどもについて、年収360万円未満相当の世帯と第3子目以降の副食費（おかず・おやつ）の費用を補助する事業
(16) 多様な事業者の参入を促進するための事業	子ども・子育て支援新制度への移行を希望する幼稚園や保育所等からの相談に対して、市内の乳幼児数の推移などを考慮し、必要に応じて支援を実施する事業
(17) 妊婦等包括相談支援事業	妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見越した子育てを行えるように支援する事業
(18) 産後ケア事業	出産後に支援等を必要とする母子に対して、心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業



(2) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

本市の教育・保育提供区域について、教育・保育施設の利用率、通園状況、各区域のこどもの数と教育・保育施設の定員等のバランスを考慮し、第2期子ども・子育て支援事業計画から引き続き、北部、中部、南部の3つの区域を設定します。

また、各事業の特性に応じて、事業ごとに市全域、3区域別、小学校区別のいずれかの区域を設定しています。

【図表5-3-1 提供区域について】

区域名		小学校区
①	北部区域	東益津小学校 焼津東小学校 焼津西小学校 焼津南小学校
②	中部区域	豊田小学校 黒石小学校 小川小学校 港小学校
③	南部区域	大富小学校 和田小学校 大井川東小学校 大井川西小学校 大井川南小学校

【図表5-3-2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業	区域	考え方
教育・保育（1号認定～3号認定）	3区域	教育・保育提供区域別に幼稚園、保育所(園)の需要と供給を検討・設定します。
時間外保育事業（延長保育事業）	3区域	教育・保育と同様に需要と供給を検討・設定します。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域	これまでの利用実績、「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」の結果及び供給体制を踏まえ、市全域で需要と供給を検討・設定します。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		
一時預かり事業		
病児・病後児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置等）		
妊婦健康診査事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て世帯訪問支援事業		
児童育成支援拠点事業		
親子関係形成支援事業		
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区	原則、小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、小学校区単位とします。

(3) 子どものための教育・保育給付認定の区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

【図表5-4-1 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表5-4-2 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり (教育ニーズあり)	保育の必要性あり (教育ニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○



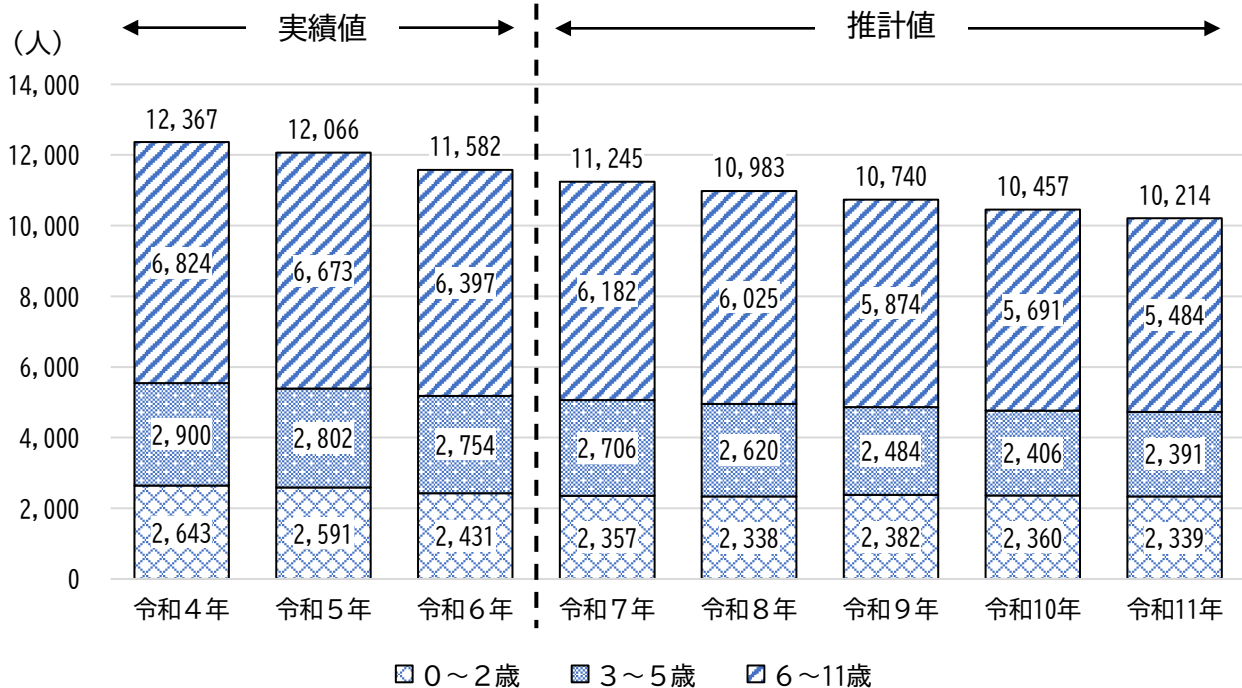
(4) 推計児童人口

本市のこどもの推計人口（0～11歳）について、令和7年以降も減少していくと予想され、計画最終年である令和11年では10,214人になると見込まれます（図表5-5-1）。

【図表5-5-1 こどもの推計人口：市全域】

単位：人

市全体	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	12,367	12,066	11,582	11,245	10,983	10,740	10,457	10,214
0歳	856	806	732	787	778	772	766	757
1歳	879	884	805	740	798	788	782	776
2歳	908	901	894	830	762	822	812	806
3歳	943	916	892	892	827	759	819	809
4歳	931	952	917	896	896	827	760	822
5歳	1,026	934	945	918	897	898	827	760
0～5歳	5,543	5,393	5,185	5,063	4,958	4,866	4,766	4,730
6歳	1,074	1,029	932	945	916	895	895	826
7歳	1,048	1,080	1,036	936	948	919	898	898
8歳	1,092	1,055	1,076	1,035	934	947	917	897
9歳	1,188	1,091	1,062	1,092	1,049	948	961	931
10歳	1,207	1,194	1,098	1,072	1,102	1,059	957	971
11歳	1,215	1,224	1,193	1,102	1,076	1,106	1,063	961
6～11歳	6,824	6,673	6,397	6,182	6,025	5,874	5,691	5,484

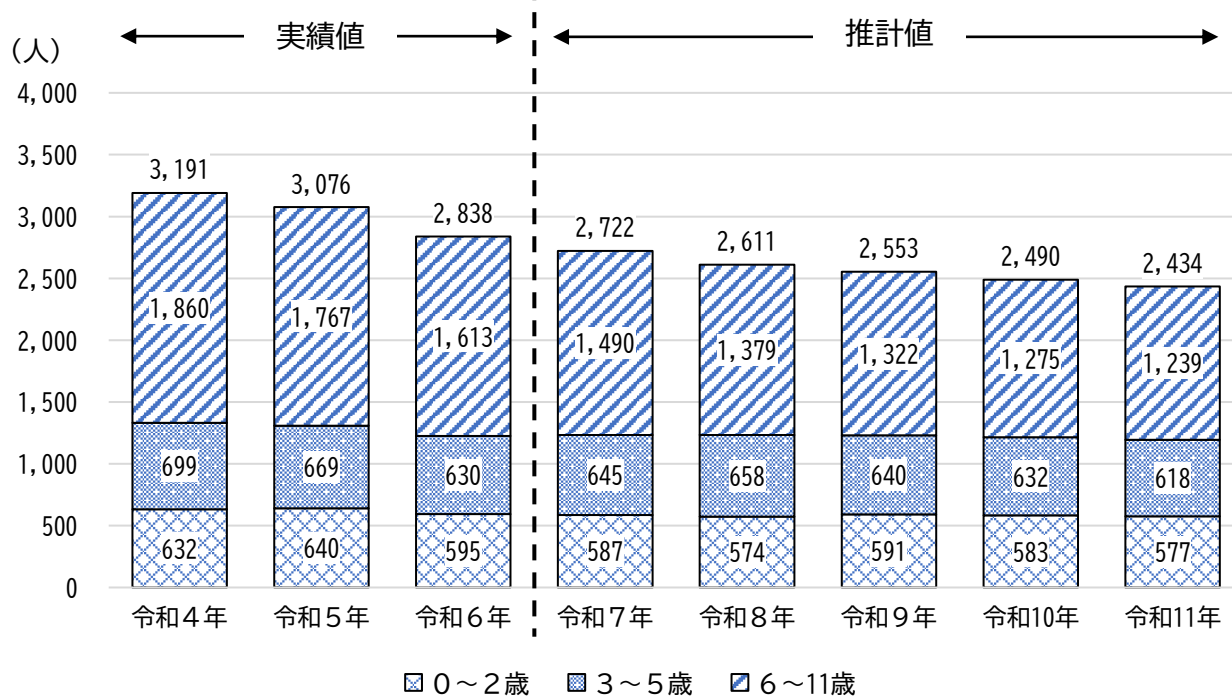


実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法による推計

【図表５－５－２ こどもの推計人口：北部（東益津・焼津東・焼津西・焼津南）】

単位：人

北部	実績値			推計値				
	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0～11歳	3,191	3,076	2,838	2,722	2,611	2,553	2,490	2,434
0歳	201	211	167	187	184	182	180	178
1歳	214	217	210	180	202	198	196	194
2歳	217	212	218	220	188	211	207	205
3歳	215	216	211	224	226	193	216	212
4歳	233	218	212	210	223	225	192	215
5歳	251	235	207	211	209	222	224	191
0～5歳	1,331	1,309	1,225	1,232	1,232	1,231	1,215	1,195
6歳	255	248	225	196	200	197	209	212
7歳	258	258	247	224	195	199	196	208
8歳	314	259	255	247	224	195	199	196
9歳	322	309	255	257	249	226	197	201
10歳	367	320	312	255	257	249	226	197
11歳	344	373	319	311	254	256	248	225
6～11歳	1,860	1,767	1,613	1,490	1,379	1,322	1,275	1,239

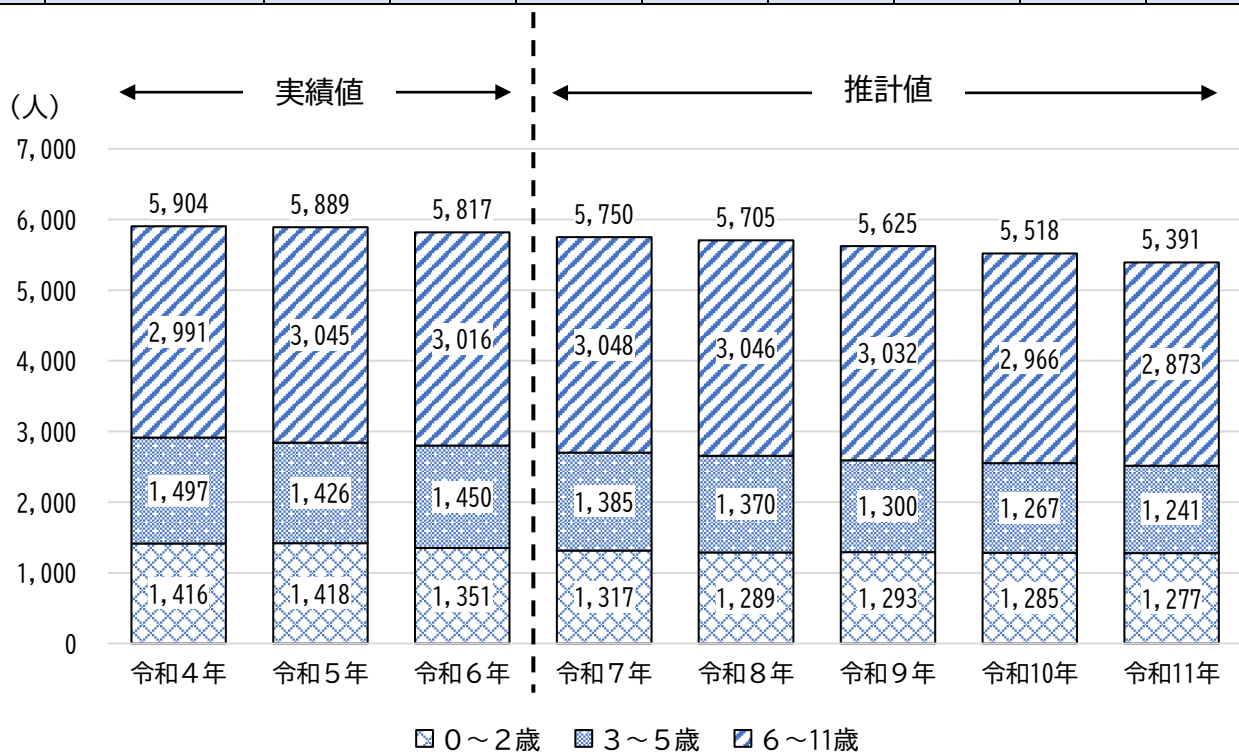


実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法による推計

【図表5-5-3 こどもの推計人口：中部（豊田・黒石・小川・港）】

単位：人

中部	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	5,904	5,889	5,817	5,750	5,705	5,625	5,518	5,391
0歳	469	455	429	440	436	433	431	427
1歳	483	466	451	417	428	424	422	420
2歳	464	497	471	460	425	436	432	430
3歳	509	464	485	460	449	415	426	422
4歳	455	510	453	474	449	438	405	416
5歳	533	452	512	451	472	447	436	403
0～5歳	2,913	2,844	2,801	2,702	2,659	2,593	2,552	2,518
6歳	518	536	462	523	460	482	457	446
7歳	497	521	538	462	523	460	482	457
8歳	471	498	523	540	463	525	461	483
9歳	505	475	504	529	546	469	531	467
10歳	495	511	477	512	537	554	476	539
11歳	505	504	512	482	517	542	559	481
6～11歳	2,991	3,045	3,016	3,048	3,046	3,032	2,966	2,873

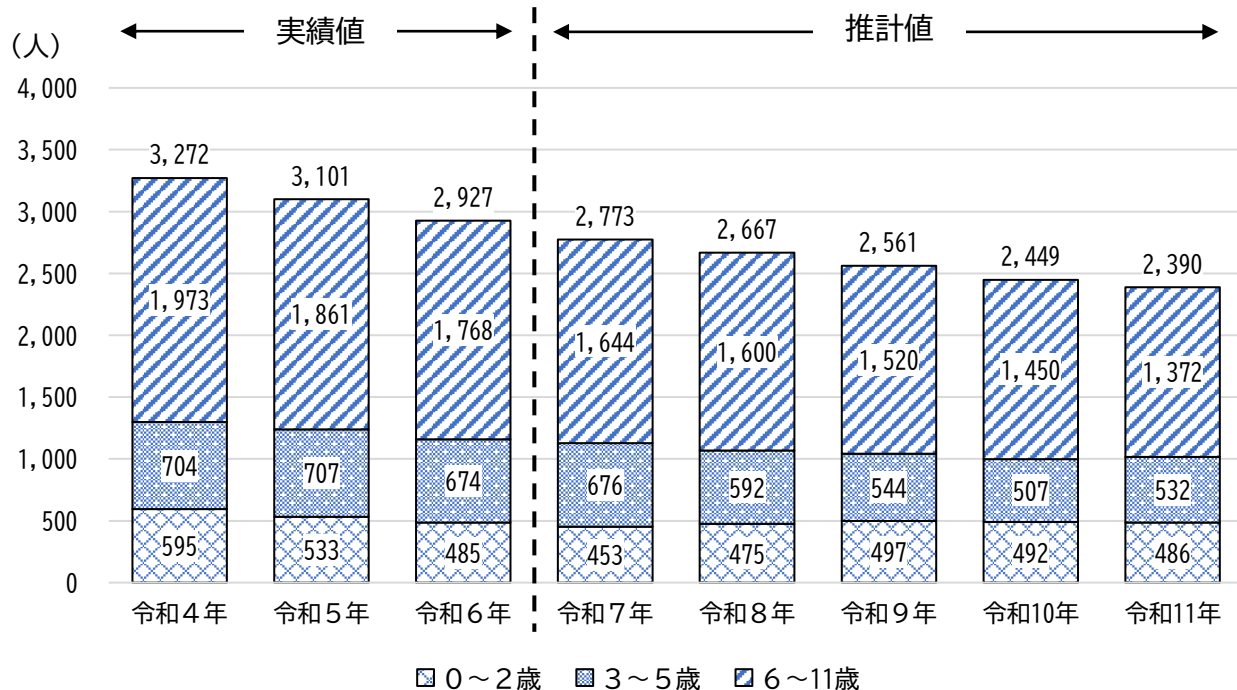


実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法による推計

【図表５－５－４ こどもの推計人口：南部（大富・和田・大井川東・大井川西・大井川南）】

単位：人

南部	実績値			推計値				
	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0～11歳	3,272	3,101	2,927	2,773	2,667	2,561	2,449	2,390
0歳	186	140	136	160	158	156	155	153
1歳	182	201	144	143	168	166	164	162
2歳	227	192	205	150	149	175	173	171
3歳	219	236	196	208	152	151	177	175
4歳	243	224	252	212	224	164	163	191
5歳	242	247	226	256	216	229	167	166
0～5歳	1,299	1,240	1,159	1,129	1,067	1,041	999	1,018
6歳	301	245	245	226	256	216	229	168
7歳	293	301	251	250	230	260	220	233
8歳	307	298	298	248	247	227	257	218
9歳	361	307	303	306	254	253	233	263
10歳	345	363	309	305	308	256	255	235
11歳	366	347	362	309	305	308	256	255
6～11歳	1,973	1,861	1,768	1,644	1,600	1,520	1,450	1,372



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法による推計

(5) 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

① 教育ニーズ：1号認定（幼稚園等）、私学助成園、2号認定（教育）

市内の公立6園、私立11園の計17園において幼児教育を実施しています。

令和7年度以降、中部地区において量の見込みに対して不足が生じますが、隣接区域との利用調整等、市全体で弾力的な運用を図ることでニーズに対応します。

◆市全域

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	1,067	1,004	976	927	898	893
	2号認定	669	629	612	579	563	558
	小計	1,736	1,633	1,588	1,506	1,461	1,451
②確保 の内容	幼稚園	1,160	1,470	1,600	1,600	1,600	1,600
	私学助成園	1,740	1,025	845	845	845	845
	小計	2,900	2,495	2,445	2,445	2,445	2,445
差（②－①）		1,164	862	857	939	984	994

◆教育・保育提供区域別

単位：人

区分			実績	第3期計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北 部	①量の 見込み	1号認定	244	239	245	239	236	231
		2号認定	153	150	154	149	148	144
		小計	397	389	399	388	384	375
	②確保 の内容	幼稚園	430	600	600	600	600	600
		私学助成園	915	450	450	450	450	450
		小計	1,345	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	差（②－①）		948	661	651	662	666	675
中 部	①量の 見込み	1号認定	562	514	510	485	473	463
		2号認定	352	322	320	303	296	290
		小計	914	836	830	788	769	753
	②確保 の内容	幼稚園	270	410	410	410	410	410
		私学助成園	560	310	310	310	310	310
		小計	830	720	720	720	720	720
	差（②－①）		-84	-116	-110	-68	-49	-33
南 部	①量の 見込み	1号認定	261	251	221	203	189	199
		2号認定	164	157	138	127	119	124
		小計	425	408	359	330	308	323
	②確保 の内容	幼稚園	460	460	590	590	590	590
		私学助成園	265	265	85	85	85	85
		小計	725	725	675	675	675	675
	差（②－①）		300	317	316	345	367	352

② 保育ニーズ：2号認定（保育所、保育園等）

市内の公立4園、私立9園の計13園の認可保育所のほか、認可外保育施設において保育を提供しています。

令和7年度においては量の見込みに対して不足が生じますが、令和8年度以降は弾力的な運用を図ることでニーズに対応します。

◆市全域

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,069	1,055	1,022	969	938	931
②確保の内容	保育所・園	972	972	1,008	1,008	1,008	1,008
	認可外保育施設	68	66	66	66	66	66
	小計	1,040	1,038	1,074	1,074	1,074	1,074
差（②－①）		-29	-17	52	105	136	143

◆教育・保育提供区域別

単位：人

区分			実績	第3期計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北部	①量の見込み		255	251	257	250	246	241
	②確保の内容	保育所・園	213	213	213	213	213	213
		認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
		小計	228	228	228	228	228	228
	差（②－①）		-27	-23	-29	-22	-18	-13
中部	①量の見込み		544	540	534	507	494	483
	②確保の内容	保育所・園	408	408	408	408	408	408
		認可外保育施設	51	51	51	51	51	51
		小計	459	459	459	459	459	459
	差（②－①）		-85	-81	-75	-48	-35	-24
南部	①量の見込み		270	264	231	212	198	207
	②確保の内容	保育所・園	351	351	387	387	387	387
		認可外保育施設	2	0	0	0	0	0
		小計	353	351	387	387	387	387
	差（②－①）		83	87	156	175	189	180

③ 保育ニーズ：3号認定（0歳児）

市内の公立4園、私立9園の計13園の認可保育所のほか、地域型保育事業所18園、認可外保育施設等において保育を提供しています。

令和7年度以降、量の見込みに対して不足が生じますが、2号認定、3号認定（1歳児、2歳児）の確保状況を踏まえ、弾力的な運用を図ることでニーズに対応します。

◆市全域

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		390	394	389	386	383	379
②確保の内容	保育所・園	142	142	142	142	142	142
	地域型保育施設	97	97	97	97	97	97
	認可外保育施設	57	56	56	56	56	56
	小計	296	295	295	295	295	295
差（②－①）		-94	-99	-94	-91	-88	-84

◆教育・保育提供区域別

単位：人

区分			実績	第3期計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北部	①量の見込み		89	94	92	91	90	89
	②確保の内容	保育所・園	32	32	32	32	32	32
		地域型保育施設	47	47	47	47	47	47
		認可外保育施設	5	5	5	5	5	5
		小計	84	84	84	84	84	84
	差（②－①）		-5	-10	-8	-7	-6	-5
中部	①量の見込み		229	220	218	217	216	214
	②確保の内容	保育所・園	72	72	72	72	72	72
		地域型保育施設	45	45	45	45	45	45
		認可外保育施設	39	39	39	39	39	39
		小計	156	156	156	156	156	156
	差（②－①）		-73	-64	-62	-61	-60	-58
南部	①量の見込み		72	80	79	78	77	76
	②確保の内容	保育所・園	38	38	38	38	38	38
		地域型保育施設	5	5	5	5	5	5
		認可外保育施設	13	12	12	12	12	12
		小計	56	55	55	55	55	55
	差（②－①）		-16	-25	-24	-23	-22	-21

④ 保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）

市内の公立4園、私立9園の計13園の認可保育所のほか、地域型保育事業所18園、認可外保育施設等において保育を提供しています。

令和7年度以降、中部地区において量の見込みに対して不足が生じますが、市全体で弾力的な運用を図ることでニーズに対応します。

◆市全域

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1歳児	489	414	447	441	438	435
	2歳児	443	415	381	411	406	403
	小計	932	829	828	852	844	838
②確保 の内容	保育所・園	526	526	540	540	540	540
	地域型保育施設	231	231	231	231	231	231
	認可外保育施設	137	133	133	133	133	133
	小計	894	890	904	904	904	904
差（②－①）		-38	61	76	52	60	66

◆教育・保育提供区域別

単位：人

区分			実績	第3期計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北 部	①量の 見込み	1歳児	120	101	113	111	110	109
		2歳児	104	110	94	105	103	102
		小計	224	211	207	216	213	211
	②確保 の内容	保育所・園	115	115	115	115	115	115
		地域型保育施設	118	118	118	118	118	118
		認可外保育施設	12	12	12	12	12	12
		小計	245	245	245	245	245	245
	差（②－①）		21	34	38	29	32	34
中 部	①量の 見込み	1歳児	258	233	240	237	236	235
		2歳児	244	230	212	218	216	215
		小計	502	463	452	455	452	450
	②確保 の内容	保育所・園	240	240	240	240	240	240
		地域型保育施設	99	99	99	99	99	99
		認可外保育施設	86	86	86	86	86	86
		小計	425	425	425	425	425	425
	差（②－①）		-77	-38	-27	-30	-27	-25

単位：人

区分			実績	第3期計画				
			令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
南部	①量の 見込み	1歳児	111	80	94	93	92	91
		2歳児	95	75	75	88	87	86
		小計	206	155	169	181	179	177
	②確保 の内容	保育所・園	171	171	185	185	185	185
		地域型保育施設	14	14	14	14	14	14
		認可外保育施設	39	35	35	35	35	35
		小計	224	220	234	234	234	234
	差(②-①)		18	65	65	53	55	57

⑤ 保育利用率：3号認定（0歳児～2歳児）

国が示す基本指針において、小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合である「保育利用率」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本計画期間中における0～2歳児の保育利用率の見込みは、以下のとおりです。

◆市全域

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用定員数	0歳児	197	197	197	197	197	197
	1歳児	395	395	395	395	395	395
	2歳児	387	387	387	387	387	387
	合計	979	979	979	979	979	979
②推計児童数	0歳児	732	787	778	772	766	757
	1歳児	805	740	798	788	782	776
	2歳児	894	830	762	822	812	806
	合計	2,431	2,357	2,338	2,382	2,360	2,339
保育利用率 (①/②)	0歳児	26.9%	25.0%	25.3%	25.5%	25.7%	26.0%
	1歳児	49.1%	53.4%	49.5%	50.1%	50.5%	50.9%
	2歳児	43.3%	46.6%	50.8%	47.2%	47.7%	48.0%
	合計	40.3%	41.5%	41.9%	41.1%	41.5%	41.9%

区分			実績	第3期計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北部	①利用定員数	0歳児	56	56	56	56	56	56
		1歳児	114	114	114	114	114	114
		2歳児	110	110	110	110	110	110
		合計	280	280	280	280	280	280
	②推計児童数	0歳児	167	187	184	182	180	178
		1歳児	210	180	202	198	196	194
		2歳児	218	220	188	211	207	205
		合計	595	587	574	591	583	577
	保育利用率 (①/②)	0歳児	33.5%	30.0%	30.4%	30.8%	31.1%	31.5%
		1歳児	54.3%	63.3%	56.4%	57.6%	58.2%	58.8%
		2歳児	50.5%	50.0%	58.5%	52.1%	53.1%	53.7%
		合計	47.1%	47.7%	48.8%	47.4%	48.0%	48.5%
中部	①利用定員数	0歳児	102	102	102	102	102	102
		1歳児	195	195	195	195	195	195
		2歳児	189	189	189	189	189	189
		合計	486	486	486	486	486	486
	②推計児童数	0歳児	429	440	436	433	431	427
		1歳児	451	417	428	424	422	420
		2歳児	471	460	425	436	432	430
		合計	1,351	1,317	1,289	1,293	1,285	1,277
	保育利用率 (①/②)	0歳児	23.8%	23.2%	23.4%	23.6%	23.7%	23.9%
		1歳児	43.2%	46.8%	45.6%	46.0%	46.2%	46.4%
		2歳児	40.1%	41.1%	44.5%	43.4%	43.8%	44.0%
		合計	36.0%	36.9%	37.7%	37.6%	37.8%	38.1%
南部	①利用定員数	0歳児	39	39	39	39	39	39
		1歳児	86	86	86	86	86	86
		2歳児	88	88	88	88	88	88
		合計	213	213	213	213	213	213
	②推計児童数	0歳児	136	160	158	156	155	153
		1歳児	144	143	168	166	164	162
		2歳児	205	150	149	175	173	171
		合計	485	453	475	497	492	486
	保育利用率 (①/②)	0歳児	28.7%	24.4%	24.7%	25.0%	25.2%	25.5%
		1歳児	59.7%	60.1%	51.2%	51.8%	52.4%	53.1%
		2歳児	42.9%	58.7%	59.1%	50.3%	50.9%	51.5%
		合計	43.9%	47.0%	44.8%	42.9%	43.3%	43.8%

(6) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

① 時間外保育事業（延長保育事業）

本市では、市内の全ての保育所で本事業に対応しています。

在園児数は大きく変わらないことが想定される中で、今後も本事業の利用者は横ばいで推移していくことが見込まれます。

第3期計画期間は、市全域、教育・保育提供区域別のいずれも、既存の保育所において見込まれる利用人数への対応が可能です。引き続き、本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	310	326	320	313	306	301
②確保の内容	310	326	320	313	306	301
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

◆教育・保育提供区域別

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北部	①量の見込み	83	79	79	79	78	76
	②確保の内容	83	79	79	79	78	76
	差（②－①）	0	0	0	0	0	0
中部	①量の見込み	161	174	172	167	164	160
	②確保の内容	161	174	172	167	164	160
	差（②－①）	0	0	0	0	0	0
南部	①量の見込み	66	73	69	67	64	65
	②確保の内容	66	73	69	67	64	65
	差（②－①）	0	0	0	0	0	0

②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

第3期計画期間は、引き続き、2施設での実施により、見込まれる利用人数への対応が可能です。
今後の利用状況を注視しながら、引き続きニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	74	72	71	70	69
②確保の内容	29	74	72	71	70	69
差（②－①）	0	0	0	0	0	0
（施設数）	2	2	2	2	2	2

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本市では、公設3施設、民間5施設の、計8施設で実施しています。令和8年度に開館予定の豊田地域交流センター内に、市内9施設目となる公設の子育て支援センターの開設を予定しています。

第3期計画期間は、既存の8施設に新設の1施設を加えた計9施設により、見込まれる利用人数への対応が可能です。今後の利用状況を注視しながら、引き続きニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	47,652	43,705	42,737	44,003	43,407	42,961
②確保の内容	47,652	43,705	42,737	44,003	43,407	42,961
差（②－①）	0	0	0	0	0	0
（施設数）	8	8	9	9	9	9

④ 一時預かり事業

ア 幼稚園型

本市では、私立幼稚園において実施しています。

幼稚園在園児の減少に伴い、本事業の利用者も減少していくことが見込まれます。

第3期計画期間も引き続き、本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70,757	70,356	68,120	64,584	62,556	62,166
②確保の内容	70,757	70,356	68,120	64,584	62,556	62,166
差(②-①)	0	0	0	0	0	0
(施設数)	11	11	11	11	11	11

◆教育・保育提供区域別

単位：人日

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北部	①量の見込み	16,186	16,770	17,108	16,640	16,432	16,068
	②確保の内容	16,186	16,770	17,108	16,640	16,432	16,068
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
	(施設数)	6	6	6	6	6	6
中部	①量の見込み	37,254	36,010	35,620	33,800	32,942	32,266
	②確保の内容	37,254	36,010	35,620	33,800	32,942	32,266
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
	(施設数)	3	3	3	3	3	3
南部	①量の見込み	17,317	17,576	15,392	14,144	13,182	13,832
	②確保の内容	17,317	17,576	15,392	14,144	13,182	13,832
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
	(施設数)	2	2	2	2	2	2

イ 幼稚園型以外

全体としては、児童数の減少に伴い、本事業の利用者も減少していくことが見込まれます。

今後の利用状況を注視しながら、第3期計画期間も引き続きニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,750	5,429	5,315	5,217	5,110	5,072
②確保の内容	3,750	5,429	5,315	5,217	5,110	5,072
差(②－①)	0	0	0	0	0	0
(施設数)	10	10	10	10	10	10

◆教育・保育提供区域別

単位：人日

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北 部	①量の見込み	910	1,321	1,321	1,320	1,303	1,281
	②確保の内容	910	1,321	1,321	1,320	1,303	1,281
	差(②－①)	0	0	0	0	0	0
	(施設数)	3	3	3	3	3	3
中 部	①量の見込み	1,978	2,897	2,850	2,780	2,736	2,699
	②確保の内容	1,978	2,897	2,850	2,780	2,736	2,699
	差(②－①)	0	0	0	0	0	0
	(施設数)	5	5	5	5	5	5
南 部	①量の見込み	862	1,211	1,144	1,117	1,071	1,092
	②確保の内容	862	1,211	1,144	1,117	1,071	1,092
	差(②－①)	0	0	0	0	0	0
	(施設数)	2	2	2	2	2	2

⑤ 病児・病後児保育事業

本市では、保育所3園で病児保育、病後児保育を実施しています。

第3期計画期間は、既存の実施体制により、見込まれる利用人数への対応が可能です。引き続きニーズに適切に対応できるよう、受け入れ体制を維持しながら事業を実施します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	60	60	60	60	60
②確保の内容	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
差(②-①)	1,297	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
(施設数)	3	3	3	3	3	3

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

令和6年10月末時点における登録状況は、依頼会員671人、提供会員164人、両会員25人となっています。

第3期計画期間は、現在の登録提供会員により、見込まれる利用人数への対応が可能と考えられますが、引き続き、事業の周知と講習会の開催等により、提供会員の確保に努め、円滑な運営を目指します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	960	831	768	711	682	657
②確保の内容	960	831	768	711	682	657
差(②-①)	0	0	0	0	0	0
(施設数)	1	1	1	1	1	1

※小学生の児童分のみ

⑦ 利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置等）

本市では、子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する情報提供と必要に応じた相談・助言を行う「基本型」を実施するとともに、こども家庭センターにおいて、保健師等が専門的な見地から、母子保健や育児に関する相談・支援等を行う「こども家庭センター型（旧母子保健型）」を実施しています。

令和8年度に開設予定の豊田地域交流センターに4か所目となる基本型を設置し、基本型4か所、こども家庭センター型1か所の計5か所で本事業を実施します。第3期計画期間は、既存の実施体制により、引き続き、こどもとその保護者等を支援します。

◆基本型（子育て支援センター内）

単位：か所

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	4	4	4	4
②確保の内容	3	3	4	4	4	4
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

◆こども家庭センター型（保健センター内）

単位：か所

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑧ 妊婦健康診査事業

第3期計画期間は、既存の実施体制において見込まれる利用人数への対応が可能です。

母親が安心してこどもを産むことができるよう、引き続き事業を継続し、受診率 100%を目指します。

◆市全域

単位：人日

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,067	10,416	10,108	9,800	9,506	9,226
②確保の内容	10,291	10,416	10,108	9,800	9,506	9,226
差（②－①）	1,224	0	0	0	0	0

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

出生数の減少に伴い、量の見込みも減少していくことが見込まれますが、第3期計画期間においても、既存の実施体制のもと、引き続き訪問率 100%を目指します。

◆市全域

単位：件

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	749	717	694	682	665	649
②確保の内容	749	717	694	682	665	649
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

育児・家事援助が子育て世帯訪問支援事業に移行したことに伴い、本事業では専門的相談支援を実施します。

第3期計画期間においても、引き続き、本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	14	14	13	13	13
②確保の内容	22	14	14	13	13	13
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑪ 子育て世帯訪問支援事業

今後の利用状況を注視しながら、ニーズに適切に対応できるよう事業を実施し、子育てに不安を抱える家庭の支援に努めます。

◆市全域

単位：人

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		34	33	32	31	31
②確保の内容		34	33	32	31	31
差(②-①)		0	0	0	0	0

⑫ 児童育成支援拠点事業

本市においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

⑬ 親子関係形成支援事業

本市においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。



⑭ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

近年では、女性の労働参加の推進や、労働時間を延ばす世帯が増えている等の影響により、利用者数が増加傾向にあります。

今後は児童数が減少する見込みである一方、本事業の需要の増加が見込まれることから、計画期間中も利用者は増加することが予想されます。

クラブ新設の検討や、各クラブにおける定員の見直し等により、ニーズに対応できるよう受け入れ体制を整備します。

◆市全域

単位：人

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,216	1,255	1,279	1,304	1,306	1,322
②確保の内容	1,223	1,268	1,318	1,318	1,378	1,378
差（②－①）	9	13	39	14	72	56
（クラブ数）	28	28	29	29	30	30

◆小学校区別

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東益津	①量の見込み	31	39	35	35	35	37
	②確保の内容	40	40	40	40	40	40
	差（②－①）	9	1	5	5	5	3
	（クラブ数）	1	1	1	1	1	1
焼津東	①量の見込み	38	38	33	34	32	34
	②確保の内容	40	40	40	40	40	40
	差（②－①）	2	2	7	6	7	6
	（クラブ数）	1	1	1	1	1	1
焼津西	①量の見込み	171	164	169	166	165	168
	②確保の内容	160	160	180	180	180	180
	差（②－①）	-11	-4	11	14	15	12
	（クラブ数）	2	2	2	2	2	2
焼津南	①量の見込み	40	46	43	43	42	42
	②確保の内容	40	40	70	70	70	70
	差（②－①）	0	-6	27	27	28	28
	（クラブ数）	1	1	2	2	2	2
豊田	①量の見込み	236	257	278	284	289	292
	②確保の内容	200	260	260	260	280	280
	差（②－①）	-36	3	-18	-24	-9	-12
	（クラブ数）	5	5	5	5	5	5

単位：人

区分		実績	第3期計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
黒石	①量の見込み	139	153	161	164	167	168
	②確保の内容	150	150	150	150	170	170
	差(②-①)	11	-3	-11	-14	3	2
	(クラブ数)	3	3	3	3	3	3
小川	①量の見込み	131	131	141	143	146	145
	②確保の内容	150	150	150	150	150	150
	差(②-①)	19	19	9	7	4	5
	(クラブ数)	5	5	5	5	5	5
港	①量の見込み	90	102	107	109	111	111
	②確保の内容	80	90	90	90	110	110
	差(②-①)	-10	-12	-17	-19	-1	-1
	(クラブ数)	2	2	2	2	3	3
和田	①量の見込み	44	49	46	49	47	48
	②確保の内容	40	45	45	45	45	45
	差(②-①)	-4	-4	-1	-4	-2	-3
	(クラブ数)	1	1	1	1	1	1
大富	①量の見込み	101	108	105	109	107	110
	②確保の内容	120	120	120	120	120	120
	差(②-①)	19	12	15	11	13	10
	(クラブ数)	3	3	3	3	3	3
大井川東	①量の見込み	51	52	49	53	51	51
	②確保の内容	50	50	50	50	50	50
	差(②-①)	-1	-2	1	-3	-1	-1
	(クラブ数)	1	1	1	1	1	1
大井川西	①量の見込み	79	69	67	70	69	69
	②確保の内容	73	73	73	73	73	73
	差(②-①)	-6	4	6	3	4	4
	(クラブ数)	2	2	2	2	2	2
大井川南	①量の見込み	51	47	45	45	45	47
	②確保の内容	40	50	50	50	50	50
	差(②-①)	-11	3	5	5	5	3
	(クラブ数)	1	1	1	1	1	1

⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

3歳から就学までのこどもについて、年収360万円未満相当の世帯と第3子目以降の副食費（おかず・おやつ等）の費用を補助します。

⑯ 多様な事業者の参入を促進するための事業

少子化の進行を見据え、認定こども園などの子ども・子育て支援新制度への移行に当たっては、既存の幼稚園や保育施設に対し、保育需要に応じた移行支援に努めます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月時のアンケート調査、出産後の赤ちゃん訪問等を通じ、切れ目のない相談支援を行います。

本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施し、伴走型の支援に努めます。

◆市全域

単位：人

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	766	750	740	730	720	710
②確保の内容	766	750	740	730	720	710
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑱ 産後ケア事業

本市では、平成30年度から事業を実施しており、訪問型、デイサービス（2時間未満、2時間以上7時間未満）、宿泊型があります。

産後ケア事業所の受け入れ体制の整備を図りながら、体調や子育てに不安を抱えている等、本事業の利用が必要な母親に適切な支援が提供できるよう事業を実施します。

◆市全域

単位：人

区分	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	215	600	686	686	686	686
②確保の内容	215	600	686	686	686	686
差（②－①）	0	0	0	0	0	0

(7) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正にあわせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、県との連携・協力のもと、公正・適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案し、円滑な給付方法を検討・実施します。

(8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、生後6か月から満3歳未満の就学前のこどもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者（保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設に通っていないこども）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、面談や子育てについての情報の提供等の援助を行う事業で、月一定時間まで利用することができます。

本市では、実施が義務付けられる令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

◆市全域

単位：人日（月当たり）

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児		37	37	37	37
	1歳児		48	48	48	48
	2歳児		80	80	80	80
	合計		165	165	165	165
②確保の内容			165	165	165	165
差（②－①）			0	0	0	0

2. 施策の推進体制

(1) 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じてこども施策や子育て支援を着実に推進していくためには、市と市民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的にこども施策や子育て支援に取り組むことが重要です。

「焼津市子ども・子育て会議」を通じて、幼稚園、保育所（園）等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会等の地域組織と、適切な役割分担の下に連携を強化し、協働によりこども施策や子育て支援の推進を図ります。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な計画として捉え、総合的かつ効果的に推進するため、庁内で横断的な連携に取り組めます。

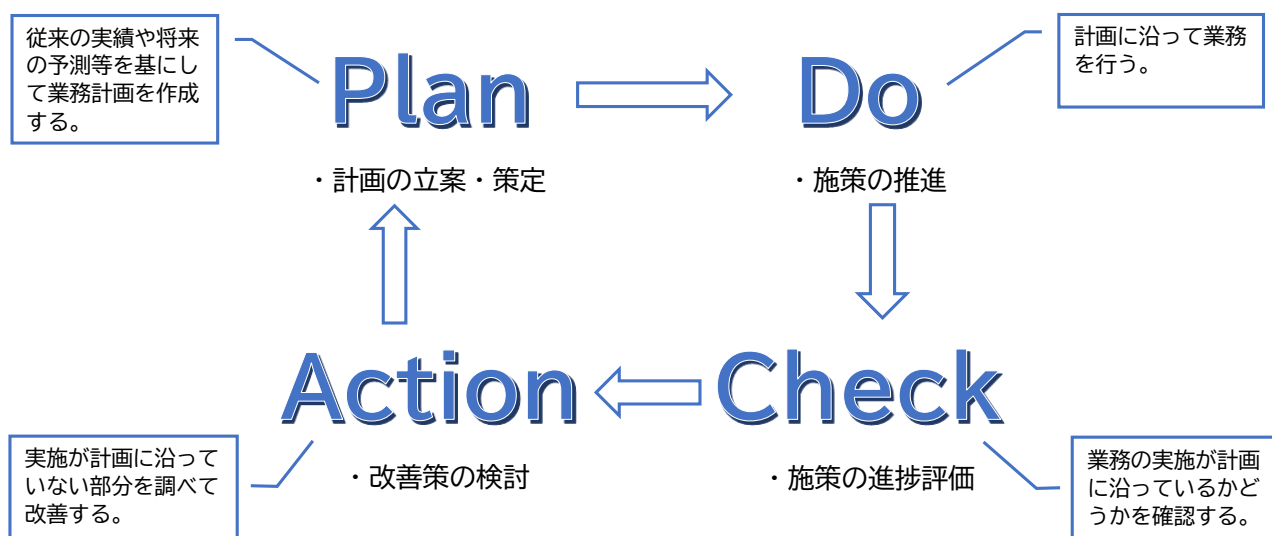
庁内関係課における計画の進捗状況を各年度において点検・共有化するとともに、見直しや改善について検討を進めます。

(3) 計画の点検・評価

計画の点検・評価については、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：評価）、A（Action：改善）により計画の進行管理を行い、「焼津市子ども・子育て会議」において、本計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等の点検・評価を毎年度実施します。

子ども・子育て会議の開催結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。

【図表5-6 PDCAサイクル】



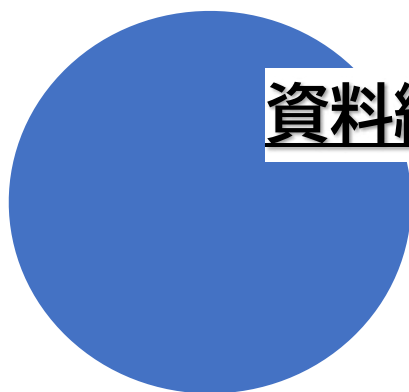
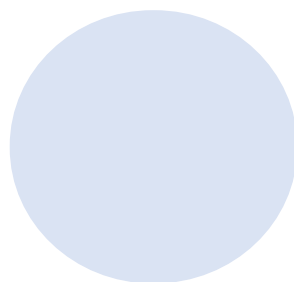
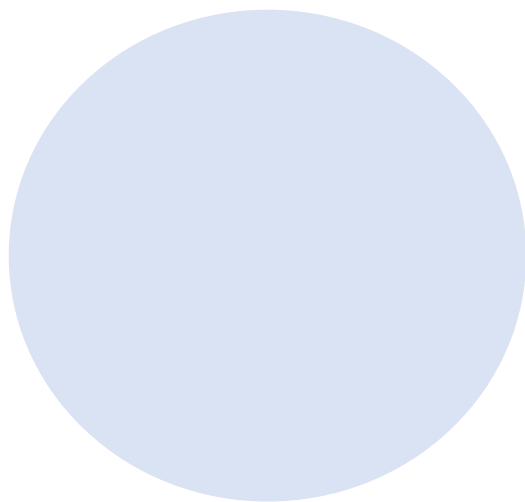
3. 数値目標（評価指標）の設定

基本理念及び本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、以下の項目を評価指標として掲げ、数値目標を設定します。

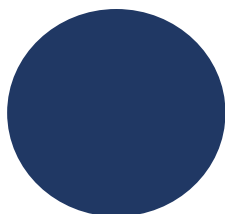
【図表5－7 評価指標】

評価指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
安心して子どもを産み育てることができるまち だと思う割合（高校生以下の子どもがいる世帯） （「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）	79.0% （R5総合計画に関する 市民意識調査）	82.0%
焼津市が好きか（30代以下の世帯） （「好き」＋「どちらかといえば好き」）	91.1% （R5総合計画に関する 市民意識調査）	94.0%
焼津市は暮らしやすいか（30代以下の世帯） （「暮らしやすい」＋「どちらかといえば暮らしやすい」）	75.6% （R5総合計画に関する 市民意識調査）	81.0%
焼津市に住み続けたいか（30代以下の世帯） （「そう思う」＋「どちらかというと思う」）	66.7% （R5総合計画に関する 市民意識調査）	72.0%
大変なことでも、失敗を恐れないで挑戦するよう にしている児童・生徒の割合 （「かなり当てはまる」＋「まあ当てはまる」）	71.4% 「生活や学習に関する アンケート（小5・中2 対象）」	75.0%
困ったことや悩み事などを相談できる人（親、先 生、友達、カウンセラーなど）がいると児童・生 徒の思う割合 （「かなり当てはまる」＋「まあ当てはまる」）	83.7% 「生活や学習に関する アンケート（小5・中2 対象）」	88.0%
自分の将来について、夢や希望を持っていると思 う児童・生徒の割合 （「かなり当てはまる」＋「まあ当てはまる」）	76.5% 「生活や学習に関する アンケート（小5・中2 対象）」	82.0%





資料編



資料編

1. 焼津市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	分野	氏 名	所 属
1	学識経験者	永田 恵実子	静岡福祉大学（子ども学科 保育・教育実習センター長・教授）
2		武藤 裕子	大井川西小学校（校長）
3	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	村松 幹子	焼津市保育園協会（会長）
4		今村 均	焼津市私立幼稚園協会（会長）
5		鈴木 正志	社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（大井川支所長）
6	子どもの保護者	森岡 真樹	焼津市保育園保護者会連合会（会長）
7		山下 庸介	焼津市私立幼稚園PTA連絡協議会（会長）
8		池田 媛香	焼津市立幼稚園PTA（会長）
9		星野 真寿美	焼津市PTA連絡協議会（家庭教育学級副委員長）
10		岩ヶ谷 江理	放課後児童クラブ保護者（ほしのこクラブ保護者代表）
11	経済又は労働関係団体に従事する者	吉田 公輔	焼津商工会議所青年部
12		片山 康俊	志太地区労働者福祉協議会（副会長）
13		飯妻 宏典	焼津公共職業安定所（所長）
14	その他市長が必要と認める者	大石 結香	静岡福祉大学（学生）
15		飯塚 陽成	静岡福祉大学（学生）

2. 焼津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 25 日 条例第 45 号
改正 令和 5 年 3 月 31 日 条例第 26 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、焼津市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、焼津市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 経済又は労働関係団体に従事する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、子育て会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月31日条例第26号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 策定経過

区分		実施内容
第1回	日時	令和6年6月29日(土)
	場所	焼津市役所本庁舎会議室1B
	議題	(1) 第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度実績報告 (2) (仮称) 焼津市こども計画の策定について
こども・若者への意見聴取実施		
第2回	日時	令和6年10月19日(土)
	場所	焼津市役所本庁舎会議室1B
	議題	(1) (仮称) 焼津市こども計画素案について (2) 子ども・子育て支援事業計画 数値目標(案)について (3) こども・若者意見聴取結果に係る意見の反映について
第3回	日時	令和6年12月7日(土)
	場所	焼津市役所本庁舎会議室7A
	議題	(1) 焼津市こども・若者スマイルプラン(焼津市こども計画)(案)について
令和7年1月22日～令和7年2月20日：パブリックコメント実施		
第4回	日時	令和7年3月書面会議
	議題	(1) パブリックコメントの報告について (2) 焼津市こども・若者スマイルプラン(焼津市こども計画)について

4. 用語解説

か行
ゲストティーチャー 市民の方が、特技を活かして小中学校、公民館、一般のグループや団体などからの依頼に対し、ボランティア講師として活躍する制度。
こども基本法 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。 令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。
子ども・子育て支援事業計画 子ども子育て支援法第61条第1項の規定に基づき策定を義務付けられている。 国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
こども大綱 こども基本法第9条に基づくこども施策に関する大綱。 こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項等について定められており、既存の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化されている。 令和5年12月に閣議決定された。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、こどもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定め、国等の責務を明らかにして、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成25年6月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」として成立した。 令和6年の改正により、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。 法第10条第2項に基づき、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が努力義務とされている。
こどもまんなか社会 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。（こども大綱より）
こども未来戦略 「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを基本理念とした、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して令和5年12月に閣議決定された。 児童手当の拡充や大学等授業料・入学金の無償化（多子世帯）等、令和6年度からの3年間に実施すべき少子化対策等の施策を示した「加速化プラン」の内容が含まれている。

さ行
次世代育成支援対策推進法 次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された。当初は 10 年間の時限立法だったが、令和 6 年の改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長されている。 法第 8 条第 1 項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等次世代育成支援対策の実施に関する「市町村行動計画」を策定することができる。
児童福祉法 児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。
スクールカウンセラー（ＳＣ） 学校に配置され、児童生徒や保護者、教職員の心のケアや問題解決を支援する心理職の専門家。
スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ） 児童生徒に関わる学校・家庭・地域環境の改善に向けて、学校と協働して支援ネットワークの構築を支援する福祉の専門家。
粗大運動 日常生活の基礎となる身体を大きく使った動作で、「立つ」「かがむ」「支える」「座る」「姿勢を保つ」「歩く」「ジャンプする」「バランスをとる」などの運動を指す。

た行
待機児童 保護者が保育所等又は放課後児童クラブに入所申請し、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等又は放課後児童クラブに入所していないこどもを示す。
男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

は行
パブリックコメント 行政機関が施策や条例案、計画等を策定する際に、事前に案の公表をすることで、広く一般の住民から意見を募り、その意見を考慮して意思決定を行う手続のこと。
副食費 幼稚園、保育所、認定こども園で徴収する給食費は、ごはん・パン代（主食費）とおかず・おやつ代（副食費）に分けられる。
ブックスタート 赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動。0 歳児健診の時などに市区町村自治体が絵本を配布する。

保育利用率 満3歳未満のこども全体に占める、認定こども園や保育所、地域型保育事業などの利用定員数の割合のこと。令和7年度以降の保育利用率は、“3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口”の計算式で算出している。
放課後子ども教室 放課後、こどもたちが安心して活動できる安全な居場所として、小学校の施設を活用し、地域の方々の協力を得ながら学習活動や様々な体験・交流活動を行う事業。

ま行
民生委員・児童委員 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。 児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。 民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

や行
ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

ら行
ライフステージ 人の生涯を少年期、青年期、壮年期などに人生の節目ごとに区切ったそれぞれの段階を指す。
療育 障害児や発達に課題のあるこどもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高め、医療的配慮のもとで育成されること。
労働力率 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のこと。 労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口を指す。
ロタウイルス 乳幼児の急性重症胃腸炎の主な原因ウイルス。 感染すると、水のような下痢、吐き気、嘔吐（おうと）、発熱、腹痛といった症状が現れる。 5歳までにほぼ全てのこどもがロタウイルスに感染するといわれている。

わ行
ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」と訳され、「一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

アルファベット等
G B S 検査 妊娠 35～37 週の妊婦を対象に、B 群溶血性連鎖球菌（G B S : Group B Streptococcus）の保菌状況を調べる検査。
S I D S Sudden Infant Death Syndrome の略。乳幼児突然死症候群。 何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気。



焼津市こども・若者スマイルプラン(焼津市こども計画)

発行日 令和7年3月

発行 焼津市

編集 こども未来部子育て支援課

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

電話 054-626-1137 **FAX** 054-626-2187

URL <https://www.city.yaizu.lg.jp/index.html>